

独立行政法人農林水産消費技術センターの中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

中期目標及び中期計画が平成15年度に変更されたことから、変更前後の中期目標及び中期計画を併記している。

評価指標欄の記号はそれぞれ、大項目◎、中項目○、小項目◇である。

評価指標は中期目標等の変更に対応して指標内容を変更したことから、変更前後の評価指標を併記している（内容の変更を伴わない軽微な変更を除く。）

平成15年度以前の評価においては、a, b, cによる2段階又は3段階評価を行っている。（中期計画「3(1)調査及び研究の重点化」については、s評価を含む4段階評価を実施。）

中期目標項目	中期計画項目	評価指標及び評価方法等	事業報告及び特記事項	評価
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎業務運営の効率化	<p style="text-align: right;">中項目の総数 : 5 評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点 評価Aの中項目数 : 5 × 2点 = 10点 評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 評価Dの中項目数 : 0 × -1点 = 0点 合計 10点 (10/10=100%)</p> <p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 ① 法人の中期計画項目である「業務の重点化」、「組織体制の整備」、「業務運営能力の向上」、「業務運営の進行管理等」及び「業務運営の効率化による経費抑制」について、各事業年度の小項目の評価結果を評価基準に基づく集計を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。 ② 「品質表示基準製品に係る検査分析時間の削減」について、平成13年度実績の評価時に分析時間の短縮だけでなく、分析精度の向上についても検討するよう指摘したところ、以降は、改良した分析方法の妥当性確認を含めた検討が行われている。 ③ 「組織体制の整備」について、理事長は、法人に与えられた使命を果たすため、定期的な幹部会議等により業務状況の把握及び指示の徹底に努めるとともに、社会的ニーズ等に対応した的確かつ柔軟な業務運営を行っている。また、マネジメントレビューや情勢の変化に応じた組織の見直しを実施するなど、業務の改善に積極的に努力している。 さらに、平成19年4月の独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農業検査所との統合が決まった後は、円滑な統合に向け、また、国民への統合メリットの早期発揮のため、3法人による統合準備委員会を設置する等の検討を開始している。 ④ 平成14年度の評価において提出された資料の一部に誤謬が認めら</p>	A

れたことについては、評価の的確・厳格な実施のためには許されませんが、当該誤謬を修正しても評価結果に影響を与えないことが確認でき、また、法人においては誤謬の原因究明及び再発防止措置を迅速に講じるとともに、一連の事実関係を速やかに農林水産省へ報告するなど、適切な処理に努めており、反省が認められる。

<p>1 業務の重点化</p> <p>(1) 食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>ア 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。）及び油脂（以下「食品等」という。）の品質及び表示に関する調査分析については、消費者等のニーズや食品等の流通及び消費の実態等を踏まえ、必要性の高い課題を選定して重点的に実施する。</p>	<p>1 業務の重点化</p> <p>(1) 食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>ア 調査分析の重点化</p> <p>(7) 調査分析の実施に当たっては、消費者ニーズ、流通、消費の実態等の把握のため、消費者団体、地方公共団体等へのアンケート調査を行う。</p> <p>(イ) 調査の要望の多い課題、新たに開発された食品の特性調査等の必要性の高い課題を選定するため、外部の有識者を含めて各事業年度において検討を</p>	<p>○業務の重点化</p> <p>◇消費者動向等把握のため、全国的なアンケート調査を行った。 s : 適切な調査対象・内容により行い、特に優れた成果が得られた a : 適切な調査対象・内容により行った b : 一部不十分な調査を行った c : 調査を行わなかった d : 調査を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>◇検討の結果を踏まえて、必要性の高い課題を選定した。 s : 選定し、特に優れた成果が得られた a : 選定した c : 選定しなかった</p>	<p>指標の総数 : 83 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 81 × 2点 = 162点 評価bの指標数 : 1 × 1点 = 1点 評価cの指標数 : 1 × 0点 = 0点 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点 合計 163点 (163/166=98%)</p> <p>【事業報告書の記述】 消費者ニーズを把握するため、消費者団体、地方公共団体等に対して食品等特性把握調査、講習会、研修会等に関する次の全国的アンケート調査を実施した。 なお、食品等特性把握調査が平成17年度末で終了することとなったため、平成17年度においては、平成18年度の課題の選定のためのアンケートは行わなかった。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1037 1993 1125"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンケート回収数</td> <td>1,452</td> <td>1,809</td> <td>2,098</td> <td>2,536</td> <td>2,181</td> </tr> <tr> <td>アンケート配付数</td> <td>2,330</td> <td>3,219</td> <td>3,956</td> <td>4,931</td> <td>3,971</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他特記事項】 平成17年度は、食品等特性把握調査課題選定のためアンケート調査を実施する必要がなく、業務実績がないため評価していない。</p> <p>【事業報告書の記述】 食品等特性把握調査については、外部の有識者を含む消費者対応業務推進委員会を開催し、各種アンケート調査等により得られた情報、消費者相談を踏まえて、必要性の高い課題を選定し、次のとおり実施した。 なお、食品等特性把握調査が平成17年度末で終了することとなったため、平成17年度においては、新たな課題選定は行わなかった。</p>	年度	13	14	15	16	17	アンケート回収数	1,452	1,809	2,098	2,536	2,181	アンケート配付数	2,330	3,219	3,956	4,931	3,971	<p>A</p> <p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 - 13年度 a 14年度 a</p>
年度	13	14	15	16	17																	
アンケート回収数	1,452	1,809	2,098	2,536	2,181																	
アンケート配付数	2,330	3,219	3,956	4,931	3,971																	

行う。

d：選定せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

年度	課題数	調査課題
13	9	「海洋深層水の品質特性調査」「わかめ芽株等加工品の品質特性調査」「ハスカップ加工品の品質特性調査」等
14	9	「市販の包装切り餅の品質特性及び調理時の影響」「各種ネギ類の機能性成分含有量に及ぼす調理法の影響」等
15	8	「落花生加工品の品質特性調査」「ヤーコン加工品の品質特性調査」等
16	3	「ダッタンそばの調理による機能性成分の変化」「黒大豆加工食品の品質特性調査」「奈良漬と新漬の相違等実態調査」
17	2	「生鮮及び調理後のゴーヤ機能性成分等実態・比較調査」「香酢の実態調査」

15年度
a

16年度
a

17年度
—

各事業年度において実施した食品等特性把握調査の結果を、ホームページ、広報誌、講習会、全国商品テスト連絡会議等を通じて情報提供した。

【その他特記事項】

平成17年度は、新たな課題を選定する必要がなく、業務実績がないため評価していない。

◇実施した課題の調査結果を広報誌、ホームページ及び講習会等で消費者等に情報提供した。

s：情報提供し、特に優れた成果が得られた
a：情報提供した
c：情報提供しなかった
d：情報提供せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

イ 残留農薬等の微量物質の調査分析の需要に的確に対応するため、現在行っている残留農薬の調査分析の迅速化を図る。
○ 迅速化の目標：平成11年度を基準として調査分析に要する時間を中期目標の期間中に概ね10%削減

イ 残留農薬調査分析の迅速化
中期目標の期間中に既存の残留農薬の調査分析に要する時間を10%削減するため、既往の残留農薬の分析法のうち特に時間を要する農薬の精製分離工程等を中心に、既往の分析法の改良を行う。

◇農薬の精製分離工程等を中心に既往の分析法を改良し、平成11年度の調査分析時間を基準として、各事業年度ごとの削減計画値を達成した。(各事業年度ごとの削減計画値：中期計画開始時からの経過年数に2%を乗じて得られる削減率。)
s：計画値の達成度合は100

【事業報告書の記述】

残留農薬等の微量物質の調査分析の需要に的確に対応するため、主にサンプルから農薬を抽出した後の精製分離工程や分析機器による測定工程の改良等により、平成11年度を基準として残留農薬の調査分析に要する時間840分に対し、130分(15.5%)削減した。

年度	削減率(%)	主な改良内容
13	3.6	精製分離工程における転溶工程を固層抽出法に変更
14	4.8	精製工程にゲル浸透クロマトグラフ(GPC)を導入
15	6.0	精製工程に積層カラムを導入
16	8.3	有機塩素系農薬及び有機リン系農薬をガスクロマトグ

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度

		<p>%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は90%以上であった b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c : 計画値の達成度合は50%未満であった d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>ラフ質量分析装置で測定</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>15.5</td> <td>全系統の農薬をガスクロマトグラフ質量分析装置で測定</td> </tr> </table> <p>【その他特記事項】 既存の残留農薬の調査分析に要する時間840分に対し、130分（15.5%）を削減している。 達成度合：13年度 180%（3.6%/2%） 14年度 120%（4.8%/4%） 15年度 100%（6.0%/6%） 16年度 104%（8.3%/8%） 17年度 155%（15.5%/10%）</p>			ラフ質量分析装置で測定	17	15.5	全系統の農薬をガスクロマトグラフ質量分析装置で測定	a 17年度 a																		
		ラフ質量分析装置で測定																										
17	15.5	全系統の農薬をガスクロマトグラフ質量分析装置で測定																										
ウ インターネット等の情報提供媒体の活用等を進め、消費者等に対し、食品等の調査分析結果に係る情報の迅速かつ効率的な提供を図る。	ウ 調査分析結果等の情報の迅速かつ効率的な提供 (7) ホームページを開設し常時情報提供を行うとともに、提供情報を更新し最新情報を迅速に提供する。	◇ホームページを開設するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。 s : 開設し、又は必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた a : 開設し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかった c : 開設せず、又は必要な改善を行わなかった d : 開設せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった	【事業報告書の記述】 効率的な情報提供のため、平成13年4月に「センターホームページ」を開設するとともに、食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを推進するため、平成15年7月に「食の安全・安心交流ひろばホームページ」（以下、「ひろばホームページ」という。）を開設し、プレスリリース情報の即日掲載、最新のリスク情報の掲載等を行うなど、常時更新することにより消費者等に対し最新情報を迅速に提供した。 また、利用者に対するアンケート調査等を踏まえて、コンテンツの追加や平成17年10月に「ひろばホームページ」を「センターホームページ」に統合するなど、必要に応じた改善を図り、より一層の利便性の向上に努めた。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームページの更新回数</td> <td>127</td> <td>167</td> <td>320 (125)</td> <td>477 (234)</td> <td>368 (124)</td> </tr> <tr> <td>” 延べ更新件数</td> <td>—</td> <td>552</td> <td>2,159 (1,022)</td> <td>4,670 (2,235)</td> <td>3,264 (1,195)</td> </tr> <tr> <td>ホームページのアクセス数</td> <td>116,263</td> <td>183,895</td> <td>389,175 (76,491)</td> <td>585,913 (147,052)</td> <td>515,239 (84,468)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) () 内は、「ひろばホームページ」の数で内数。</p>	年度	13	14	15	16	17	ホームページの更新回数	127	167	320 (125)	477 (234)	368 (124)	” 延べ更新件数	—	552	2,159 (1,022)	4,670 (2,235)	3,264 (1,195)	ホームページのアクセス数	116,263	183,895	389,175 (76,491)	585,913 (147,052)	515,239 (84,468)	13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a
年度	13	14	15	16	17																							
ホームページの更新回数	127	167	320 (125)	477 (234)	368 (124)																							
” 延べ更新件数	—	552	2,159 (1,022)	4,670 (2,235)	3,264 (1,195)																							
ホームページのアクセス数	116,263	183,895	389,175 (76,491)	585,913 (147,052)	515,239 (84,468)																							
		◇ホームページ上の消費者相談事例等の最新情報を常時更新した。 s : 情報を常時（月に1回以上）更新し、特に優れた成果が得られた a : 情報を常時更新した b : 情報の更新の頻度が低かった c : 情報を更新しなかった d : 情報を更新せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった	【その他特記事項】 ホームページ上の消費者相談事例等の最新情報を常時（月に1回以上）更新している。	13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度																								

	<p>◇プレスリリースを発表当日中にホームページへ掲載した。</p> <p>s：達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：達成度合は90%以上であった</p> <p>b：達成度合は50%以上90%未満であった</p> <p>c：達成度合は50%未満であった</p> <p>d：達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>センターが発表したプレスリリースは、すべて発表当日中にホームページに掲載している。</p> <p>達成度合：13年度 100%（1件/1件） 14年度 100%（3件/3件） 15年度 100%（9件/9件） 16年度 100%（14件/14件） 17年度 100%（12件/12件）</p>	<p>a</p> <p>13年度 a</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>																		
<p>(イ) ホームページ上で、消費者・企業からの相談事例、食生活に関する情報、食品等の調査分析結果及びJAS関係業務により蓄積された情報等の中から必要な情報を迅速かつ効率的に検索し、利用できるシステムを構築する。</p>	<p>◇各種情報の中から、利用者が必要な情報を検索できるシステムを設置するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。</p> <p>s：設置し、又は必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：設置し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかった</p> <p>c：設置せず、又は必要な改善を行わなかった</p> <p>d：設置せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ホームページ掲載事項の中から必要な情報を迅速かつ効率的に検索できる高機能検索システムを構築し、利便性の向上に努めた。</p> <p>【その他特記事項】 平成13年度に検索システムを設置し、その後も必要な改善を図っている。</p>	<p>13年度 a</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>																		
<p>(ウ) 調査分析結果や行政の動き等についての最新の情報を迅速かつ効率的に提供するため、電子メールを活用して希望者に情報を発信するシステムを構築する。</p>	<p>◇電子メール利用者のためにホームページ上に受付窓口を設置し、希望者に情報を発信した。</p> <p>s：設置して情報を発信し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：設置して情報を発信した</p> <p>c：設置せず、情報を発信し</p>	<p>【事業報告書の記述】 調査分析結果や行政の動き等についての最新の情報を迅速かつ効率的に提供するため、ホームページに情報配信希望者の登録窓口を開設し、平成14年3月以降、電子メールによる情報提供（電子メールマガジン）を毎月1回以上配信した。</p> <table border="1" data-bbox="1153 1348 2004 1436"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メールマガジン発信回数</td> <td>1</td> <td>17</td> <td>40</td> <td>51</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>延べ発信通数</td> <td>187</td> <td>9,217</td> <td>62,080</td> <td>128,102</td> <td>148,245</td> </tr> </tbody> </table>	年度	13	14	15	16	17	メールマガジン発信回数	1	17	40	51	48	延べ発信通数	187	9,217	62,080	128,102	148,245	<p>13年度 a</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p>
年度	13	14	15	16	17																
メールマガジン発信回数	1	17	40	51	48																
延べ発信通数	187	9,217	62,080	128,102	148,245																

		<p>なかった d：設置せず、情報を発信せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		<p>16年度 a 17年度 a</p>																																				
<p>(2) 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p> <p>ア 農林物資の検査については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第108号。以下「改正JAS法」という。）により新たに表示が義務付けられた生鮮食品、加工食品、遺伝子組換え食品、有機農産物等の検査を重点的に実施するとともに、従来から農林物資の品質に関する表示の基準（以下「品質表示基準」という。）が定められている加工食品の検査業務の迅速化を図る。</p>	<p>(2) 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p> <p>ア 農林物資の検査の重点化及び迅速化</p>																																							
<p>○ 品質表示基準に係る加工食品の検査件数のうち新たに表示が義務付けられたもの及び中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われたものの検査件数の割合：各事業年度50%以上 <u>（平成15年度以降の目標）</u></p> <p>○ 品質表示基準に係る加工食品の検査件数のうち新たに表示が義務付けられたものの検査件数の割合：各事業年度50%以上</p>	<p>(7) 新たに品質表示が義務付けられた加工食品及び中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われた加工食品に対する各事業年度の検査件数の割合を50%以上とするため、平成13年度以降、前年度の検査の結果を踏まえ、品質表示基準への不適合率が低い品目等の検査件数を削減する。 <u>（平成15年度以降の計画）</u></p> <p>(7) 新たに品質表示が義務</p>	<p>◇不適合率が低い品目等の検査件数を削減し、新たに表示が義務付けられた加工食品及び中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われた加工食品の検査件数の割合を50%以上とした。 <u>（平成15年度以降の評価指標）</u></p> <p>◇不適合率が低い品目等の検査件数を削減し、新たに表示が義務付けられた加工食品の検査件数の割合を50%以上とした。 <u>（平成14年度までの評価指標）</u></p>	<p>【事業報告書の記述】 品質表示基準に係る加工食品の買上検査においては、平成11年度以前に品質表示基準が定められていた55品目のうち前年度に不適合率が低かった品目等の検査件数を削減することにより、平成13年6月以降新たに表示が義務付けられた加工食品及び中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われた加工食品の検査件数の割合を各事業年度とも50%以上とした。</p> <table border="1" data-bbox="1142 1181 2004 1380"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="5">年度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 平成13年度以降に新たに表示が義務付けられた加工食品の検査件数</td> <td>2,863</td> <td>3,279</td> <td>3,496</td> <td>3,161</td> <td>2,609</td> </tr> <tr> <td>② 中期目標期間中に基準の見直しが行われた加工食品の検査件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>311</td> <td>467</td> <td>1,075</td> </tr> <tr> <td>③ 全検査件数</td> <td>4,939</td> <td>5,100</td> <td>5,135</td> <td>5,071</td> <td>5,012</td> </tr> <tr> <td>全検査に占める割合(%) [(①+②)/③]</td> <td>58</td> <td>64</td> <td>74</td> <td>71.5</td> <td>73.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他特記事項】</p>		年度						13	14	15	16	17	① 平成13年度以降に新たに表示が義務付けられた加工食品の検査件数	2,863	3,279	3,496	3,161	2,609	② 中期目標期間中に基準の見直しが行われた加工食品の検査件数	—	—	311	467	1,075	③ 全検査件数	4,939	5,100	5,135	5,071	5,012	全検査に占める割合(%) [(①+②)/③]	58	64	74	71.5	73.5	<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
	年度																																							
	13	14	15	16	17																																			
① 平成13年度以降に新たに表示が義務付けられた加工食品の検査件数	2,863	3,279	3,496	3,161	2,609																																			
② 中期目標期間中に基準の見直しが行われた加工食品の検査件数	—	—	311	467	1,075																																			
③ 全検査件数	4,939	5,100	5,135	5,071	5,012																																			
全検査に占める割合(%) [(①+②)/③]	58	64	74	71.5	73.5																																			

(平成14年度までの目標)

付けられた加工食品に対する各事業年度の検査件数の割合を50%以上とするため、従来から品質表示基準が定められている55品目の加工食品（以下「既存の品質表示基準製品」という。）の検査について、平成13年度以降、前年度の検査の結果を踏まえ、品質表示基準への不適合率が低い品目等の検査件数を削減する。

(平成14年度までの計画)

○ 迅速化の目標：平成11年度を基準として検査に要する時間を中期目標の期間中に概ね10%削減

(イ) 中期目標の期間中に従来から品質表示基準が定められている加工食品に係る検査分析時間を10%削減するため、理化学分析法から生化学的分析法や機器分析への転換等を中心に、既往の検査分析方法の改良を行う。

(平成15年度以降の計画)

(イ) 中期目標の期間中に既存の品質表示基準製品に係る検査分析時間を10%削減するため、理化学分析法から生化学的分析法や機器分析への転換等を中心に、既往の検査分析方法の改良を行う。

(平成14年度までの計画)

s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
a：計画値の達成度合は100%以上であった
b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
c：計画値の達成度合は70%未満であった
d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇各事業年度の対象品目について、従来から品質表示基準が定められている加工食品に係る検査分析方法を改良し、検査分析時間を平成11年度を基準として10%削減した。

(平成15年度以降の評価指標)

◇各事業年度の対象品目について、既存の検査分析方法を改良し、検査分析時間を平成11年度を基準として10%程度削減した。

(平成14年度までの評価指標)

s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
a：計画値の達成度合は90%以上であった
b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった
c：計画値の達成度合は50%未満であった
d：計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

平成14年度以降は、新たに表示が義務付けられた加工食品等に対する検査をより一層重点的に行うため、当該品目の年度計画の検査件数の割合を50%以上から60%以上としている。

なお、平成15年度以降の評価に当たっては、年度計画の計画値を基準として評価した。

達成度合：13年度 116% (58%/50%)
14年度 128% (64%/50%)
15年度 123% (74%/60%)
16年度 119% (71.5%/60%)
17年度 123% (73.5%/60%)

【事業報告書の記述】

品質表示基準に係る加工食品の検査の迅速化を図るため、各事業年度ごとに品目を定め検査分析時間の削減を検討した結果、次のとおり平成11年度を基準として、加工食品の検査における各品目の検査分析時間の総計19,746.5分に対し、2,553分(12.9%)削減した。

〔平成11年度を基準とした削減率〕

年度	品目数	既往分析時間(分)	削減時間(分)	削減率(%)
13	9	7,100	665	9.4 [28]
14	6	5,525	525	9.5 [31]
15	9	1,511.5	158	10.5
16	8	4,485	995	22.2
17	10	1,125	210	18.7
合計	42	19,746.5	2,553	12.9

注1) []内は、改良した分析方法の妥当性確認前の削減率である。なお、平成13年度及び14年度に改良した分析方法の妥当性確認は、平成15年度までに行った。

2) 既存の品質表示基準55品目のうち、13品目については表示の真正性の確認に係る検査項目のない品目である。

【その他特記事項】

平成13年度及び14年度は、当該年度中に妥当性確認を行っていないことから、妥当性確認前の削減割合をもって評価した。

達成度合：13年度 280% (28%/10%)
14年度 310% (31%/10%)
15年度 105% (10.5%/10%)
16年度 222% (22.2%/10%)
17年度 187% (18.7%/10%)

イ 日本農林規格（以下「

イ 農林物資の格付の効率

◇平成14年度をもって廃止し

【事業報告書の記述】

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

14年度

<p>JAS規格」という。)による農林物資の格付については、JAS規格の見直しや格付件数の動向等を踏まえ、新たに品質表示基準が定められる農林物資、有機農産物等の検査に関する業務等に適切に対応することが可能となるよう、業務運営の効率化を進める。</p>	<p>化 (7) 外国林産物の格付業務については、平成14年度をもって廃止する。</p>	<p>た。 a：廃止した c：廃止しなかった (平成14年度限りの評価指標)</p>	<p>外国林産物の格付業務については、平成15年6月9日をもって廃止した。 なお、旧JAS法附則第4条第3項の規定による外国林産物の格付業務については、外国製造業者の承認又は認定が平成15年6月9日までなおその効力を有するとされたことから、当該格付業務を平成14年度をもって廃止できなかった。</p>	<p>c</p>												
	<p>(4) 生系の格付業務については、業務体制の見直しを進めつつ、業務量と要員の適正化を図るため、生系格付業務担当職員について、品質表示基準製品や有機農産物の検査業務等他業務への活用等を図ることとし、これらの職員を対象に、消費者対応業務、JAS関係業務等に関する研修を計画的に実施する。</p>	<p>◇消費者対応業務、JAS関係業務等に関する研修計画を作成し、研修を行った。 a：研修計画を作成し、研修を行った b：研修計画を作成したが、研修を行わなかった c：研修計画を作成しなかった (平成14年度までの評価指標)</p> <p>◇生系格付業務担当職員を品質表示基準製品や有機農産物の検査業務等他業務へ活用した。 a：他業務へ活用した c：他業務へ活用しなかった (平成14年度までの評価指標)</p>	<p>【事業報告書の記述】 生系格付業務担当職員に対して、品質表示基準製品や有機農産物の検査業務等に関する研修の計画的な実施、又は、表示監視部門等に併任させ日常の業務を通じた指導・育成(On the Job Training:OJT)を実施した上で、これらの職員を生系格付業務以外の業務へ配置転換し、その活用等を図った。</p> <p>【その他特記事項】 平成14年度は、生系格付業務担当職員に対する研修を行わなかったが、日常の業務を通して指導・育成を行うことにより、配置先での業務に必要な技術能力の向上を図るという目的は達成されている。</p>	<p>13年度 a 14年度 b</p> <p>13年度 a 14年度 a</p>												
<p>(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、必要性の高い課題を選定して重点的に実施するとともに、その効果的な実施を図る。</p>	<p>(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究 ア 調査及び研究について (7) 食品等の検査技術に関する消費者、食品等の製造業者及び行政部局等のニーズ、技術開発の動向等を的確に把握するため、情報収集を行う。</p>	<p>◇消費者、食品等製造業者のニーズや技術開発の動向について情報収集を行った。 s：情報収集を行い、特に優れた成果が得られた a：情報収集を行った c：情報収集を行わなかった d：情報収集を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 食品等の検査技術に関するニーズ、技術開発の動向等を把握するため、次のとおり農業試験研究推進会議等の連絡会に参画し、情報収集を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1241 2002 1299"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡会参画回数</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>27</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table>	年度	13	14	15	16	17	連絡会参画回数	20	20	22	27	19	<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度</p>
年度	13	14	15	16	17											
連絡会参画回数	20	20	22	27	19											

			a																		
			17年度 a																		
	◇行政部局のニーズを把握するため農林水産省関係部局の連絡会議等へ参加した s：参加し、特に優れた成果が得られた a：参加した c：参加しなかった d：参加せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった (平成15年度以降の評価指標)	【事業報告書の記述】 原則週1回実施される農林水産省消費・安全局表示・規格課（平成15年6月までは総合食料局品質課）及び消費・安全政策課（平成15年6月までは同消費生活課）の課内連絡会議等に参加し、行政ニーズの把握に努めた。 【その他特記事項】 平成14年度までは、総合食料局局議及び業務関連課の会議に参加し、行政部局のニーズ把握に務めている。	13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a																		
	◇行政部局のニーズを把握するため総合食料局局議等へ常時参加した。 a：局議等へ参加した c：局議等へ参加しなかった (平成14年度までの評価指標)																				
(イ) 技術的な可能性等について検討した上で必要性の高い課題を選定するため、外部の有識者を含めて各事業年度において検討を行う。	◇検討の結果を踏まえて、必要性の高い課題を選定した。 s：選定し、特に優れた成果が得られた a：選定した c：選定しなかった d：選定せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった	【事業報告書の記述】 各事業年度において、外部の有識者を含む調査研究総合評価委員会における検討を踏まえ、食品表示の真正性を判別する分析技術の実用化のための調査研究課題等、必要性の高い課題を選定した。	13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>課題数</th> <th>選定課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>23</td> <td>「遺伝子組換え農作物加工食品中の組換え体混入率の定量化技術」「青果物の産地判別のための誘導結合プラズマ発光分析法及び誘導結合プラズマ質量分析法による多元素定量分析」等</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>18</td> <td>「農産物の産地判別のための誘導結合プラズマ発光分析法及び誘導結合プラズマ質量分析方法による多元素定量分析」「解凍魚と鮮魚の判別方法の検討」等</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>21</td> <td>「タマネギの産地判別方法の検討」「シイタケの原産地判別法の検討」等</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>17</td> <td>「安定同位体比測定による養殖魚・天然魚の判別法の開発」「シジミの種判別法のマニュアル化」等</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>23</td> <td>「無機元素分析による農産物の原産国スクリーニング判別技術の開発」「安定同位体比測定による養殖魚・天然魚の判別法の開発」等</td> </tr> </tbody> </table>	年度	課題数	選定課題	13	23	「遺伝子組換え農作物加工食品中の組換え体混入率の定量化技術」「青果物の産地判別のための誘導結合プラズマ発光分析法及び誘導結合プラズマ質量分析法による多元素定量分析」等	14	18	「農産物の産地判別のための誘導結合プラズマ発光分析法及び誘導結合プラズマ質量分析方法による多元素定量分析」「解凍魚と鮮魚の判別方法の検討」等	15	21	「タマネギの産地判別方法の検討」「シイタケの原産地判別法の検討」等	16	17	「安定同位体比測定による養殖魚・天然魚の判別法の開発」「シジミの種判別法のマニュアル化」等	17	23	「無機元素分析による農産物の原産国スクリーニング判別技術の開発」「安定同位体比測定による養殖魚・天然魚の判別法の開発」等	
年度	課題数	選定課題																			
13	23	「遺伝子組換え農作物加工食品中の組換え体混入率の定量化技術」「青果物の産地判別のための誘導結合プラズマ発光分析法及び誘導結合プラズマ質量分析法による多元素定量分析」等																			
14	18	「農産物の産地判別のための誘導結合プラズマ発光分析法及び誘導結合プラズマ質量分析方法による多元素定量分析」「解凍魚と鮮魚の判別方法の検討」等																			
15	21	「タマネギの産地判別方法の検討」「シイタケの原産地判別法の検討」等																			
16	17	「安定同位体比測定による養殖魚・天然魚の判別法の開発」「シジミの種判別法のマニュアル化」等																			
17	23	「無機元素分析による農産物の原産国スクリーニング判別技術の開発」「安定同位体比測定による養殖魚・天然魚の判別法の開発」等																			
イ 調査研究に関する内部	◇調査研究に関する内部の委	【事業報告書の記述】	13年度																		

	<p>の委員会を設置し、中長期の展望に立った適切な調査研究計画の作成、調査研究の進捗状況等に応じた適正な進行管理及び内部評価に基づく計画変更の指示等を効率的に行う。</p>	<p>員会を設置し、中長期の展望に立った適切な調査研究計画を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改正を行った。 s : 作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかった c : 作成しなかった d : 作成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <hr/> <p>◇内部の委員会を設置し、進捗状況等に応じた進行管理及び内部評価を行うとともに、内部評価の結果に基づき必要に応じて調査研究計画の変更の指示等を行った。 s : 内部評価の結果、調査研究計画の変更の指示等を行い、特に優れた成果が得られた a : 内部評価の結果、調査研究計画の変更の指示等を行い、又は調査研究計画の変更の必要がなかった。 c : 内部評価を行わなかった d : 内部評価を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>調査研究5カ年計画を作成し、計画に基づいた調査研究を実施するとともに、調査研究推進委員会において調査研究の進捗状況等に応じた適正な進行管理及び内部評価を行い、必要に応じて研究課題を追加・中止した。</p> <p>【その他特記事項】 平成13年度に調査研究5カ年計画を作成し、その後も必要に応じた見直しを行うとともに、平成17年度には、次期中期目標に対応した調査研究中期計画案を作成した。</p>	<p>a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p> <hr/> <p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
<p>2 組織体制の整備</p>	<p>2 組織体制の整備</p>	<p>○組織体制の整備</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数 : 50 評価 s の指標数 : 0 × 3 点 = 0 点 評価 a の指標数 : 50 × 2 点 = 100 点 評価 b の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点 評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点 評価 d の指標数 : 0 × -1 点 = 0 点 合 計 100 点</p> </div>	<p>A</p>

		(100/100=100%)		
<p>社会情勢の変化と科学技術の進歩に的確に対応しつつ、中期計画に即して機動的かつ効率的に業務を推進できるよう、責任と役割分担を明確化した機能的で柔軟な組織体制を整備する。</p>	<p>(1) 役員と職員の責任と役割を明確化するとともに、理事長の指導の下、効率的な組織運営を行う。</p>	<p>◇理事長は、法人の課題を的確に認識している。 s : 的確に認識し、経営戦略の決定と実行において特に優れた成果が得られた a : 的確に認識している c : 認識が充分とは言えない d : 認識していない (平成14年度以降の評価指標)</p>	<p>【事業報告書の記述】 理事長は組織の課題を的確に認識した上で経営戦略を決定するとともに、業務運営にあたっては、各年度において業務の進捗状況、前年度の業務実績の評価結果等を踏まえたマネジメントレビューを実施し、その結果に基づき本部の部長及び地域センター所長等に対する的確な指示を行った。 中期目標及び中期計画の達成を基本として、社会情勢及び社会ニーズを踏まえ、プライオリティを勘案した柔軟な組織運営を行った。また、原則として毎週1回役員・部長による幹部会議、毎月1回役員及び本部部課長による会議を開催するなど、機動的な業務の推進に努めた。</p> <p>【その他特記事項】 理事長は、国による食品の品質や表示の適正化への取組、食品安全行政の推進等を技術的側面から担うことが法人の課題であると認識し、中期計画において法人に求められている業務の効率化と質の向上に努めている。</p>	<p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>
		<p>◇理事長は、法人に与えられた設立目的及び中期目標にふさわしい適切かつ明確な経営戦略を持ち組織運営を行った。 s : 適切な経営戦略に基づく効率的な組織運営を行い、特に優れた成果が得られた a : 適切な経営戦略を持ち組織運営を行った c : 経営戦略の内容が充分とは言えなかった d : 適切な経営戦略を持たなかった (平成14年度以降の評価指標)</p>	<p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>	
		<p>◇理事長は、マネジメントレビューを実施する等、リーダーシップを発揮した的確な業務運営を行った s : 的確な業務運営を行い、業務の改善において特に優れた成果が得られた a : 的確な業務運営を行った c : 一部の業務運営において、的確さに欠けるところが見られた d : 的確な業務運営を行わな</p>	<p>マネジメントレビューの実施にあたっては、各地域センターごとの業務執行状況等を把握した上で的確な指示を行っている。</p>	<p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>

かった
 (平成14年度以降の評価指標)

◇理事長等が業務の状況を把握するシステムとして、週1回の幹部会議の開催が確立され、適切に運用されている。
 s : 計画値の達成割合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
 a : 計画値の達成割合は90%以上であった
 b : 計画値の達成割合は50%以上90%未満であった
 c : 計画値の達成割合は50%未満であった
 d : 計画値の達成割合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

(平成14年度以降の評価指標)

◇理事長の指示を徹底し、効率的な組織運営を行うため、原則として毎月、理事長及び理事、本部の部課長、専門官による部課長会議を開催した。
 a : 開催した
 c : 開催しなかった

(平成13年度の評価指標)

◇理事長等が業務の状況を把握するシステムとして、月1回の本部部課長会議の開催が確立され、適切に運用されている。
 s : 計画値の達成割合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
 a : 計画値の達成割合は90%以上であった
 b : 計画値の達成割合は50%以上90%未満であった
 c : 計画値の達成割合は50%

年52週のうち年末年始1回、ゴールデンウィーク1回、8月(夏季休暇月間)3回、計5回を控除し、基準を47回として評価した。

達成度合 : 14年度 91% (43回/47回)
 15年度 119% (56回/47回)
 16年度 119% (56回/47回)
 17年度 134% (63回/47回)

 13年度
 a
 14年度
 a
 15年度
 a
 16年度
 a
 17年度
 a

年12ヶ月のうち8月1回を控除し、基準を11回として評価した。

達成度合 : 14年度 118% (13回/11回)
 15年度 100% (11回/11回)
 16年度 100% (11回/11回)
 17年度 109% (12回/11回)

 13年度
 a
 14年度
 a
 15年度
 a
 16年度
 a
 17年度

未満であった
 d：計画値の達成度合は50%
 未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった
 (平成14年度以降の評価指標)

◇理事長の指示を徹底し、効率的な組織運営を行うため、原則として毎月、理事長及び理事、本部の部課長、専門官による部課長会議を開催した。
 a：開催した
 c：開催しなかった
 (平成13年度の評価指標)

◇理事が理事長を的確にサポートしている。
 s：的確にサポートし、特に優れた成果が得られた
 a：的確にサポートしている
 c：サポートが充分とは言えない
 d：サポートしていない
 (平成14年度以降の評価指標)

◇監事（常勤、非常勤）が、期待される活動を行い、的確な監査報告又は意見提出を行った。
 s：的確な監査報告等を行い、特に優れた成果が得られた
 a：的確な監査報告等を行った
 c：一部の活動において、的確さに欠けるところが見られた
 d：的確な活動を行わなかった
 (平成14年度以降の評価指標)

	a
理事は、本部各部間並びに本部及び各地域センター間の業務運営等における重要事項に関する調整等を担当するとともに、理事長不在時の代理を務めている。	14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a
監事は、監査を実施し、業務執行体制とは離れた立場から意見提出等を行っている。	14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a

(2) 本部の総務部門及び企画調整部門並びに本部及び地域の業務実施部門の責任と役割分担及び指示系統を明確にし、効率的な業務運営を行う。

◇業務を効率的に実施するため、企画調整部においてセンター全体の業務の進行管理を行った。
 s：進行管理を行い、特に優れた成果が得られた
 a：進行管理を行った
 c：進行管理を行わなかった
 d：進行管理を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告書の記述】

本部の総務部門及び企画調整部門並びに本部及び地域の業務実施部門の責任と役割分担、指示系統、業務分担等について、組織規程、業務関係規程類に明記し、権限委任による責任の明確化と意思決定手続きの簡素化を図った。また、業務の進捗状況、結果等を踏まえてこれらを見直した。
 四半期ごとに業務進捗報告を取りまとめ、業務の進行管理と業務進行に応じた予算の執行管理を徹底し、効率的な業務運営を行った。

13年度
a
14年度
a
15年度
a
16年度
a
17年度
a

◇業務を効率的に実施するため、総務部において業務の進行状況に対応した予算の執行管理を行った。
 s：執行管理を行い、特に優れた成果が得られた
 a：執行管理を行った
 c：執行管理を行わなかった
 d：執行管理を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

13年度
a
14年度
a
15年度
a
16年度
a
17年度
a

(3) 機動的に業務を推進するため、スタッフ制等柔軟な業務運営ができる体制を整備する。

◇主任調査官を業務実施部門及び地域センタースタッフ職員として配置し、業務量の増減に対応して主任調査官の担当業務の変更を行った。
 s：変更を行い、特に優れた成果が得られた
 a：変更を行い、又は変更の必要がなかった
 c：必要な変更を行わなかった
 d：必要な変更を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告書の記述】

機動的に業務を推進するため、本部各部及び各地域センターに配置されている主任調査官をスタッフ制とし、柔軟な業務運営ができる体制とした。

【その他特記事項】

業務量の増減に対応して主任調査官の担当業務の変更を行っている。

13年度
a
14年度
a
15年度
a
16年度
a
17年度
a

		<p>◇技術研究課、微量物質調査（検査）課、商品調査課及び鑑定課をスタッフ制とし、業務量の増減に対応して担当者の業務内容の変更を行った。 s：変更を行い、特に優れた成果が得られた a：変更を行い、又は変更の必要がなかった c：必要な変更を行わなかった d：必要な変更を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 技術研究課、商品調査課、微量物質調査（検査）課等、事業年度ごとに業務内容に変化がある部署は、係をスタッフ制とし、係ごとの業務調整を図った。</p>	<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
--	--	---	--	---

3 業務運営能力の向上	3 業務運営能力の向上	○業務運営能力の向上		<p>指標の総数 : 45 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 45 × 2点 = 90点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点 合計 90点 (90/90=100%)</p>	A
-------------	-------------	------------	--	---	---

(1) 職員の技術的水準の向上を図るための研修及び資格の取得を計画的に実施するとともに、調査分析技術への先進的な技術、知識等の導入に努める。	(1) 職員の技術水準の向上及び資格の取得を計画的に実施するため、職員技術研修計画を作成するとともに、ISO9000の審査員補、労働安全衛生法に定められた作業環境測定士等の有資格者を確保する。	<p>◇職員技術研修中期計画を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行った。 s：作成し、又は必要な変更を行い、特に優れた成果が得られた a：作成し、又は必要な変更を行い、若しくは見直しの結果、変更の必要がなかった c：作成せず、又は必要な変更を行わなかった d：作成せず、又は必要な変更を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 職員技術研修中期計画を作成し、当該計画及び各年度の研修企画委員会の審議結果に沿って実行計画を作成し、次のとおり有資格者を確保した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ISO9000審査員補</td> <td>8(2)</td> <td>12(4)</td> <td>14(4)</td> <td>25(12)</td> <td>35(10)</td> </tr> <tr> <td>作業環境測定士 第1種有機溶剤</td> <td>3(3)</td> <td>4(1)</td> <td>5(1)</td> <td>5(0)</td> <td>5(0)</td> </tr> <tr> <td>第1種特定化学物質</td> <td>1(1)</td> <td>4(3)</td> <td>5(1)</td> <td>5(0)</td> <td>5(0)</td> </tr> <tr> <td>放射線取扱主任者</td> <td>40(1)</td> <td>40(1)</td> <td>37(0)</td> <td>39(2)</td> <td>39(0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：()内は新規に養成した有資格者数。</p> <p>【その他特記事項】 平成13年度に職員技術研修中期計画を作成し、その後も必要に応じた見直しを行うとともに、平成17年度には、次期中期目標期間に対応した職員技術研修中期計画を作成している。</p>	年度	13	14	15	16	17	ISO9000審査員補	8(2)	12(4)	14(4)	25(12)	35(10)	作業環境測定士 第1種有機溶剤	3(3)	4(1)	5(1)	5(0)	5(0)	第1種特定化学物質	1(1)	4(3)	5(1)	5(0)	5(0)	放射線取扱主任者	40(1)	40(1)	37(0)	39(2)	39(0)	<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
年度	13	14	15	16	17																													
ISO9000審査員補	8(2)	12(4)	14(4)	25(12)	35(10)																													
作業環境測定士 第1種有機溶剤	3(3)	4(1)	5(1)	5(0)	5(0)																													
第1種特定化学物質	1(1)	4(3)	5(1)	5(0)	5(0)																													
放射線取扱主任者	40(1)	40(1)	37(0)	39(2)	39(0)																													
		◇年度計画に基づいてISO9000			13年度																													

	<p>の審査員補の有資格者を確保した。</p> <p>s : 確保し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 確保した</p> <p>c : 確保しなかった</p> <p>d : 確保せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		a
			14年度 a
			15年度 a
			16年度 a
			17年度 a
	<p>◇年度計画に基づいて作業環境測定士の有資格者を確保した。</p> <p>s : 確保し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 確保した</p> <p>c : 確保しなかった</p> <p>d : 確保せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		13年度 a
			14年度 a
			15年度 a
			16年度 a
			17年度 a
	<p>◇年度計画に基づいて放射線取扱主任者の有資格者を全センターに確保した。</p> <p>s : 確保し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 確保した</p> <p>c : 確保しなかった</p> <p>d : 確保せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		13年度 a
			14年度 a
			15年度 a
			16年度 a
			17年度 a
(2) 先進的な検査分析技術	◇外部機関への職員の派遣研	【事業報告書の記述】	13年度

<p>(2) 職員の健康と安全な労働環境を維持するための体制を整備する。</p>	<p>等の導入を図るため、独立行政法人食品総合研究所等の外部機関への職員の派遣を行うとともに、職員の技術力の向上を図るため、遺伝子組換え食品の検査技術、LC-MS（液体クロマトグラフ質量分析計）による機能性成分の分析技術等の新しい分析技術に重点を置いた研修を行う。</p>	<p>修を実施し、研修の結果、高度な分析技術を習得した職員が増加した。 s : 実施し、増加したことにより特に優れた成果が得られた a : 実施し、増加した c : 実施しなかった d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>次の外部機関へ職員を派遣し、先進的な検査分析技術等を導入した。</p> <table border="1" data-bbox="1160 183 1995 416"> <thead> <tr> <th>派遣先</th> <th>派遣年度</th> <th>延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人食品総合研究所</td> <td>13~17</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人水産総合研究センター</td> <td>13~17</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>環境省環境調査研修所</td> <td>14~17</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>北九州市環境局環境科学研究所</td> <td>14~17</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人農業技術研究機構近畿四国農業研究センター</td> <td>15</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人森林総合研究所</td> <td>16</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東北大学大学院農学研究科</td> <td>16</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	派遣先	派遣年度	延べ人数	独立行政法人食品総合研究所	13~17	19	独立行政法人水産総合研究センター	13~17	13	環境省環境調査研修所	14~17	17	北九州市環境局環境科学研究所	14~17	4	独立行政法人農業技術研究機構近畿四国農業研究センター	15	1	独立行政法人森林総合研究所	16	1	東北大学大学院農学研究科	16	2	<p>a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
	派遣先	派遣年度	延べ人数																									
	独立行政法人食品総合研究所	13~17	19																									
独立行政法人水産総合研究センター	13~17	13																										
環境省環境調査研修所	14~17	17																										
北九州市環境局環境科学研究所	14~17	4																										
独立行政法人農業技術研究機構近畿四国農業研究センター	15	1																										
独立行政法人森林総合研究所	16	1																										
東北大学大学院農学研究科	16	2																										
	<p>◇新しい分析技術に重点を置いた研修を実施し、研修の結果、分析技術を習得した職員が増加した。 s : 実施し、増加したことにより特に優れた成果が得られた a : 実施し、増加した c : 実施しなかった d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 職員は技術力の向上を図るため、遺伝子組換え食品の検査技術、高速液体クロマトグラフ質量分析装置、ガスクロマトグラフ質量分析装置等の新しい分析技術に重点を置いた研修等を、次のとおり行った。</p> <table border="1" data-bbox="1160 667 1995 730"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修回数</td> <td>39(217)</td> <td>17(60)</td> <td>26(126)</td> <td>38(87)</td> <td>31(145)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) () 内は参加人数。</p>	年度	13	14	15	16	17	研修回数	39(217)	17(60)	26(126)	38(87)	31(145)	<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>													
年度	13	14	15	16	17																							
研修回数	39(217)	17(60)	26(126)	38(87)	31(145)																							
<p>(3) 職員の健康と安全な労働環境を維持するための措置を講じる。</p>	<p>◇衛生管理者を本部、横浜・神戸センターに配置した。 s : 配置し、特に優れた成果が得られた a : 配置した c : 配置しなかった d : 配置せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 労働安全衛生法に基づき、職員の健康と安全な労働環境を維持するため、本部、横浜センター及び神戸センターに衛生管理者を、その他の5地域センターに衛生推進者をそれぞれ1名以上配置した。また、各センターに安全衛生委員会を設置し、原則として月1回以上開催した。</p>	<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a 13年度</p>																									
	<p>◇衛生推進者を小樽・仙台・</p>																											

		<p>名古屋・岡山・門司センターに配置した。 s : 配置し、特に優れた成果が得られた a : 配置した c : 配置しなかった d : 配置せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>-----</p> <p>◇本部及び各地域センターにおいて安全衛生委員会を開催した。 s : 開催し、特に優れた成果が得られた a : 開催した c : 開催しなかった d : 開催せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		<p>a</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>-----</p> <p>13年度 a</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>
4 業務運営の進行管理	4 業務運営の進行管理等	○業務運営の進行管理等		<p>A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数 : 10 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 10 × 2点 = 20点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点 合計 20点 (20/20=100%)</p> </div>
<p>業務の運営状況を定期的に点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させる仕組みを導入する。</p>	<p>(1) 業務の運営状況を点検・評価し、業務の進行を適正に管理するため、外部の有識者を活用した監査を定期的に行う。</p>	<p>◇外部の有識者を活用した業務評価委員会を定期的に開催し、業務の進行を適正に管理した。 s : 定期的に開催し、業務の</p>	<p>【事業報告書の記述】 四半期ごとに年度計画に対する業務進捗状況報告書を取りまとめ、その報告書に基づき業務の進行管理を行うとともに、外部の有識者を含めた業務評価委員会を年1回開催し、各年度における業務実績の評価結果、業務進捗状況及びマネジメントレビューの結果について点検・評価を行った。</p>	<p>13年度 a</p> <p>14年度 a</p>

	<p>(2) 文書の電子化等を推進し、中期目標の期間中の5年間で管理運営費のうち用紙代を10%削減する。</p>	<p>進行を適切に管理して、特に優れた成果が得られた a : 定期的に関催し、業務の進行を適正に管理した c : 開催しなかった d : 開催せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p> <hr/> <p>◇文書の電子化等により、平成11年度用の紙代を基準として各事業年度ごとの削減計画値を達成した。(各事業年度ごとの削減計画値：中期計画開始時からの経過年数に2%を乗じて得られる削減率。) s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は90%以上であった b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c : 計画値の達成度合は50%未満であった d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>点検・評価の結果を踏まえ、センターの業務運営の効率化や業務の質の向上に努めるとともに、業務規程類の改廃及び制定等に活用した。</p> <hr/> <p>【事業報告書の記述】 文書の電子化等を推進し、平成11年度を基準として用紙代を5年間で18%削減した。</p> <table border="1" data-bbox="1160 528 1995 587"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対11年度削減率(%)</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>30</td> <td>27</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他特記事項】 達成度合：13年度 1,100% (22%/ 2%) 14年度 600% (24%/ 4%) 15年度 500% (30%/ 6%) 16年度 338% (27%/ 8%) 17年度 180% (18%/10%)</p>	年度	13	14	15	16	17	対11年度削減率(%)	22	24	30	27	18	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <hr/> <p>13年度 a</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>
年度	13	14	15	16	17											
対11年度削減率(%)	22	24	30	27	18											
<p>5 業務運営の効率化による経費抑制</p> <p>業務運営の効率化に関する事項による経費の抑制については、各事業年</p>	<p>5 業務運営の効率化による経費抑制</p> <p>業務運営の効率化に関する事項による経費の抑制については、各事業年</p>	<p>○業務運営の効率化による経費抑制</p> <hr/> <p>◇人件費を除く運営費交付金で行う事業について、新規事業分その他特別の事情による</p>	<p>指標の総数 : 4 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 4 × 2点 = 8点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点 合計 8点 (8 / 8 = 100%)</p> <hr/> <p>【事業報告書の記述】 業務運営の効率化に関する事項による経費の抑制については、中期目標第2の1~4に規定する業務運営の効率化に取り組み、人件費を除く運営費交</p>	<p>A</p> <hr/> <p>14年度 a</p>												

<p>度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制すること。</p>	<p>度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>増加分を除き、対前年度比で1%抑制した。 s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は100%以上であった b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度合は70%未満であった d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった (平成14年度以降の評価指標)</p>	<p>付金で行う事業に係る経費について、平成14年度以降、各年度とも対前年度比で1.0%以上を削減した。</p> <table border="1" data-bbox="1160 213 1995 272"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対前年度削減率 (%)</td> <td>—</td> <td>1.0</td> <td>1.3</td> <td>1.6</td> <td>2.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他特記事項】 平成14年度決算における運営費交付金で行う事業に要した経費の算出方法が不適切であったため、平成15年度以降の経費の算出方法を見直した。 なお、見直し後の経費の算出方法による平成14年度の経費削減率は1.0% (達成度合 : 100%) であった。 達成度合 : 14年度 100% (1.0%/1%) 15年度 130% (1.3%/1%) 16年度 160% (1.6%/1%) 17年度 240% (2.4%/1%)</p>	年度	13	14	15	16	17	対前年度削減率 (%)	—	1.0	1.3	1.6	2.4	<p>15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
年度	13	14	15	16	17											
対前年度削減率 (%)	—	1.0	1.3	1.6	2.4											
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>◎サービスその他業務の質の向上</p>	<p>中項目の総数 : 6 評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点 評価Aの中項目数 : 5 × 2点 = 10点 評価Bの中項目数 : 1 × 1点 = 1点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 評価Dの中項目数 : 0 × -1点 = 0点 合計 11点 (11/12=92%)</p> <p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 ① 法人の中期計画項目である「食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供」、「農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導」、「農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習」、「立入検査等に関する事項」、「緊急時の要請に関する事項」及び「国際協力」について、各事業年度の小項目の評価結果を評価基準に基づき集計した結果、一部にB評価はあったものの、業務の実績及び達成度合等を総合的に勘案して、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。 ② 食品表示の監視業務においては、農林水産省と連携して特定の品目に重点を置いた調査を実施し、表示の真正性を確認するための検査・分析を実施している。 ③ 登録認定機関の登録後における技術上の調査においては、平成17年6月に改正されたJAS法に基づく新たなJAS規格制度への円滑な移行を図るため、農林水産省と協議の上、当該調査に換えて登録の事前</p>	<p>A</p>												

			申請に係る登録等調査を優先実施している。 ④ 食品等の不正表示に対する立入検査等については、農林水産大臣の指示による立入検査のほか、農林水産省等の要請に基づく立入検査の同行、任意調査等、多数の調査を実施している。(中期目標期間を通じた延べ件数、立入検査：78件、任意調査等：975件) ⑤ 農林物資の検査技術に関する調査研究においては、食品表示の真正性を確認するために必要な検査分析技術の実用化を中心とした課題に積極的に取り組んでおり、その成果として得られた原産地判別や品種判別の手法をマニュアル化することにより、食品表示の監視業務に活用している。
1 食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供	1 食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供	○食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 指標の総数 : 219 評価 s の指標数 : $0 \times 3 \text{点} = 0 \text{点}$ 評価 a の指標数 : $215 \times 2 \text{点} = 430 \text{点}$ 評価 b の指標数 : $2 \times 1 \text{点} = 2 \text{点}$ 評価 c の指標数 : $2 \times 0 \text{点} = 0 \text{点}$ 評価 d の指標数 : $0 \times -1 \text{点} = 0 \text{点}$ 合計 : 432点 (432/438=99%) </div>
(1) 関係独立行政法人等を結ぶWAN（広域ネットワーク・システム）を整備し、農林水産省の関係部局と連携することにより、リスク管理情報の共有化を行う。 また、食品のリスクに関する情報及び企業が有する食品等の事故情報（リコール情報を含む。）を広く収集し、整理する。 <u>(平成15年度以降の目標)</u>	(1) 関係独立行政法人等を結ぶWAN（広域ネットワーク・システム）を整備し、農林水産省の関係部局と連携することにより、リスク管理情報を共有するとともに、消費者からの問い合わせ対応や分かりやすい情報提供などに活用する。 また、食品のリスクに関する情報及び企業が有する食品等の事故情報（リコール情報を含む。）を広く収集し、整理するとともに、そのために必要なシステムを構築する。 <u>(平成15年度以降の目標)</u>	◇関係独立行政法人等を結ぶWANを整備するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。 s：整備し、又は必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた a：整備し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかった c：整備せず、又は必要な改善を行わなかった d：整備せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった <u>(平成15年度以降の評価指標)</u>	【事業報告書の記述】 平成15年度に関係独立行政法人等を結ぶWAN（広域ネットワーク・システム）の整備に着手し、平成16年度からその運用を開始して、農林水産省の関係部局と連携することにより、リスク管理情報の共有化を行い消費者からの問い合わせに活用した。 また、食品のリスクに関する情報及び企業が有する食品等の事故情報（リコール情報を含む。）を収集する体制を整え、広く収集・整理した。 【その他特記事項】 平成15年度は、農林水産省、センター、独立行政法人肥飼料検査所とを結んだものの、関係独立行政法人すべてを結ぶWANとして整備することができなかった。 平成15年度は、関係独立行政法人すべてを結ぶWANの整備が終了しなかったため、活用できなかった。
		◇WANを農林水産省等とのリスク管理情報の共有化、消費者等への情報提供等に活用した。	15年度 c 16年度 a 17年度 a 15年度 c 16年度

		<p>s : 活用し、特に優れた成果が得られた a : 活用した c : 活用しなかった d : 活用せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった (平成15年度以降の評価指標)</p>		<p>a 17年度 a</p>
		<p>◇食品のリスクに関する情報及び企業が有する食品等の事故情報を収集整理するためのシステムを構築するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。 s : 構築し、又は必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた a : 構築し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかった c : 構築せず、又は必要な改善を行わなかった d : 構築せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった (平成15年度以降の評価指標)</p>		<p>15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
		<p>◇リスク情報収集整理システムを活用し、広く情報を収集し整理した。 s : 収集・整理し、特に優れた成果が得られた a : 収集・整理した c : 収集・整理しなかった d : 収集・整理せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった (平成15年度以降の評価指標)</p>		<p>15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
<p>(2) 食生活指針（平成12年3月24日閣議決定）の普及・定着、食料自給率の</p>	<p>(2) 講習会等の開催</p>		<p>【事業報告書の記述】 食生活指針（平成12年3月24日閣議決定）の普及・定着、食料自給率の向上及び食の安全・安心に関する消費者、事業者等とのリスクコミュニケー</p>	

向上及び食の安全・安心に関する消費者、事業者等とのリスクコミュニケーションの推進等に資するため、食生活や食品等の消費の改善等に関する情報を、消費者、地方公共団体、教育関係者等へ積極的に提供するとともに、これらの者の関心事項の把握を行う。

(平成15年度以降の目標)

(1) 食生活指針（平成12年3月24日閣議決定）の普及・定着、食料自給率の向上等に資するため、食生活や食品等の消費の改善等に関する情報を、消費者、地方公共団体、教育関係者等へ積極的に提供する。

(平成14年度までの目標)

○ 教育関係者に対する講習会の開催回数：中期目標の期間中に各都道府県1回以上

ア 教育関係者に対する食生活指針の普及啓発を中心とした講習会を中期目標の期間中に各都道府県で1回以上開催する。

◇食生活指針の普及啓発講習会を地域の教育関係機関等と連携を図りながら、10都道府県以上について開催した。
 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
 a：計画値の達成度合は100%以上であった
 b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
 c：計画値の達成度合は70%未満であった
 d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

○ 地方公共団体に対する研修会及び講習会の開催回数：各事業年度16回以上

イ 地方公共団体に対する消費者行政施策の普及啓発を推進するための講習

◇講習会及び研修会を16回以上開催した。
 s：計画値の達成度合は100

ションの推進等に資するため、食生活や食品等の消費の改善等に関する情報を、以下の講習会等の開催を通じて、消費者、地方公共団体、教育関係者等へ積極的に提供した。

また、講習会等の効果的な実施に資するため、地方公共団体、関係機関等との連絡会議等に参加し、連携を図るとともに、地方公共団体等に対して事前に講習会テーマ等の要望に関するアンケート調査を実施するなど関心事項の把握に努めた。

【事業報告書の記述】

教育関係者に対する講習会を各都道府県で1回以上、述べ78回開催した。

年度	13	14	15	6	17
食生活指針普及啓発講習会開催都道府県数 (うち前年度までの開催都道府県数)	15	18 (5)	10 (2)	11 (7)	9 (2)
〃 開催回数	20	22	10	14	12

【その他特記事項】

平成17年度は、前年度までに講習会を開催していない7県を含む10都道府県以上について開催することとしていたが、開催実績は9県に止まった。

達成度合：13年度 150% (15都道府県/10都道府県)
 14年度 180% (18都道府県/10都道府県)
 15年度 100% (10都道府県/10都道府県)
 16年度 110% (11都道府県/10都道府県)
 17年度 90% (9都道府県/10都道府県)

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
b

【事業報告書の記述】

地方公共団体に対する消費者行政施策の普及啓発を推進するための講習会及び消費者行政（JAS法関係を含む。）等を担当する地方公共団体等の職

13年度
a

上	<p>会及び消費生活センターの職員等を対象とした地方公共団体による食品等に関する消費者苦情相談等への適切な対応を支援するための研修会を各事業年度に16回以上開催する。</p> <p>また、地方公共団体の要請に応じ、必要と認められた場合には個別に研修会を開催する。</p>	<p>%以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 計画値の達成度合は100%以上であった</p> <p>b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった</p> <p>c : 計画値の達成度合は70%未満であった</p> <p>d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <hr/> <p>◇地方公共団体の要請に応じ、個別に研修会を開催した。</p> <p>s : 研修会を開催し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 研修会を開催した</p> <p>c : 要請に応じなかった事例があった</p> <p>d : 要請に応じなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>員に対する研修会を、次のとおり各事業年度に16回以上、計107回開催した。</p> <table border="1" data-bbox="1160 183 1993 327"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費者行政施策普及啓発講習会</td> <td>10</td> <td>26</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>ブロック研修(3日間)(各センター1回)</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>中央研修(5日間)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19</td> <td>35</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、地方公共団体の要請に応じ、必要と認められた場合には個別に研修会を開催した。</p> <p>【その他特記事項】</p> <p>平成16年度以降は、年度計画の計画値を基準として評価した。</p> <p>達成度合 : 13年度 119% (19回/16回) 14年度 219% (35回/16回) 15年度 113% (18回/16回) 16年度 100% (17回/17回) 17年度 106% (18回/17回)</p> <p>平成17年度は、個別の研修会の要請がなく、業務実績がなかったため評価してない。</p>	年度	13	14	15	16	17	消費者行政施策普及啓発講習会	10	26	9	8	9	ブロック研修(3日間)(各センター1回)	8	8	8	8	8	中央研修(5日間)	1	1	1	1	1	計	19	35	18	17	18	<p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <hr/> <p>13年度 a</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 -</p>
年度	13	14	15	16	17																													
消費者行政施策普及啓発講習会	10	26	9	8	9																													
ブロック研修(3日間)(各センター1回)	8	8	8	8	8																													
中央研修(5日間)	1	1	1	1	1																													
計	19	35	18	17	18																													
<p>○ 食の安全についての知見を有する者の育成のための研修会の開催回数 : 各事業年度4回以上 <u>(平成15年度以降の目標)</u></p>	<p>ウ 食品等のリスク情報の共有化を促進するため、食の安全についての知見を有する者の育成のための研修会を各事業年度4回以上開催する。 <u>(平成15年度以降の計画)</u></p>	<p>◇食の安全についての知見を有する者の育成のための研修会を4回以上開催した。</p> <p>s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 計画値の達成度合は100%以上であった</p> <p>b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった</p> <p>c : 計画値の達成度合は70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>食の安全についての知見を有する者の育成のための研修会を、平成15年度以降各事業年度に4回、計12回開催した。</p> <p>【その他特記事項】</p> <p>達成度合 : 15年度 100% (4回/4回) 16年度 100% (4回/4回) 17年度 100% (4回/4回)</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>																														

<p>(3) 食品の安全性や品質に影響を及ぼすおそれのある事故や汚染等の発生に際して、消費者の被害及び生産者の風評被害の防止、消費者の不安の解消等を図るため、実態調査やデータの収集を迅速に行い、適切かつ正確な情報を消費者に分かり易く、かつ、迅速に提供するとともに、そのための業務執行体制を整備する。</p>	<p>(3) 緊急を要する調査分析</p> <p>ア 食品事故等の発生に際して即時に対応できる業務執行体制を整備するため、想定される食品事故の重大性に応じて指示命令システムを明確化するための食品事故調査要領を作成するとともに、想定される事故内容別に職員の中からあらかじめ当該事故に関する専門家を登録する。</p>	<p>d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった <u>(平成15年度以降の評価指標)</u></p>		
		<p>◇食品事故調査要領を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。 s : 作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかった c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった d : 作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 食品事故等の発生に際して即時に対応できるよう、想定される食品事故の重大性に応じて指示命令システムを明確化するための食品事故調査要領を作成するとともに、想定される事故内容別に職員の中からあらかじめ当該事故に関する専門家を登録するなどの業務執行体制を整備し、また、必要に応じて要領又は登録した専門家を見直した。</p> <p>【その他特記事項】 平成13年度に食品緊急調査実施規程を作成し、その後も必要に応じて見直しを行っている。</p>	<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
		<p>◇専門家を登録するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて登録者名簿の更新を行った。 s : 登録し、又は必要な更新を行い、特に優れた成果が得られた a : 登録し、又は必要な更新を行い、若しくは更新の必要がなかった c : 登録せず、又は必要な更新を行わなかった d : 登録せず、又は必要な更新を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった <u>(平成14年度以降の評価指標)</u></p>		<p>14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
	<p>イ 調査により得られたデータ</p>	<p>◇食品事故等の発生原因の究</p>	<p>【事業報告書の記述】</p>	<p>13年度</p>

	<p>ータをもとに原因の究明を行い、インターネット、広報誌等を活用して、地方公共団体、消費者等に対する正確かつ迅速な情報の提供を行う。</p>	<p>明後、発生原因に関する情報をインターネット、広報誌等を活用して、地方公共団体、消費者等に対して3日以内に提供した。 s : 3日以内に提供し、特に優れた成果が得られた a : 3日以内に提供した b : 提供に4日以上かかった c : 提供しなかった d : 提供せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>平成15年度に、消費者からの「カップめんの中にしそ油を入れ、お湯を注いだところ容器の底が変質した」との情報提供により調査を実施した結果、情報どおりの事実が確認されたため、調査結果を農林水産省へ通知した。これを受けて、農林水産省は、関係機関に対し消費者への注意喚起等を行うよう要請するとともに、報道機関に対しプレスリリースを実施した。この情報を、インターネット、広報誌、公開調査研究発表会等を活用して、地方公共団体、消費者等に対して広く情報提供した。</p> <p>【その他特記事項】 平成13年度、平成14年度、平成16年度及び平成17年度は、当該事例の発生がなかったため評価していない。</p>	<p>— 14年度 — 15年度 a 16年度 — 17年度 —</p>												
<p>(4) 社会的な要請等を踏まえて、食品等に含まれる微量物質の調査分析を適切に行う。</p>	<p>(4) 微量物質等の調査分析 ア 社会的な要請等に的確かつ迅速に対応できる体制を整備するため、分析技術の習得、維持・向上のための研修を行うとともに、分析機器の整備及び分析精度を保證するための保守・点検を定期的に行う。</p>	<p>◇微量物質等の分析技術の習得、維持・向上のための研修を行った。 s : 研修を行い、特に優れた成果が得られた a : 研修を行った c : 研修を行わなかった d : 研修を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>◇全センターの分析機器の点検整備等を計画的に行うため、分析機器管理台帳を作成し、定期的な再調査を行った。 s : 作成し、又は定期的な再調査を行い、特に優れた成果が得られた a : 作成し、又は定期的な再調査を行った c : 作成せず、又は再調査を行わなかった d : 作成せず、又は再調査を</p>	<p>【事業報告書の記述】 分析技術の習得、維持・向上のため、延べ3,331名の職員に対し、専門技術研修、機器操作技能研修、技術能力向上研修を344回行った。</p> <table border="1" data-bbox="1153 694 1993 758"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修</td> <td>39(217)</td> <td>50(320)</td> <td>94(430)</td> <td>122(1,366)</td> <td>99(998)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 実数は実施回数、()内は参加人数。</p> <p>分析機器については、各年度ごとの機器整備計画に基づき新規導入又は更新を行うとともに、各センターごとに主要な分析機器について保守・点検表を作成し、定期的な保守点検を行った。</p> <p>【その他特記事項】 専門技術研修、機器操作技能研修及び技術能力向上研修のうち、微量物質の調査分析業務で使用するカスクロマトグラフ質量分析装置等に関する研修や分析精度管理に関する研修を微量物質等の分析技術の習得、維持・向上のための研修として評価した。</p> <p>分析機器管理台帳を作成し、定期的に分析機器の保有状況調査を行うことにより、台帳の更新を行っている。</p>	年度	13	14	15	16	17	研修	39(217)	50(320)	94(430)	122(1,366)	99(998)	<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a 13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a</p>
年度	13	14	15	16	17											
研修	39(217)	50(320)	94(430)	122(1,366)	99(998)											

行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇分析機器の整備及び分析精度を保証するための保守・点検を定期的に行った
 s：定期的に行い、特に優れた成果が得られた
 a：定期的に行った
 c：定期的に行わなかった
 d：定期的に行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

イ 農林水産省の関係部局と連携し、産地段階から消費段階にわたるリスク管理を推進するため、食品等に含まれる微量物質の調査分析を実施する。
(平成15年度以降の計画)

イ 農林水産省の関係部局と連携し、農林物資の生産方法の改善につなげるため、食品等に含まれる微量物質の基礎データを得ることを目的として調査分析を実施する。
(平成14年度までの計画)

◇年度計画に基づき残留農薬の調査分析を実施した。
 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
 a：計画値の達成度合は90%以上であった
 b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった
 c：計画値の達成度合は50%未満であった
 d：計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】

社会的要請及び行政ニーズを踏まえ、農林水産省関係部局と連携し、次の微量物質の調査分析を実施し、その結果を農林水産省関係部局に報告した。
 [検体数]

年度	13	14	15	16	17
残留農薬	1,278	1,321	3,561	3,703	2,226
抗菌性物質	361	122	—	—	—
：抗生物質	240	61	—	—	—
：合成抗菌剤	121	61	—	—	—
放射能	160	—	—	—	—
天然有毒物質 注)	—	155	—	240	151
指定外食品添加物	—	240	280	280	280
：生しいたけの保存料	—	120	120	120	120
：生しいたけの漂白剤	—	120	160	160	160
その他の食品汚染物質 (環境汚染物質)	196	40	40	40	1,420
		(臭素)	(臭素)	(臭素)	(鉛)

注) 天然有毒物質は、14年度及び16年度はカビ毒、17年度はゼアラレノン、T2-トキシン、HT2-トキシン (いずれもフザリウム属菌産生毒) の分析検体数である。

【その他特記事項】

平成13年度の残留農薬の調査分析実績は1,278検体 (7,743件) であり、平成13年度の年度計画では農薬の系統 (有機リン系農薬、有機塩素系農薬等) 別の分析件数が計画されていたことから、年度計画値の分析件数5,338件に対し評価した。

達成度合：13年度 144% (7,743件/5,388件)

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

14年度 132% (1,321検体/1,000検体)
 15年度 108% (3,561検体/3,300検体)
 16年度 106% (3,703検体/3,500検体)
 17年度 101% (2,226検体/2,200検体)

◇年度計画に基づき指定外食品添加物の調査分析を実施した。

- s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
- a : 計画値の達成度合は90%以上であった
- b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった
- c : 計画値の達成度合は50%未満であった
- d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

(平成14年度以降の評価指標)

達成度合 : 14年度 100% (240検体/240検体)
 15年度 100% (280検体/280検体)
 16年度 100% (280検体/280検体)
 17年度 100% (280検体/280検体)

14年度 a
 15年度 a
 16年度 a
 17年度 a

◇年度計画に基づきその他の食品汚染物質の調査分析を実施した。

- s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
- a : 計画値の達成度合は90%以上であった
- b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった
- c : 計画値の達成度合は50%未満であった
- d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

(平成14年度以降の評価指標)

達成度合 : 14年度 100% (40検体/ 40検体)
 15年度 100% (40検体/ 40検体)
 16年度 100% (40検体/ 40検体)
 17年度 101% (1,420検体/1,400検体)

14年度 a
 15年度 a
 16年度 a
 17年度 a

◇年度計画に基づき抗生物質の調査分析を実施した。

(平成14年度を除く評価指標)

平成15年度以降は、抗生物質の調査分析に係る年度計画がなく、業務実績がないため評価していない。

達成度合 : 13年度 100% (240検体/240検体)
 14年度 122% (122検体/100検体)

13年度 a
 14年度

◇年度計画に基づき抗菌性物質の調査分析を実施した。
(平成14年度の評価指標)

s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
 a : 計画値の達成度合は90%以上であった
 b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった
 c : 計画値の達成度合は50%未満であった
 d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

15年度 —
 16年度 —
 17年度 —

a
 15年度 —
 16年度 —
 17年度 —

◇年度計画に基づき合成抗菌剤の調査分析を実施した。
 a : 計画値の達成度合は90%以上であった
 b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった
 c : 計画値の達成度合は50%未満であった
(平成13年度限りの評価指標)

達成度合 : 13年度 101% (121検体/120検体)

13年度
 a

◇年度計画に基づき天然有毒物質の調査分析を実施した。
 s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
 a : 計画値の達成度合は90%以上であった
 b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった
 c : 計画値の達成度合は50%未満であった
 d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった
(平成14年度以降の評価指標)

平成15年度は、天然有毒物質の調査分析に係る年度計画がなく、業務実績がないため評価していない。

達成度合 : 14年度 103% (155検体/150検体)
 15年度 —
 16年度 96% (240検体/250検体)
 17年度 100% (151検体/151検体)

14年度
 a
 15年度 —
 16年度
 a
 17年度
 a

	<p>◇年度計画に基づき放射能の調査分析を実施した。 a : 計画値の達成度合は90%以上であった b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c : 計画値の達成度合は50%未満であった (平成13年度限りの評価指標)</p>	<p>達成度合 : 13年度 100% (160検体/160検体)</p>	<p>13年度 a</p>																																																						
	<p>◇年度計画に基づき環境汚染物質の調査分析を実施した。 a : 計画値の達成度合は90%以上であった b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c : 計画値の達成度合は50%未満であった (平成13年度限りの評価指標)</p>	<p>達成度合 : 13年度 103% (196検体/190検体)</p>	<p>13年度 a</p>																																																						
<p>ウ 農林水産省の関係部局と連携し、Codex規格として提案されている重金属等について、国産農産物等における含有量の実態調査を実施する。</p>	<p>◇Codex規格として提案されている重金属等について年度計画に基づき実態調査を実施した。 s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は90%以上であった b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c : 計画値の達成度合は50%未満であった d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 行政ニーズを踏まえ、Codex規格として提案されている次の微量物質について国産の農産物等における含有量の実態調査を実施し、農林水産省関係部局に報告した。 [検体数]</p> <table border="1" data-bbox="1153 837 1993 1093"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重金属</td> <td>831</td> <td>524</td> <td>1,030</td> <td>1,455</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>823</td> <td>1,425</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>カドミウム</td> <td>831</td> <td>524</td> <td>207</td> <td>30</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>カビ毒</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>499</td> </tr> <tr> <td>パツリン</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>216</td> <td>—</td> <td>249</td> </tr> <tr> <td>DON・NIV</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>食品汚染物質</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>ベンツピレン</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他特記事項】 達成度合 : 13年度 100% (831検体/ 830検体) 14年度 66% (524検体/ 800検体) 15年度 129% (1,030検体/ 800検体) 16年度 97% (1,455検体/1,500検体) 17年度 99% (699検体/ 706検体)</p>	年度	13	14	15	16	17	重金属	831	524	1,030	1,455	—	鉛	—	—	823	1,425	—	カドミウム	831	524	207	30	—	カビ毒	—	—	—	—	499	パツリン	—	—	216	—	249	DON・NIV	—	—	—	—	250	食品汚染物質	—	—	—	—	200	ベンツピレン	—	—	—	—	200	<p>13年度 a 14年度 b 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
年度	13	14	15	16	17																																																				
重金属	831	524	1,030	1,455	—																																																				
鉛	—	—	823	1,425	—																																																				
カドミウム	831	524	207	30	—																																																				
カビ毒	—	—	—	—	499																																																				
パツリン	—	—	216	—	249																																																				
DON・NIV	—	—	—	—	250																																																				
食品汚染物質	—	—	—	—	200																																																				
ベンツピレン	—	—	—	—	200																																																				
<p>エ 独立行政法人食品総合研究所等の関係試験研究機関と連携し、食品等に含まれるダイオキシン類、</p>	<p>◇独立行政法人食品総合研究所等の関係試験研究機関と連携し、食品等に含まれるダイオキシン類、内分泌かく乱物</p>	<p>【事業報告書の記述】 平成13年度において独立行政法人農業技術研究機構野菜茶業研究所と連携し、茶に含まれる内分泌かく乱物質（マラチオン）の調査分析を実施するとともに、独立行政法人肥飼料検査所の飼料中のダイオキシン類の共同</p>	<p>13年度 a 14年度</p>																																																						

	<p>内分泌かく乱物質（環境ホルモン）等の分析を実施する。</p>	<p>質（環境ホルモン）等について調査分析を実施した。 s：連携して調査分析を実施し、特に優れた成果が得られた a：連携して調査分析を実施した c：調査分析を実施しなかった事例があった d：調査分析を実施しなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった （関係試験研究機関と協議した結果、調査研究を計画しなかった年度においては評価の対象外とする。）</p>	<p>分析に参加し、ダイオキシン類の分析を実施した。 平成14年度以降は行政ニーズがなかったことから調査分析を行わなかったが、平成15年度及び16年度において独立行政法人食品総合研究所と連携して、アクリルアミドの分析法の改良に関する研究を実施した。</p> <p>【その他特記事項】 平成14年度以降は、調査分析の業務実績がないため評価しない。</p>	<p>— 15年度— 16年度— 17年度—</p>																														
<p>(5) 改正JAS法によりJAS規格の定期的な見直しが法定化されたことを踏まえ、当該定期的見直しが消費者ニーズ等に即した適切なものとなるようJAS規格が定められた農林物資に関連する食品等の品質の調査分析を行う。 また、従来から個別の品目について品質表示基準が定められている加工食品について、当該基準の見直しを図る必要が生じた場合には、当該加工食品及び関連する食品の品質及び表示に関する調査分析を行う。 <u>(平成15年度以降の目標)</u></p> <p>(5) 改正JAS法によりJAS規格の定期的な見直しが法定化されたことを踏まえ、当該定期的見直しが消費者ニーズ等に即した適切なものとなるようJAS規格が定められた農林物</p>	<p>(5) JAS規格の定期見直し及び個別の品目について定められている品質表示基準の見直しに係る調査分析 <u>(平成15年度以降の計画)</u></p> <p>(5) JAS規格の定期見直しに係る調査分析 <u>(平成14年度までの計画)</u></p> <p>ア JAS規格の定期見直しに係る調査分析に当たっては、次の調査を行う。</p> <p>(7) 生産者、製造業者、流通業者、消費者等に対するJAS規格の利用状況及び見直しの要望の調査</p>	<p>◇規格見直しに係る規格の利用状況の調査を実施した。 s：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の100%であり、特に優れた成果が得られた a：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の90%以上であった b：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の50%以上90%未満であった c：調査した規格数は、見直</p>	<p>【事業報告書の記述】 (7) JAS規格の利用状況、改正要望を把握するため、消費者団体等の利害関係者に対するアンケート調査又はヒアリング調査を次のとおり実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1153 1149 1993 1300"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費者団体</td> <td>20(56)</td> <td>14(71)</td> <td>16(70)</td> <td>6(42)</td> <td>7(13)</td> </tr> <tr> <td>実需者</td> <td>7(21)</td> <td>26(106)</td> <td>14(60)</td> <td>14(53)</td> <td>10(20)</td> </tr> <tr> <td>流通業者等</td> <td>31(74)</td> <td>15(72)</td> <td>22(80)</td> <td>14(53)</td> <td>7(14)</td> </tr> <tr> <td>製造業者等</td> <td>31(74)</td> <td>18(78)</td> <td>20(77)</td> <td>14(53)</td> <td>12(22)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 実数は品目数、()内は規格数。</p> <p>【その他特記事項】 規格の利用状況の調査を要請されたJAS規格すべてについて、当該調査を実施している。</p>	年度	13	14	15	16	17	消費者団体	20(56)	14(71)	16(70)	6(42)	7(13)	実需者	7(21)	26(106)	14(60)	14(53)	10(20)	流通業者等	31(74)	15(72)	22(80)	14(53)	7(14)	製造業者等	31(74)	18(78)	20(77)	14(53)	12(22)	<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度</p>
年度	13	14	15	16	17																													
消費者団体	20(56)	14(71)	16(70)	6(42)	7(13)																													
実需者	7(21)	26(106)	14(60)	14(53)	10(20)																													
流通業者等	31(74)	15(72)	22(80)	14(53)	7(14)																													
製造業者等	31(74)	18(78)	20(77)	14(53)	12(22)																													

資に関連する食品等の品質の調査分析を行う。
(平成14年度までの目標)

○ 見直しの対象となるJAS規格に係る調査分析件数：1規格当たり概ね20件以上

(イ) JAS格付製品、JAS規格があるもののJAS格付を受けていない一般製品、JAS規格製品に類似している一般製品について、1規格当たり概ね20件以上の市販品調査

すこととされた規格数の50%未満であった
d：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇規格見直しについて利害関係者における要望の調査を実施した。
s：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の100%であり、特に優れた成果が得られた
a：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の90%以上であった
b：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の50%以上90%未満であった
c：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の50%未満であった
d：調査した規格数は、見直すこととされた規格数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇規格見直しに係る製品の調査分析を1規格当たり20件以上（特段の理由がある場合を除く。）行った。
s：計画値の達成度は100%であり、特に優れた成果が得られた
a：計画値の達成度は90%以上であった
b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった
c：計画値の達成度は50%未満であった
d：計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法

達成度合：13年度 100% (74規格/74規格)
14年度 100% (115規格/115規格)
15年度 100% (86規格/86規格)
16年度 100% (53規格/53規格)
17年度 100% (29規格/29規格)

利害関係者における要望の調査を要請されたJAS規格すべてについて、当該調査を実施している。
達成度合：13年度 100% (74規格/74規格)
14年度 100% (115規格/115規格)
15年度 100% (86規格/86規格)
16年度 100% (53規格/53規格)
17年度 100% (29規格/29規格)

【事業報告書の記述】
(イ) 見直しの対象となるJAS規格に係る調査分析を次のとおり実施した。
なお、市場流通量が少ないなどの理由がある規格を除き、1規格当たり20件以上の市販品調査を実施した。

年度	13	14	15	16	17
市販品調査：件数	819	1,506	1,154	948	575
：規格数	35(28)	88(48)	65(31)	54(34)	28(18)

注) () 内は20件以上の市販品調査を行った規格数で内数。

【その他特記事項】
規格見直しに係る製品の調査分析を要請されたJAS規格のうち、生産量が少ない等の理由がある規格を除くすべての規格について、20件以上の調査分析を実施している。
達成度合：13年度 100% (28規格/28規格)
14年度 100% (48規格/48規格)

a
13年度 a
14年度 a
15年度 a
16年度 a
17年度 a
13年度 a
14年度 a
15年度 a
16年度 a
17年度 a

(ウ) JAS規格と国際規格との
整合性の調査

人の著しく不適切な業務運
営にあった

15年度 100% (31規格/31規格)
16年度 100% (34規格/34規格)
17年度 100% (18規格/18規格)

◇規格見直しに係る国際規格
との整合性調査を実施した。
s : 調査した規格数は、見直
すこととされた規格数の100
%であり、特に優れた成果
が得られた
a : 調査した規格数は、見直
すこととされた規格数の90
%以上であった
b : 調査した規格数は、見直
すこととされた規格数の50
%以上90%未満であった
c : 調査した規格数は、見直
すこととされた規格数の50
%未満であった
d : 調査した規格数は、見直
すこととされた規格数の50
%未満であり、その要因は
法人の著しく不適切な業務
運営にあった

【事業報告書の記述】
(ウ) JAS規格と国際規格の整合性を調査するため、国際規格整合性調査を次
のとおり実施した。

年度	13	14	15	16	17
国際規格整合性調査	2	21	36	18	11

注) 規格数。

【その他特記事項】
国際規格との整合性調査を要請されたJAS規格すべてについて、当該調査
を実施している。

達成度合 : 13年度 100% (2規格/ 2規格)
14年度 100% (21規格/21規格)
15年度 100% (36規格/36規格)
16年度 100% (18規格/18規格)
17年度 100% (11規格/11規格)

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

【事業報告書の記述】
(イ) 消費者ニーズ等を踏まえて、農林水産省へ提出するJAS規格見直し意見
書を作成するため、次のとおり消費者団体に対する説明会及び消費者団体、
業界団体等をメンバーとしたワーキンググループを開催した。

年度	13	14	15	16	17
消費者団体説明会	8	4	5	7	7
ワーキンググループ	8	15	8	14	19

注) 実施回数。

(オ) (ア)～(イ)の結果を踏まえ、次のとおりJAS規格見直し意見書を作成し、
農林水産省関係部局へ報告した。

年度	13	14	15	16	17
意見書作成・報告数	34(102)	31(100)	17(44)	14(63)	14(21)

注) 実数は品目数、()内は規格数。

(カ) 農林水産省が行ったJAS規格の見直しに関するパブリックコメントの募
集及びその結果に係る説明会を次のとおり開催した。

年度	13	14	15	16	17
パブリックコメント説明会	47	40	48	29	9

注) 開催回数。

イ 従来から個別の品目について定められている品質表示基準の見直しに係る調査分析に当たっては、次の調査を行う。

(平成15年度以降の計画)

(7) 製造業者、流通業者、消費者等に対する従来から個別の品目について定められている品質表示基準の見直しの要望の調査

(平成15年度以降の計画)

◇品質表示基準見直しに係る品質表示基準の利用状況の調査を実施した。

s : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の100%であり、特に優れた成果が得られた

a : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の90%以上であった

b : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%以上90%未満であった

c : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であった

d : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

(平成15年度以降の評価指標)

◇品質表示基準見直しについて利害関係者における要望の調査を実施した。

s : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の100%であり、特に優れた成果が得られた

a : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の90%以上であった

b : 調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%以上90%未満であった

c : 調査した基準数は、見直

【事業報告書の記述】

個別品質表示基準の利用状況、改正要望を把握するため、消費者団体等の利害関係者に対するアンケート調査又はヒアリング調査を平成15年度においてドレッシング及びドレッシングタイプ調味料1基準について実施した。なお、平成16年度及び17年度は農林水産省から当該調査の要請がなかった。

【その他特記事項】

平成16年度及び平成17年度は、農林水産省から当該調査の要請がなかったため評価していない。

達成度合 : 15年度 100% (1基準/ 1基準)

16年度 -

17年度 -

平成16年度及び平成17年度は、農林水産省から当該調査の要請がなかったため評価していない。

達成度合 : 15年度 100% (1基準/ 1基準)

16年度 -

17年度 -

15年度
a

16年度

-

17年度

-

15年度
a

16年度

-

17年度

-

○ 見直しの対象となる個別の品目について定められている品質表示基準に係る調査分析件数：1基準当たり概ね20件以上
(平成15年度以降の目標)

(イ) 従来から個別の品目について定められている品質表示基準製品、従来から個別の品目について定められている品質表示基準製品に類似している一般製品について、1基準当たり概ね20件以上の市販品調査
(平成15年度以降の計画)

(ウ) 従来から個別の品目について定められている品質表示基準と国際規格との整合性の調査
(平成15年度以降の計画)

すこととされた基準数の50%未満であった
d：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった
(平成15年度以降の評価指標)

◇品質表示基準見直しに係る製品の調査分析を1品質表示基準当たり20件以上(特段の理由がある場合を除く。)を行った。
s：計画値の達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた
a：計画値の達成度合は90%以上であった
b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった
c：計画値の達成度合は50%未満であった
d：計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった
(平成15年度以降の評価指標)

◇品質表示基準見直しに係る国際規格との整合性調査を実施した。
s：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の100%であり、特に優れた成果が得られた
a：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の90%以上であった
b：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%以上90%未満であった
c：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であった

【事業報告書の記述】
見直しの対象となる品質表示基準に係る調査分析を次のとおり実施した。なお、市場流通量が少ないなどの理由がある基準を除き、1基準当たり20件以上の市販品調査を実施した。

年度	15	16	17
市販品調査件数	32	(要請なし)	359
規格数	1(1)	(要請なし)	13(11)

注) () 内は20件以上の市販品調査を行った規格数で内数。

【その他特記事項】
平成16年度は、農林水産省から当該調査の要請がなかったため評価していない。
達成度合：15年度 100% (1基準/1基準)
16年度 -
17年度 100% (11基準/11基準)

【事業報告書の記述】
個別品質表示基準と国際規格の整合性を調査するため、平成17年度において、該当する国際規格のある果糖1基準について国際規格整合性調査を実施した。なお、平成15年度及び16年度は農林水産省から当該調査の要請がなかった。

【その他特記事項】
平成15年度及び平成16年度は、農林水産省から当該調査の要請がなかったため評価していない。
達成度合：15年度 -
16年度 -
17年度 100% (1基準/1基準)

15年度 a
16年度 -
17年度 a

15年度 -
16年度 -
17年度 a

(6) 国際規格に我が国の意見を反映させるために必要な食品等の品質の実態調査、海外情報の収集等を行う。

(6) Codex規格等に係る調査分析等

ア 我が国の実態に即したCodex規格の作成に資するため、国際的に流通している我が国にとって重要な食品等の海外における製造技術、流通実態等に関する情報収集並びに当該食品等の品質及び表示の実態の調査分析を行う。

d：調査した基準数は、見直すこととされた基準数の50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった
(平成15年度以降の評価指標)

【事業報告書の記述】

農林水産省が行ったJAS規格の見直しに伴う個別品質表示基準の見直しに関するパブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を次のとおり開催した。

年度	15	16	17
パブリックコメント説明会	40	29	4

注) 開催回数。

◇国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態等に関する情報収集を行った。
s：情報収集を行い、特に優れた成果が得られた
a：情報収集を行った
c：情報収集を行わなかった
d：情報収集を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】

食品等の規格基準の国際化に適切に対応し、我が国の実態に即したCodex規格の作成に資するため、食品等の海外における製造技術、流通実態、分析精度を維持、確認するための手法等に関する情報を収集整理するとともに、次のとおり当該食品等の品質及び表示の実態の調査分析を行った。

年度	調査分析内容
13	タイ産しょうゆの品質及び表示の実態調査分析
14	—
15	原料用りんご果汁中のカビ毒（パツリン）の調査分析
16	テンジャン（韓国みそ）とみその品質比較実態調査分析
17	テンジャン（韓国みそ）とみその品質比較実態調査分析

また、平成15年度～17年度においては、しょうゆ及び即席めん類の分析方法の妥当性確認試験を行った。

【その他特記事項】

平成14年度は、当該調査分析に係る業務実績がないため評価していない。

◇国際的に流通している食品等の品質及び表示の実態の調査分析を実施した。
s：実施し、特に優れた成果が得られた
a：実施した
c：実施しなかった
d：実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
—

15年度
a

16年度
a

○ Codex分析・サンプリング部会等への職員の派遣：各事業年度1回以上

イ Codex規格の主要な部分を成す分析方法を我が国の実態に即したものとするとともに、Codex分析・サンプリング部会等への政府からの出席者を技術面から支援するため、これらの会議に職員を派遣する。

◇Codex分析・サンプリング部会等に職員を派遣し、我が国の実態とかけ離れた分析方法等に対しては意見を述べ、又は政府出席者に対して技術的な助言を行った。
 s：派遣し、発言又は技術的な助言を行い、特に優れた成果が得られた
 a：派遣し、発言又は技術的な助言を行った
 b：派遣したが、発言又は技術的な助言を行わなかった
 c：派遣しなかった
 d：派遣せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】

国際食品規格委員会に係るCodex分析・サンプリング部会等の国際会議に、次のとおり各事業年度1回以上（計13回）役職員を派遣し、また、国内会議への職員派遣を46回、国内委員会の開催を23回行った。

年度	13	14	15	16	17
Codexに係る国際会議	4	5	2	1	1
“ 国内会議	17	4	9	9	7
“ 国内委員会	—	12	6	4	1

ISO/TC34（食品専門委員会）の国内審議団体として、ISO/TC34で検討されている案件に関する情報の収集、提供等に努め、国内の意見集約等を行うとともに、次のとおりISO/TC34に係る国際会議に20回出席し、また国内委員会を38回開催した。

年度	13	14	15	16	17
ISO/TC34に係る国際会議	1	2	7	6	4
“ 国内委員会	0	3	13	16	6

(7) (1)から(6)までにより得られた情報を適切に開示し、消費者、事業者等との食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを推進するため、インターネット等の活用、広報誌等の発行、地方公共団体等の主催する講習会等への講師派遣、共同ワークショップ等を行うとともに、情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報や提供方法について効果測定を行う。

(7) 消費者等に対する情報提供
 (1)から(6)までにより得られた情報を適切に開示し、消費者、事業者等との食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを推進するため、以下の措置を講ずる。

(平成15年度以降の計画)

ア 消費者等に対し適切な情報提供を図るための取組

(平成15年度以降の計画)

(7) インターネット上に利用者からの応答や、食品等に関する各種情報の検索等が可能なホームページを開設し、常時情報の提供を行うとともに、提供情報の更新を行い、最新情報を迅速に提供する。

◇ホームページを開設するとともに、定期的な見直しを行い、必要な内容の改善を図った。

s：開設し、又は必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた

a：開設し、又は必要な改善

【事業報告書の記述】

(1)から(6)までにより得られた情報を適切に開示し、消費者、事業者等との食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを推進するため、以下により情報提供を行うとともに、情報提供の質の向上を図るため、これらに関する効果測定を行った。

【事業報告書の記述】

インターネット上に利用者からの応答や、食品等に関する各種情報の検索等が可能なホームページ（「センターホームページ」）を、平成13年4月に開設し、プレスリリース情報の即日掲載、最新のリスク情報の掲載等を行うなど、常時更新することにより消費者等に対し最新情報を迅速に提供した。

食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを推進するため「ひろばホームページ」を平成15年7月に開設し、情報提供の迅速化を図った。

(6) 消費者等に対し適切に情報を提供するため、インターネット等の活用、広報誌等の発行、地方公共団体等の主催する

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

講習会等への講師派遣等を行うとともに、情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報や提供方法について効果測定を行う。
(平成14年度までの目標)

さらに、迅速な情報提供及び消費者等との意見交換に資するため、ホームページ上での食の安全・安心に関する「電子フォーラム」を開催する。
(平成15年度以降の計画)

- (6) 消費者に対する情報提供
ア 消費者等に対し適切な情報提供を図るため、次の取組を行う。
(7) インターネット上に利用者からの応答や、食品等に関する各種情報の検索等が可能なホームページを開設し、常時情報の提供を行うとともに、提供情報の更新を行い、最新情報を迅速に提供する。
(平成14年度までの計画)

を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかった
c : 開設せず、又は必要な改善を行わなかった
d : 開設せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇ホームページ上の消費者相談事例等の最新情報を常時更新した。
s : 情報を常時（月に1回以上）更新し、特に優れた成果が得られた
a : 情報を常時更新した
b : 情報の更新の頻度が低かった
c : 情報を更新しなかった
d : 情報を更新せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇プレスリリースを公表当日中にホームページへ掲載した。
s : 達成度合は100%であり、特に優れた成果が得られた
a : 達成度合は90%以上であった
b : 達成度合は50%以上90%

利用者に対するアンケート調査等を踏まえて、平成17年10月にコンテンツの追加や「ひろばホームページ」を「センターホームページ」に統合するなど、必要に応じた改善を図り、より一層の利便性の向上に努めた。

年度	13	14	15	16	17
ホームページの更新回数	127	167	320 (125)	477 (234)	368 (124)
延べ更新件数	—	552	2,159 (1,022)	4,670 (2,235)	3,264 (1,195)
ホームページのアクセス数	116,263	183,895	389,175 (76,491)	585,913 (147,052)	515,239 (84,468)

注) () 内は、「ひろばホームページ」の数で内数。

【ホームページの主なコンテンツ】

- ・行政情報（報道発表、パブリックコメント情報、JAS規格、食品表示等）
- ・技術情報（調査研究報告、分析マニュアル等）
- ・食の安全・安心に係る情報（Q&A等広報誌掲載情報、個別ハザード情報、事業者の取組、国際規格関連情報、キッズページ、相談窓口等）
- ・センター情報（イベント案内、刊行物等）
- ・公表事項（独立行政法人通則法に基づく公表事項）

【その他特記事項】

ホームページ上の消費者相談事例等の最新情報を常時（月に1回以上）更新している。

センターが発表したプレスリリースは、すべて発表当日中にホームページに掲載している。

達成度合 : 13年度 100% (1件/ 1件)
14年度 100% (3件/ 3件)
15年度 100% (9件/ 9件)
16年度 100% (14件/14件)
17年度 100% (12件/12件)

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

未満であった
 c : 達成度合は50%未満であった
 d : 達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇各種情報の中から、利用者が必要な情報を検索できるシステムを設置するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。
 s : 設置し、又は必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた
 a : 設置し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかった
 c : 設置せず、又は必要な改善を行わなかった
 d : 設置せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇電子メール利用者のためにホームページ上に受付窓口を設置し、希望者に情報を発信した。
 s : 設置し、情報を発信し、特に優れた成果が得られた
 a : 設置し、情報を発信した
 c : 設置せず、情報を発信しなかった
 d : 設置せず、情報を発信せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇年度計画に基づき、電子フォーラムを開催した。
 s : 開催し、特に優れた成果

平成13年度に検索システムを設置し、その後も必要な改善を図っている。

ホームページに情報配信希望者の登録窓口を開設し、電子メールによる情報提供（電子メールマガジン）を次のとおり配信している。

年度	13	14	15	16	17
メールマガジン発信回数	1	17	40	51	48
" 延べ発信通数	187	9,217	62,080	128,102	148,245

【事業報告書の記述】
 迅速な情報提供及び消費者等との意見交換に資するため、次のとおりホームページ上での食の安全・安心に関する「電子フォーラム」を開催した。

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

15年度
a

(イ) 広報誌を概ね2ヶ月に1回の割合で年6回以上発行するとともに、各種のビデオ、パンフレット等を作成する。また、電子メールマガジンを年12回以上発信する。

(平成15年度以降の計画)

(イ) 広報誌を概ね2ヶ月に1回の割合で年6回以上発行するとともに、各種のビデオ、パンフレット等を作成する。

(平成14年度までの計画)

が得られた
a：開催した
c：開催しなかった
d：開催せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

(平成15年度以降の評価指標)

◇広報誌を概ね2ヶ月に1回の割合で年6回以上発行した。

s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた

a：計画値の達成度は100%以上であった

b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった

c：計画値の達成度は70%未満であった

d：計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇各地域センターにおいて、必要に応じ地域情報紙を作成し、配布した。

s：作成・配布し、特に優れた成果が得られた

a：作成・配布した

c：作成しなかった

d：作成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇情報提供用のビデオ及びパンフレットを作成した。

s：作成し、特に優れた成果

〔開催テーマ〕

15年度：「いま、野菜は！」

16年度：「いま、果実は！」、「『おいも』について考えよう」、「旬はど

うなった」
17年度：「マグロ、いろいろ」、「さしすせそ…調味料！」、「冬の美味しい魚たち！」

【事業報告書の記述】

地方公共団体の消費生活センター等を主な対象として、広報誌「大きな目小さな目」を2ヶ月に1回の割合で年6回発行した。また、各地域センターにおいて地域情報紙を発行した。

〔広報誌の主な内容〕

食のサイエンス/商品知識（食品等特性把握調査等）/食のQ&A（消費者相談）/「食の安全・安心情報交流ひろば」情報/行政情報/等

年度	13	14	15	16	17
広報誌	6(33,500)	6(33,000)	6(34,500)	6(36,500)	6(36,000)
地域情報紙	17(13,879)	31(17,405)	35(18,080)	44(18,149)	42(17,391)

注) 実数は発行回数、()内は作成部数。

【その他特記事項】

達成度合：13年度 100% (6回/6回)

14年度 100% (6回/6回)

15年度 100% (6回/6回)

16年度 100% (6回/6回)

17年度 100% (6回/6回)

【事業報告書の記述】

次の啓発ビデオを作成した。

〔作品タイトル〕

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

が得られた
 a : 作成した
 b : ビデオ又はパンフレットのいずれか一方を作成した
 c : 作成しなかった
 d : 作成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

13年度 : 「教えて、テクのすけ！ーよりよい食生活のテクニカルパートナー」
 14年度 : 「JAS制度の概要」、「生鮮食品品質表示基準の概要」、「加工食品品質表示基準の概要」、「遺伝子組換え食品品質表示基準の概要」、「JAS規格制度の概要」、「有機JAS規格制度の概要」
 15年度 : 「食の安全を安心に」
 16年度 : 「見えていますか？食品の表示」
 17年度 : 「JASの見張り番」

14年度 a
 15年度 a
 16年度 a
 17年度 a

次の啓発パンフレットを作成した。
 【作品タイトル】

13年度 : 「有機食品」、「遺伝子組換え食品」、「原産地表示及び原料原産地表示」
 14年度 : 「農産物の品質表示」、「畜産物の品質表示」、「水産物の品質表示」
 15年度 : 「食の安全・安心情報交流ひろば」、「食品の期限表示には2種類あります」、「食品のトレーサビリティ」
 16年度 : 「そうだったのか！！」
 17年度 : 「確かめてみよう！～みんなのできるミニ分析～」

◇電子メールマガジンを年12回以上発信した。
 s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
 a : 計画値の達成度合は100%以上であった
 b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
 c : 計画値の達成度合は70%未満であった
 d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった
 (平成15年度以降の評価指標)

【事業報告書の記述】
 平成14年3月より希望者にメールマガジンを157回（配信数347,831通）配信し、リスク情報等について迅速に情報を提供した。
 なお、メールマガジンの主な内容は、センター及び関係省庁・機関が公表した食の安全・安心に関する記者発表資料、その時々話題、イベント情報等を広く収集し、わかりやすく整理したものである。

年度	13	14	15	16	17
メールマガジン発信回数	1	17	40	51	48
延べ発信通数	187	9,217	62,080	128,102	148,245

【その他特記事項】
 メールマガジンの配信回数について、読者の利便性を考慮して、年度計画の配信回数を中期計画の「年12回以上」から「毎月2回」（年24回）とされていることから、年度計画に対する達成度合を評価した。
 達成度合 : 15年度 167% (40回/24回)
 16年度 213% (51回/24回)
 17年度 200% (48回/24回)

15年度 a
 16年度 a
 17年度 a

(ウ) 地方公共団体が行っている消費者対応の取組を技術面から支援するとともに、農林水産省の消費者行政施策の普及啓発を図るため、地方公共団体が主催する消費者学習会への職員の派遣、消費生

◇地方公共団体が主催する消費者学習会へ職員を派遣した。
 s : 派遣し、特に優れた成果が得られた
 a : 派遣した
 c : 派遣しなかった事例があった

【事業報告書の記述】
 地方公共団体等が開催する講習会、消費生活展等に職員を派遣するとともに、地方公共団体が行っている消費者対応の取組を技術面から支援するため、地方公共団体からの要請に応じて消費者学習会への講師派遣を1,855回行い、農林水産省の消費者行政施策の普及啓発を行った。
 また、出展要請のあった消費生活展等へ382回出展し、消費者相談受付窓口を開設した。

年度	13	14	15	16	17

13年度 a
 14年度 a
 15年度 a

活展への出展等を行う。

d：派遣しなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

消費者学習会	441	537	423	372	82
消費生活展	99	91	92	85	15

小中学校が取り組む「総合的な学習の時間」へ要請に応じて職員を72回派遣した。

また、地方農政局が主催する食料品消費モニター研修会・懇談会へ職員を174回派遣した。

年度	13	14	15	16	17
総合的な学習の時間	—	23	10	28	11
研修会・懇談会	—	45	51	45	33

平成16年度において、消費者の自立を推進するため、簡易テスト分析等を行う「消費者セミナー～試してみませんか。食の安全・安心～」を開催した。

【その他特記事項】

平成17年度は、センターが担うべき業務目的への適切性や国、地方公共団体等との役割分担の明確化、並びに業務の効率化、質的向上を図る観点から、出展要請を受託する対象を絞って実施した。

◇地方公共団体が主催する消費生活展に出展した。

s：出展し、特に優れた成果が得られた

a：出展した

c：出展しなかった事例があった

d：出展しなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

(エ) リスク情報の共有化及び消費者等のリスクに関する関心を把握するため、共同ワークショップ等を開催する。

(平成15年度以降の計画)

◇年度計画に基づき、共同ワークショップ等を開催した。

s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた

a：計画値の達成度合は90%以上であった

b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった

c：計画値の達成度合は50%未満であった

d：計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

(平成15年度以降の評価指標)

【事業報告書の記述】

共同ワークショップ等を計41回開催し、リスク情報の共有化及び消費者等のリスクに関する関心の把握に努めた。

年度	15	16	17
共同ワークショップ等	13	10	18

【その他特記事項】

達成度合：15年度 163% (13回/8回)

16年度 125% (10回/8回)

17年度 225% (18回/8回)

(オ) 消費者からの相談に適切かつ迅速に対応するため、消費者の部屋、相談専用電話等における対応実績に基づき、消費者相談事例集及び消費者相談

◇消費者相談事例集を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正した。

s：作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が

【事業報告書の記述】

消費者相談専用電話を活用するとともに、消費生活展等において消費者相談窓口を開設し、23,976件の相談に対応した。

平成14年2月に「食品表示110番（フリーダイヤル）」を開設し、3,287件の情報提供等に対応した。

食品等の消費者被害の救済、防止を目的として被害原因の分析及び評価

対応マニュアルを作成する。

得られた
 a：作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかった
 c：作成せず、又は必要な改正を行わなかった
 d：作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇消費者相談対応マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正した。

s：作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた
 a：作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかった
 c：作成せず、又は必要な改正を行わなかった
 d：作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

(カ) 消費者、流通業者及び団体を対象として、JAS制度及びJAS規格の普及啓発のための講習会を開催する。

◇JAS制度及びJAS規格の普及啓発のための講習会を年度計画に基づき開催した。

s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
 a：計画値の達成度は90%以上であった
 b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった
 c：計画値の達成度は50%未満であった
 d：計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

等原因究明機能の充実を図りつつ、食品等消費者被害相談142件（消費者相談の内数）に対応するとともに、消費者被害再発防止のための講習会を38回開催した。

年度	13	14	15	16	17
消費者相談	5,203	6,219	5,003	4,677	2,574
食品等消費者被害相談	46	72	13	7	4
食品表示110番	203	1,614	570	445	455
消費者被害再発防止講習会	7	14	10	6	7

本部及び各地域センターに設置している「消費者の部屋」又は「消費者コーナー」において常設展示を行った。また、期間を定めて食品の安全・安心等を内容とした特別展示を次のとおり実施し、地域の実情に応じた方法による情報提供を行った。

年度	13	14	15	16	17
特別展示開催回数	14	20	27	27	21

本部において、さいたま新都心インフォメーションセンターを活用し、消費者に対する情報提供に努めた。
 消費者相談への適切かつ効率的な対応に資するため、消費者相談、食品表示110番、食品表示ウォッチャー等から得られた情報のうち普遍性のある事例を収録した消費者相談事例集、並びに消費者相談対応マニュアルを作成し、必要に応じて見直しを行った。
 消費者対応業務において苦情等の申立があった場合は、苦情処理規程類に基づき適切に処理した。

【事業報告書の記述】

消費者、流通業者等を対象に、JAS制度及びJAS規格の普及啓発のための講習会を66回開催した。

年度	13	14	15	16	17
JAS制度普及啓発講習会	12	12	17	12	13

〔テーマ例〕

13年度：「調理冷凍食品」、「有機農産物」等
 14年度：「改正JAS法及び食品表示等」「しょうゆの商品知識」等
 15年度：「水産物加工品のJAS規格と食品」、「飲料の商品知識と糖分の簡易テスト」等
 16年度：「輸入農産物及び遺伝子組換え食品の状況」「油脂・油脂加工食品について知ろう」等
 17年度：「食品の表示と有機食品等のJAS規格」、「JAS法に基づく表示制度」等

【その他特記事項】

<p>○ 中期目標の期間中の各事業年度の顧客満足度：5段階評価で3.5以上</p>		<p>営にあった</p>	<p>当該講習会に係る年度計画について、平成13年度は10回、平成14年度以降は各センター1回以上となっており、年度計画値を基準として評価している。</p> <p>達成度合：13年度 120% (12回/10回) 14年度 150% (12回/8回) 15年度 213% (17回/8回) 16年度 150% (12回/8回) 17年度 163% (13回/8回)</p>												
	<p>(キ) 事業者が自ら行うリスクコミュニケーションの実施に対し、指導及び助言を行う。 <u>(平成15年度以降の計画)</u></p>	<p>◇事業者が自ら行うリスクコミュニケーションの実施に対し要請に基づく指導及び助言を行った。 s：指導及び助言を行い、特に優れた成果が得られた a：指導及び助言を行った c：指導及び助言を行わなかった事例があった d：要請に応じなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった <u>(平成15年度以降の評価指標)</u></p>	<p>【事業報告書の記述】 事業団体からの要請に基づき、リスクコミュニケーションの実施に対し平成15年度及び17年度にそれぞれ1回職員を派遣し、指導及び助言を行った。</p> <p>【その他特記事項】 平成16年度は、当該業務への要請がなかったため評価していない。</p>	<p>15年度 a 16年度 - 17年度 a</p>											
	<p>(ク) 収集し、整理した食品のリスクに関する情報及び事故情報（リコール情報を含む。）をホームページ上で公開する。 <u>(平成15年度以降の計画)</u></p>	<p>◇収集・整理した食品のリスクに関する情報及び事故情報をホームページ上で公開した。 s：公開し、特に優れた成果が得られた a：公開した c：公開しなかった d：公開せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった <u>(平成15年度以降の評価指標)</u></p>	<p>【事業報告書の記述】 海外、企業等から収集したリスクに関する情報及び事故情報685件について解析し、消費者と事業者の意見交換を行うための「食品自主回収について考える講習会とフォーラム」や消費者被害防止講習会を開催し普及啓発するとともに、ホームページ上で公表した。 また、ホームページの「事業者の取り組み」コーナーを設け、国民生活センターのホームページとリンクし公開した。</p>	<p>15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>											
	<p>イ 効果測定システムの構築と結果の活用 (2) 及びアの(カ)の講習会及び研修会において、その内容に関するアンケート調査を実施するとともに、広報誌等による提供情報についてホームペ</p>	<p>◇講習会及び研修会において、その内容に関するアンケート調査を実施した。 s：適切な内容により調査し、特に優れた成果が得られた a：適切な内容により調査した</p>	<p>【事業報告書の記述】 各種講習会、研修会、講師派遣、ホームページ、広報誌等の業務に関して提供情報の的確性、分かり易さ等の情報提供の質の向上に資するためアンケート調査による顧客満足度を測定した結果、5段階評価で各事業年度とも平均3.5以上であり、中期目標の期間中全てについての平均は4.2であった。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1380 1995 1437"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習会</td> <td>4.4</td> <td>4.0</td> <td>3.8</td> <td>4.1</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	13	14	15	16	17	講習会	4.4	4.0	3.8	4.1	4.0
年度	13	14	15	16	17										
講習会	4.4	4.0	3.8	4.1	4.0										

ージ等を通じてその内容等
等を評価するシステムを
構築する。顧客満足度は5
段階評価で中期目標の各
事業年度を通じて3.5以上
を目標とする。

また、評価の結果を踏
まえて、提供情報の的確
性、分かり易さ等の向上
に資する方策について、
消費者等外部の有識者を
含めて各事業年度に1回
以上検討を行う。

b : 一部不十分な調査を行
った
c : 調査しなかった
d : 調査せず、その要因は法
人の著しく不適切な業務運
営にあった

◇ホームページ等を通じてそ
の内容等を評価するシステム
を構築するとともに、定期
的な見直しを行い、必要に
応じて改善を行った。

s : 構築し、又は必要な改
善を行い、特に優れた成果
が得られた

a : 構築し、又は必要な改
善を行い、若しくは見直し
の結果、改善の必要がな
かった

c : 構築せず、又は必要な
改善を行わなかった

d : 構築せず、又は必要な
改善を行わず、その要因
は法人の著しく不適切な
業務運営にあった

◇提供情報等に関する顧客満
足度が5段階評価で3.5以上
であった。

s : 3.5以上であり、特に優
れた成果が得られた

a : 3.5以上であった

c : 3.5未満であった

d : 3.5未満であり、その要
因は法人の著しく不適切な
業務運営にあった

◇外部の有識者を含めた検討
会を1回以上開催し、提供情
報の向上のための改善を行
った。

講師派遣		4.4	4.6	4.6	4.6
研修会	3.8	4.4	4.4	4.2	4.2
ホームページ	4.0	4.0	3.9	3.9	3.9
メールマガジン	—	—	3.9	3.9	3.9
広報誌	4.1	4.0	4.1	4.1	4.1

なお、効果測定の方法については、ホームページによる情報提供の内容
を評価するシステムを構築し、必要に応じてその内容を見直した。

効果測定の結果を踏まえ、提供情報の的確性、分かり易さ等の向上に資
する方策を検討するため、消費者対応業務推進委員会等、外部の有識者を
委員とした検討会を各事業年度1回以上、計16回開催し、その結果を情報提
供業務に反映した。

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度

		<p>s : 開催し、必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 開催し、必要な改善を行い、又は検討の結果、改善の必要がなかった</p> <p>c : 開催せず、又は必要な改善を行わなかった</p> <p>d : 開催せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		<p>a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>
2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導	2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導	○農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導	<p>指標の総数 : 253</p> <p>評価 s の指標数 : $0 \times 3 \text{点} = 0 \text{点}$</p> <p>評価 a の指標数 : $246 \times 2 \text{点} = 492 \text{点}$</p> <p>評価 b の指標数 : $3 \times 1 \text{点} = 3 \text{点}$</p> <p>評価 c の指標数 : $4 \times 0 \text{点} = 0 \text{点}$</p> <p>評価 d の指標数 : $0 \times -1 \text{点} = 0 \text{点}$</p> <p>合計 495点 ($495 / 506 = 98\%$)</p>	A
<p>(1) 製造業者及び販売業者が品質表示基準を遵守しているか否かを確認するため、DNA解析技術等を活用し必要な検査等を行う。 <u>(平成15年度以降の目標)</u></p> <p>(1) 製造業者及び販売業者が品質表示基準を遵守しているか否かを確認するため、必要な検査等を行う。 <u>(平成14年度までの目標)</u></p>	<p>(1) 品質表示基準の遵守状況の確認のための検査 製造業者及び販売業者が品質表示基準を遵守しているか否かを確認するためDNA解析技術等を活用し以下の検査等を実施する。この場合、検査を効率的に行うため前年度の検査において不適合率が高い品目等について重点的に行う。 <u>(平成15年度以降の計画)</u></p> <p>(1) 品質表示基準の遵守状況の確認のための検査 製造業者及び販売業者が品質表示基準を遵守しているか否かを確認するため以下の検査等を実施する。この場合、検査を</p>	<p>◇前年度の検査において不適合率が高い品目等の実施率を前年度に比べて高くした。 s : 高くし、特に優れた成果が得られた a : 高くした c : 高くしなかった d : 高くせず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 製造業者及び販売業者が品質表示基準を遵守しているか否かを確認するため、以下により検査等を行った。 なお、検査を効率的に行うため前年度の検査において不適合率が高い品目等を重点的に実施した。</p> <p>【その他特記事項】 平成13年度は、新たに制定された品目横断の品質表示基準の重点化を図ったこと等により、平成15年度は、進行管理が不十分であったことにより、一部の品目について前年度に比べて実施率を高くすることができなかった。</p>	<p>13年度 c</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 c</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>

○ 生鮮食品の原産地表示の調査店舗数：各事業年度6,000店舗以上
(平成14年度までの目標)

効率的に行うため前年度の検査において不適合率が高い品目等について重点的に行う。
(平成14年度までの計画)

ア 生鮮食品の原産地表示等の調査については、小売業者等の事業形態、地域バランス等を勘案して調査店舗を選定することとし、産地等の確認のため買上検査を各事業年度300件以上行う。
(平成15年度以降の計画)

ア 生鮮食品の原産地表示等の調査については、スーパーマーケット、青果物店、鮮魚店、精肉店等の小売業者のほか、農協等の集出荷業者、卸業者等を対象として、事業形態、地域バランス等を勘案して調査店舗を選定することとし、各事業年度に6,000店舗以上実施するとともに、産地等の確認のため買上検査を300件以上行う。
(平成14年度までの計画)

◇生鮮食品の原産地表示等の調査を6,000店舗以上実施した。
a：計画値の達成度合は100%以上であった
b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
c：計画値の達成度合は70%未満であった
(平成14年度までの評価指標)

◇検査を効率的に行うため、期間を定め、各地域センターで一斉に行った。
a：一斉に行った
c：一斉に行わなかった
(平成14年度までの評価指標)

◇生鮮食品の原産地表示等の調査については、事業形態、地域バランス等を勘案して調査店舗を選定した。
a：バランス等を勘案して選定した
c：バランス等を勘案せず選定した
(平成14年度までの評価指標)

◇検査の結果に基づき、必要に応じて店舗等に対し指導を行った。
a：必要に応じて指導を行った

【事業報告書の記述】

生鮮食品の原産地表示等の店舗調査については、地域バランス等を勘案して調査店舗を選定し、次のとおり実施した。

年度	13	14
生鮮食品店舗調査件数	5,761	6,074
指導件数	4,247(42)	3,320(46)

注1) 店舗調査件数は指導に伴う再調査を含む。
2) 指導件数は店舗における指導、啓発文書発出を含めた全件数であり、()内は改善報告を求める文書による指導件数。

【その他特記事項】

平成13年度は、原産地虚偽表示等に係る立入検査への対応、BSE問題への対応等の緊急性・重要性の高い業務へ要員を投入したため、計画が未達成となっている。

達成度合：13年度 96% (5,761店舗/6,000店舗)
14年度 101% (6,074店舗/6,000店舗)

特定の品目について、農林水産省と連携し、期間を定めて一斉に行っている。

13年度
b

14年度
a

13年度
a

14年度
a

13年度
a

14年度
a

13年度
a

14年度
a

○ 生鮮食品の買上件数：
各事業年度300件以上

c：必要であるにもかかわらず
指導を行わなかった事例が
あった
(平成14年度までの評価指標)

◇産地の確認等のため買上検査を300件以上実施した。
s：計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
a：計画値の達成度は100%以上であった
b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった
c：計画値の達成度は70%未満であった
d：計画値の達成度は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】
産地等の確認のための買上検査については、地域バランス等を勘案して次のとおり実施した。

年度	13	14	15	16	17
生鮮食品検査件数	364	314	1,553	616	891
指導件数(注)	55	41	9	47	92

注) 15年度以降は、センターからの分析結果の報告に基づき農林水産省が指導を行うこととなったため、農林水産省へ報告した表示不適正の件数を記載している。

【その他特記事項】
達成度合：13年度 121% (364件/300件)
14年度 105% (314件/300件)
15年度 514% (1,553件/300件)
16年度 205% (616件/300件)
17年度 297% (891件/300件)

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

◇検査を効率的に行うため、生鮮食品の原産地表示等の調査時に、併せて有機農産物(格付の表示を付しているものを除く。)又はこれと紛らわしい名称の表示をしている農産物に対する検査を行い、不適正な表示をしたものについては必要に応じて買い上げ検査を行った。
a：検査を行った
c：検査を行わなかった
(平成14年度までの評価指標)

【事業報告書の記述】
生鮮食品の原産地表示等の店舗調査の際に、有機農産物(格付の表示を付しているものを除く。)又はこれと紛らわしい名称の表示に関する調査を行うとともに、表示の真正性に疑義があるものについて買上検査を行い、不適正な表示をした販売業者等に是正指導を行った。

年度	13	14
有機の表示に関する調査(買上)件数	285(76)	159(46)
指導件数	259(50)	154(41)

注) () 内は、買上検査に係る件数で内数。

13年度
a

14年度
a

◇検査の結果に基づき、必要に応じて生産者及び販売業者等に対し指導を行った。
a：必要に応じて指導を行った
c：必要であるにもかかわらず指導を行わなかった事例があった
(平成14年度までの評価指標)

13年度
a

14年度
a

◇特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの普及推進を図るため、特別栽培農産物（無農薬栽培に限る。）の表示の整合性の確認分析を行った。
 s：確認分析を行い、特に優れた成果が得られた
 a：確認分析を行った
 c：確認分析を行わなかった
 d：確認分析を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

(平成16年度以降の評価指標)

◇特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの普及推進を図るため、小売店における無農薬栽培農産物等の表示実態を点検し、特別栽培農産物（無農薬栽培に限る。）の表示の整合性の確認分析を行った。
 a：点検し、確認分析を行った
 c：点検、確認を行わなかった

(平成15年度までの評価指標)

◇表示の整合性確認分析の結果を農林水産省に通知した。
 s：通知し、特に優れた成果が得られた
 a：通知した
 c：通知しなかった事例があった
 d：通知しなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

(平成16年度以降の評価指標)

◇表示の点検及び表示の整合性確認分析の結果に基づき必要に応じて、生産者及び販売業者等に対し普及啓発を行っ

【事業報告書の記述】

無農薬栽培農産物等と表示された農産物の表示の整合性確認のための残留農薬分析を次のとおり実施した。分析の結果、農薬が検出されたものについては農林水産省に報告した。

年度	13	14	15	16	17
無農薬栽培農産物等表示の整合性調査件数	22	42	52	294	184
残留農薬検出件数	0	0	7	26	4

【その他特記事項】

平成15年度は、確認分析の結果を農林水産省へ報告するだけでなく、生産者等に対して普及啓発を行っている。

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

○ 加工食品の品質表示基準の検査件数：各事業年度5,000件以上

イ 加工食品の品質表示基準の検査については、新たに品質表示基準が定められた加工食品及び中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われた加工食品に重点を置きつつ、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象食品を選定することとし、各事業年度に5,000件以上実施する。
(平成15年度以降の計画)

イ 加工食品の品質表示基準の検査については、既存の品質表示基準製品以外の加工食品に重点を置きつつ、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象食品を選定することとし、各事業年度に5,000件以上実施する。
(平成14年度までの計画)

た。
a：必要に応じて普及啓発を行った
c：必要であるにもかかわらず普及啓発を行わなかった事例があった

(平成15年度までの評価指標)

◇加工食品の品質表示基準の検査については、新たに品質表示基準が定められた加工食品及び中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われた加工食品に重点を置き対象食品を選定した。

s：重点的に選定し、特に優れた成果が得られた
a：重点的に選定した
c：重点的に選定しなかった
d：重点的に選定せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

(平成15年度以降の評価指標)

◇加工食品の品質表示基準の検査については、既存の品質表示基準製品以外の加工食品に重点を置き対象食品を選定した。

a：既存の品目以外の品目を重点的に選定した
c：既存の品目以外の品目を重点的に選定しなかった

(平成14年度までの評価指標)

◇加工食品の品質表示基準の検査を5,000件以上実施した。

s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた

a：計画値の達成度合は100%以上であった

b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった

【事業報告書の記述】

加工食品の検査は、新たに品質表示基準が定められた加工食品及び中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われた加工食品に重点を置き、過去の調査結果、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案するとともに食品表示110番等の情報を活用し、次のとおり各事業年度に5,000件以上実施した。

年度	13	14	15	16	17
加工食品検査件数	5,257	5,100	5,135	5,071	5,012
指導件数	997	631	624	482	443

【その他特記事項】

達成度合：13年度 105% (5,257件/5,000件)
14年度 102% (5,100件/5,000件)
15年度 102% (5,135件/5,000件)
16年度 101% (5,071件/5,000件)
17年度 100% (5,012件/5,000件)

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

c : 計画値の達成度合は70%未満であった
 d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇加工食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象食品を選定した。
 s : 勘案して選定し、特に優れた成果が得られた
 a : 勘案して選定した
 c : 勘案して選定しなかった
 d : 勘案して選定せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対し指導を行った。
 s : 必要な指導を行い、特に優れた成果が得られた
 a : 必要な指導を行った
 c : 必要な指導を行わなかった事例があった
 d : 必要な指導を行わなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇検査を効率的に行うため、加工食品の品質表示基準の検査時に、有機農産物加工食品（格付の表示を付しているものを除く。）又はこれと紛らわしい名称の表示をしている製品に対する検査を併せて行った。

【事業報告書の記述】

加工食品検査の実施に際して、有機農産物加工食品又はこれと紛らわしい名称の表示に関する買上検査を次のとおり実施した。その結果、表示が不適正であったものについては文書による是正指導を行った。

年度	13	14	15	16	17
有機の表示に関する調査件数	99	101	28	27	20
指導件数	30	12	11	12	9

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

ウ 遺伝子組換え食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象製品を選定することとし、各事業年度に300件以上実施する。

s : 検査を行い、特に優れた成果が得られた
 a : 検査を行った
 c : 検査を行わなかった
 d : 検査を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇検査の結果に基づき、必要に応じて販売業者等に対し指導を行った。
 s : 必要な指導を行い、特に優れた成果が得られた
 a : 必要な指導を行った
 c : 必要な指導を行わなかった事例があった
 d : 必要な指導を行わなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇遺伝子組換え食品の品質表示基準の検査を300件以上実施した。
 s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
 a : 計画値の達成度合は100%以上であった
 b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
 c : 計画値の達成度合は70%未満であった
 d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】

遺伝子組換え食品品質表示基準の検査は、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象製品を選定し、次のとおり各事業年度に300件以上実施した。

遺伝子組換え確認分析の結果、遺伝子組換え農産物の分別生産流通管理の実施に疑義があった場合には、分別生産流通管理の調査を行い、不適正な管理が認められたものについては文書による是正指導を行った。

年度	13	14	15	16	17
遺伝子組換え確認調査件数	305	366	368	368	393
：分別生産流通管理疑義件数	93	135	161	177	237
分別生産流通管理調査件数	67	141	179	170	245
：うち前年調査未了分	—	26	20	2	9
指導件数	1	0	0	1	0

注) 生鮮・加工の計。

【その他特記事項】

平成14年度以降、遺伝子組み換え食品に対する消費者の関心の高まりに対応するため、年度計画の検査件数の割合を300件以上から350件以上としている。なお、平成15年度以降の評価に当たっては、年度計画の計画値を基準として評価した。

達成度合：13年度 102% (305件/300件)

14年度 122% (366件/300件)

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

15年度 105% (368件/350件)
 16年度 105% (368件/350件)
 17年度 112% (393件/350件)

◇遺伝子組換え食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象製品を選定した。
 s：勘案して選定し、特に優れた成果が得られた
 a：勘案して選定した
 c：勘案せずに選定した
 d：勘案せずに選定し、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

13年度
a
14年度
a
15年度
a
16年度
a
17年度
a

◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対し指導を行った。
 s：必要な指導を行い、特に優れた成果が得られた
 a：必要な指導を行った
 c：必要な指導を行わなかった事例があった
 d：必要な指導を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

平成13年度及び16年度は、検査結果に基づき製造業者等に対し指導を行い、平成14年度、15年度及び17年度は、検査の結果指導を行う必要はなかった。

13年度
a
14年度
a
15年度
a
16年度
a
17年度
a

【事業報告書の記述】

表示監視業務において、農林水産省関係部局と連携し、行政ニーズを踏まえた上で、必要に応じて品目、調査事項、実施期間を調整し特定の品目に重点を置いた次の調査を行った。

年度	特別調査・重点調査名
13	<ul style="list-style-type: none"> ・生鮮食品の原産地表示調査 ・水産物の流通過程での表示実態調査 ・生鮮野菜の原産地確認調査（暫定セーフガード実施品目） ・食肉の表示実態調査
	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉の表示実態調査 ・有機大豆使用食品緊急調査

14	<ul style="list-style-type: none"> ・かき流通実態調査 ・生鮮食品の表示実態調査（青果、水産、畜産） ・第1回水産加工品の表示実態調査 ・第2回水産加工品の表示実態調査 ・生鮮食品の表示実態調査（かき加工流通業者調査）
15	<ul style="list-style-type: none"> ・うなぎ加工品の原料原産地調査 ・乾しいたけの産地表示に係る追跡確認調査 ・平成15年度新米の品質表示に係る特別調査 ・「和牛」表示に係る牛肉の表示特別調査
16	<ul style="list-style-type: none"> ・「天然」及び「養殖」表示に係るマダイ、ブリ等の脂肪酸組成等の調査 ・「無農薬」等の表示のある農産物の残留農薬調査 ・「そば加工品」のそば含有量調査
17	<ul style="list-style-type: none"> ・マグロの表示に関する特別調査 ・大豆加工品の「国産大豆使用」表示等に関する特別調査 ・精米及び加工米飯の表示に関する特別調査 ・根菜類の表示に関する特別調査 【・果実飲料の表示に関する重点調査】 【・梅加工品の原料原産地表示に関する重点調査】

注)【 】内は、消費者の関心の高い品目について農林水産省と調整した上で、センター独自の取り組みとして調査を行った。

【事業報告書の記述】
農林水産省関係部局の要請に基づき、次のとおり登録認定機関等の登録、手数料及び業務規程の認可に係る技術上の調査を実施し、農林水産省関係部局へ報告した。

年度	13	14	15	16	17	17(新)*	
登録	(新規)	32	25	14	19	7	62
	(変更)	118	54	73	80	73	0
	(更新)	—	—	—	—	38	—
手数料	(新規)	34	25	14	20	7	—
	(変更)	8	15	20	25	18	—
業務規程	(新規)	33	25	14	20	7	—
	(変更)	21	24	65	41	38	—

注) *平成17年6月に改正されたJAS法に基づくもの。

技術上の調査を行う機関として対外的な信頼性を確保するとともに、継続的な業務改善に資するため、内部監査を実施した。
技術上の調査における苦情等の申立については、苦情処理規程類に基づき適切に処理した。

(2) 国際標準 (ISO) に基づく審査機関としての業務執行体制を整備し、登録認定機関及び登録格付機関 (以下「登録認定機関等」という。) の登録及び登録の更新時並びに登録後における技術上の調査を適正に行う。

(2) 登録認定機関等に対する技術上の調査
ア 農林水産大臣が、登録認定機関及び登録格付機関 (以下「登録認定機関等」という。) の登録及び登録の更新並びに手数料の額、格付業務規程及び認定業務規程を認可するに当たって、独立行政法人農林水産消費技術センター (以下「センター」という。) は、その有する専門的知見を活用して、登録等の申請の審査に係る技術上の調査を行う。

◇登録等の申請の審査に係る技術上の調査を行った。
s : 調査を行い、特に優れた成果が得られた
a : 調査を行った
c : 調査を行わなかった
d : 調査を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇登録等の申請の審査に係る技術上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。
s : 実施し、特に優れた成果が得られた
a : 実施した
c : 実施しなかった
d : 実施せず、その要因は法

13年度 a
14年度 a
15年度 a
16年度 a
17年度 a
13年度 a
14年度 a
15年度 a

○ 登録後における技術上の調査の回数：機関毎に各事業年度1回以上

イ 日本農林規格による農林物資の格付並びに農林物資の品質管理及び品質に関する表示についての登録格付機関に対する技術上の調査を全機関について各事業年度に1回以上行い、必要に応じて是正のための指導を行う。

人の著しく不適切な業務運営にあった

◇登録等の申請の審査に係る技術上の調査について、センターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。
 s：設置・運営し、特に優れた成果が得られた
 a：設置・運営した
 c：設置しなかった
 d：設置せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇登録格付機関に対する技術上の調査を確実に実施するため、毎年度当初に実施計画を定め進行管理を行った。
 s：進行管理を行い、特に優れた成果が得られた
 a：進行管理を行った
 c：進行管理を行わなかった
 d：進行管理を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

(平成15年度以降の評価指標)

◇登録格付機関に対する技術上の調査を全機関について1回以上行った。
 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
 a：計画値の達成度合は100

【事業報告書の記述】

登録格付機関に対する技術上の調査を調査対象とした全機関に対して各事業年度に1回以上行った。調査の結果、軽微な問題点等については現地で指摘を行うとともに、不適正が認められた登録格付機関に対し、是正のための指導を行った。

年度	13	14	15	16	17
機関数(事業所数)	20(509)	20(287)	17(233)	15(175)	6(133)
： 飲食料品及び油脂	17(204)	17(191)	15(138)	13(80)	4(38)
： 林産物	2(304)	2(95)	2(95)	2(95)	2(95)
： 生糸	1(1)	1(1)	—	—	—
指導件数	5	12	5	5	4

注) 指導件数は、文書によるもの。

【その他特記事項】

平成17年度は、当該調査の進行管理が不十分であった1機関について、標準処理期間(30日以内)を超えている。

達成度合：13年度 100% (20機関/20機関)
 14年度 100% (20機関/20機関)
 15年度 100% (17機関/17機関)
 16年度 100% (15機関/15機関)
 17年度 100% (6機関/ 6機関)

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
c

13年度
a

14年度
a

15年度

<p>%以上であった b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度合は70%未満であった d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		<p>a 16年度 a 17年度 a</p>
<p>◇登録格付機関の事業所調査開始後30日以内に当該機関及び農林水産省へ調査結果を通知した。 s : 30日以内に通知した件数が100%であり、特に優れた成果が得られた a : 30日以内に通知した件数が90%以上であった b : 30日以内に通知した件数が50%以上90%未満であった c : 30日以内に通知した件数が50%未満であった d : 30日以内に通知した件数が50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった (注 : 日数は実労働日数) (平成15年度以降の評価指標)</p>	<p>平成17年度は、対象登録格付機関6機関のうち、1機関について農林水産省への調査結果の通知が30日を超えている。 達成度合 : 15年度 100% (17機関/17機関) 16年度 100% (15機関/15機関) 17年度 83% (5機関/ 6機関)</p>	<p>15年度 a 16年度 a 17年度 b</p>
<p>◇調査の結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行った。 s : 必要な指導を行い、特に優れた成果が得られた a : 必要な指導を行った c : 必要な指導を行わなかった事例があった d : 必要な指導を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>

	<p>◇登録格付機関に対する技術上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。 s：実施し、特に優れた成果が得られた a：実施した c：実施しなかった d：実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 技術上の調査を行う機関として対外的な信頼性を確保するとともに、継続的な業務改善に資するため、内部監査を実施した。 技術上の調査における苦情等の申立については、苦情処理規程類に基づき適切に処理した。</p>	<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>																		
	<p>◇登録格付機関に対する技術上の調査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。 s：設置・運営し、特に優れた成果が得られた a：設置・運営した c：設置しなかった d：設置せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>																		
<p>ウ 農林物資の品質管理及び品質に関する表示についての登録認定機関に対する技術上の調査を全機関について各事業年度に1回以上行い、必要に応じて是正のための指導を行う。</p>	<p>◇登録認定機関に対する技術上の調査を確実に実施するため、毎年度当初に実施計画を定め進捗管理を行った。 s：進捗管理を行い、特に優れた成果が得られた a：進捗管理を行った c：進捗管理を行わなかった d：進捗管理を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった (平成15年度以降の評価指標)</p>	<p>【事業報告書の記述】 登録認定機関に対する技術上の調査を調査対象とした全機関に対して各事業年度に1回以上行った。調査の結果、軽微な問題点等については現地で指摘を行うとともに、不適正が認められた登録認定機関に対し、是正のための指導を行った。 なお、平成17年度は、登録認定機関が登録の有効期間の満了に伴う更新を行わないことによる年度途中での認定又は格付業務の廃止による技術上の調査の中止のほか、平成17年6月に改正されたJAS法に基づく新たなJAS規格制度への円滑な移行を図るため、農林水産省と協議の上で登録の事前申請に係る登録等調査を優先実施することとなったことから、年度当初の計画数のうち全登録外国認定機関を含む69機関が対象外となった。</p> <table border="1" data-bbox="1153 1348 2004 1444"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機関数(事業所数)</td> <td>48(57)</td> <td>80(92)</td> <td>87*(94)</td> <td>90(97)</td> <td>52(52)</td> </tr> <tr> <td>： 飲食料品及び油脂</td> <td>8(8)</td> <td>16(21)</td> <td>16(16)</td> <td>14(14)</td> <td>8(8)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	13	14	15	16	17	機関数(事業所数)	48(57)	80(92)	87*(94)	90(97)	52(52)	： 飲食料品及び油脂	8(8)	16(21)	16(16)	14(14)	8(8)	<p>15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
年度	13	14	15	16	17																
機関数(事業所数)	48(57)	80(92)	87*(94)	90(97)	52(52)																
： 飲食料品及び油脂	8(8)	16(21)	16(16)	14(14)	8(8)																

林産物	2(8)	3(10)	3(10)	3(10)	1(1)
生糸	—	—	—	1(1)	—
有機農産物等	38(41)	61(61)	68(68)	71(71)	42(42)
生産情報公表牛肉等	—	—	—	1(1)	1(1)
指導件数	5	45	59	60	32

注1) 指導件数は、文書によるもの。

2) *平成15年度は、臨時の調査を1回含むため、調査対象機関は86機関である。

農林水産省における登録外国認定機関の技術上の調査については、農林水産省関係部局からの調査協力要請に適切に対応した。

15年度：林産物5機関（5事業所）

16年度：林産物6機関（6事業所）、有機農産物等2機関（3事業所）

◇登録認定機関に対する技術上の調査を全機関について1回以上行った。
s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
a：計画値の達成度合は100%以上であった
b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
c：計画値の達成度合は70%未満であった
d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【その他特記事項】

達成度合：13年度 100%（48機関/48機関）
14年度 100%（80機関/80機関）
15年度 100%（86機関/86機関）
16年度 100%（90機関/90機関）
17年度 100%（52機関/52機関）

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

◇登録認定機関の事業所調査開始後30日以内に当該機関及び農林水産省へ調査結果を通知した。
s：30日以内に通知した件数が100%であり、特に優れた成果が得られた
a：30日以内に通知した件数が90%以上であった
b：30日以内に通知した件数が50%以上90%未満であった
c：30日以内に通知した件数が50%未満であった

達成度合：15年度 92%（80機関/87機関）
16年度 100%（90機関/90機関）
17年度 100%（52機関/52機関）

15年度
a

16年度
a

17年度
a

d : 30日以内に通知した件数が50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった
 (注：日数は実労働日数)
 (平成15年度以降の評価指標)

◇調査の結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行った。
 s : 指導を行い、特に優れた成果が得られた
 a : 指導を行った
 c : 必要な指導を行わなかった事例があった
 d : 必要な指導を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇登録認定機関に対する技術上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。
 s : 実施し、特に優れた成果が得られた
 a : 実施した
 c : 実施しなかった
 d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇登録認定機関に対する技術上の調査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。
 s : 設置・運営し、特に優れた成果が得られた
 a : 設置・運営した

【事業報告書の記述】
 技術上の調査を行う機関として対外的な信頼性を確保するとともに、継続的な業務改善に資するため、内部監査を実施した。
 技術上の調査における苦情等の申立については、苦情処理規程類に基づき適切に処理した。

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

	<p>c : 設置しなかった d : 設置せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		16年度 a
			17年度 a
エ 登録認定機関の認定業務と国際標準との整合性及び技術上の調査の公平性及び的確性を確保するため、国際標準であるISOガイド61及び65等の考え方を導入した業務執行体制を確立し、登録認定機関に対して適切な指導を行うとともに、職員の技術力の向上を図るため、業務執行マニュアルを作成する。	<p>◇ISOガイド61及び65等の考え方を取り入れた登録等調査・監査規程を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。 s : 作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要がなかった c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった d : 作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 登録認定機関等に対する技術上の調査を適切に行うため、ISO/IECガイド61及び65の考え方を導入した登録認定機関等の登録及び登録の更新並びに登録後における技術上の調査に関する各種規程を整備し、内部監査、苦情処理等の結果を踏まえて必要な見直しを行った。 また、技術上の調査を行う機関として対外的な信頼性を確保するとともに、継続的な業務改善に資するため、内部監査を実施した。 技術上の調査における苦情等の申立については、苦情処理規程類に基づき適切に処理した。 (13年度：0件、14年度：7件、15年度：2件、16年度：3件、17年度：5件)</p>	13年度 a
			14年度 a
			15年度 a
			16年度 a
			17年度 a
	<p>◇登録認定機関に対する指導が登録等調査・監査規程等に基づき適切に行われていることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。 s : 実施し、特に優れた成果が得られた a : 実施した c : 実施しなかった d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		13年度 a
			14年度 a
			15年度 a
			16年度 a
			17年度 a
	<p>◇職員の調査技術力の向上を図るため、登録認定機関の調査指導に関する業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要</p>		13年度 a
			14年度 a

		<p>に応じて改正を行った。 s : 作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要がなかった c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった d : 作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		15年度 a 16年度 a 17年度 a												
○ 国際標準に基づく審査のための有資格者の養成 : 中期目標の期間中に8名以上	オ 技術上の調査によるデータの均質化及び質の向上を図るため以下の措置を講ずる。 (7) 職員技術研修計画に基づき、(財)日本適合性認定協会の認定するISO9000審査員研修を受講させ、(財)日本規格協会品質システム審査員評価登録センター審査員補の有資格者を各事業年度に2名程度養成する。	◇国際標準に基づく有資格者としてISO9000の審査員補の有資格者を2名程度養成した。 s : 2名以上養成し、特に優れた成果が得られた a : 2名以上養成した c : 1名以下しか養成しなかった d : 1名以下しか養成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった	【事業報告書の記述】 (財)日本適合性認定協会認定のISO9000審査員研修等の研修を、技術上の調査を行う職員に受講させ、中期目標の期間中に32名の有資格者を養成した。 <table border="1" data-bbox="1160 810 1995 869"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有資格者養成数</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>12</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> 【その他特記事項】 ISO9000審査員補の資格取得により、センターの業務を遂行する上で重要な知識が得られ、また、登録認定機関等に対する技術上の調査等の業務を行う上でも対外的な信頼が得られることから、平成14年度以降は、中期計画を上回る有資格者を養成している。	年度	13	14	15	16	17	有資格者養成数	2	4	4	12	10	13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a
年度	13	14	15	16	17											
有資格者養成数	2	4	4	12	10											
	(イ) 技術上の調査を行う職員の資格規程を設けるとともに、資格規程を満たす職員を養成するため、職員技術研修計画に基づきISO等に関する研修を開催し、担当職員に対し3年に1回以上の受講を義務付ける。	◇技術上の調査を行う職員の資格規程を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。 s : 作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要がなかった c : 作成せず、又は必要な改	【事業報告書の記述】 技術上の調査の業務に係る職員の資格規程を設けるとともに、資格規程を満たす職員を養成するため、職員技術研修中期計画及び年度計画に基づきISO等に関する研修(調査員内部養成研修等)を、担当職員に対し3年に1回以上受講させた。 【その他特記事項】 平成13年度に技術上の調査を行う職員の資格規程を作成し、その後も必要に応じた見直しを行っている。	13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a												

		<p>正を行わなかった d：作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		17年度 a																		
<p>(3) 登録認定機関等の登録及び登録の更新に際しての技術上の調査に当たっては、当該申請に係る標準処理期間中に登録手続を完了することができるよう迅速に行う。 ○ 農林水産省からの調査要請受理後報告するまでの目標期間：30日以内 <u>(平成15年度以降の目標)</u> ○ 申請受付後農林水産大臣へ報告するまでの目標期間：30日以内 <u>(平成14年度までの目標)</u></p>	<p>(3) 登録申請等に係る手続きの迅速化 登録認定機関等の登録及び登録の更新並びに認定手数料の額、格付業務規程及び認定業務規程の認可に際しての技術上の調査に当たっては、調査要請受理後30日以内に農林水産省に報告するため、案件毎に責任者を指名して責任者に調査計画の作成及び進行管理を行わせる体制を整備すること等を内容とする実施要領を作成する。 <u>(平成15年度以降の計画)</u></p>	<p>◇職員技術研修計画に基づきISO等に関する研修を実施し、調査担当職員に定期的な受講を義務付け、必要な教育を行った。 s：研修を実施し、必要な教育を行い、特に優れた成果が得られた a：研修を実施し、必要な教育を行った c：研修を実施せず、必要な教育を行わなかった d：研修を実施せず、必要な教育を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>◇登録等調査実施要領を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。 s：作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた a：作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかった c：作成せず、又は必要な改正を行わなかった d：作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 登録認定機関等の登録、登録の変更及び登録の更新に際しての技術上の調査結果を標準処理期間内（30日以内）に農林水産大臣へ報告できるよう、平成13年度に「登録認定機関・登録外国認定機関の登録審査に係る農林水産消費技術センターが行う技術上の調査の事務処理マニュアル」を作成し、以降、必要に応じて見直しを行い進行管理を徹底したことにより、平成15年度以降はすべて期間内に報告した。</p> <table border="1" data-bbox="1153 1005 2004 1101"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査報告件数</td> <td>246</td> <td>168</td> <td>200</td> <td>205</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>標準処理期間内報告件数</td> <td>195</td> <td>165</td> <td>200</td> <td>205</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table>	年度	13	14	15	16	17	調査報告件数	246	168	200	205	250	標準処理期間内報告件数	195	165	200	205	250	13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a
年度	13	14	15	16	17																	
調査報告件数	246	168	200	205	250																	
標準処理期間内報告件数	195	165	200	205	250																	
	<p>登録認定機関等の登録及び登録の更新並びに認定手数料の額、格付業務規程及び認定業務規程の</p>	<p>◇調査要請受理後30日以内に農林水産省へ調査結果を回答した。 <u>(平成15年度以降の評価指標)</u></p>	<p>【その他特記事項】 平成13年度は中期目標に掲げられた登録及び登録の更新について評価したが、登録の変更についても迅速な処理が必要なことから、平成14年度以降は登録の更新も評価対象に加えて評価している。</p>	13年度 c 14年度																		

認可に際しての技術上の調査に当たっては、申請受付後30日以内に農林水産大臣に報告するため、案件毎に責任者を指名して責任者に審査計画の作成及び進行管理を行わせる体制を整備すること等を内容とする審査実施要領を作成する。

(平成14年度までの計画)

◇申請書類等の受領後30日以内に総合食料局長あてへ調査結果を回答した。
(平成14年度までの評価指標)

- s : 30日以内に回答した件数が100%であり、特に優れた成果が得られた
- a : 30日以内に回答した件数が90%以上であった
- b : 30日以内に回答した件数が50%以上90%未満であった
- c : 30日以内に回答した件数が50%未満であった
- d : 30日以内に回答した件数が50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった
(注：日数は実労働日数)

達成度合：13年度 48% (48件/99件)
14年度 98% (165件/168件)
15年度 100% (200件/200件)
16年度 100% (205件/205件)
17年度 100% (250件/250件)

a
15年度
a
16年度
a
17年度
a

(4) 登録認定機関により認定された製造業者及び生産行程管理者が行う格付に対する登録認定機関の指導並びに登録格付機関による格付が適切に行われているか否かを確認するため、認定製造業者の調査及びJASマークの付され農林物資の検査を行う。

(4) JASマークの付された農林物資の検査

ア 登録認定機関による認定製造業者に対する指導及び登録格付機関による格付業務が適切に行われているか否かを確認するため、認定製造業者等に対する調査を各事業年度に350件以上行う。

◇認定製造業者等に対する調査を350件以上実施した。
s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
a : 計画値の達成度合は100%以上であった
b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
c : 計画値の達成度合は70%未満であった
d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】

登録認定機関による認定製造業者に対する指導及び登録格付機関による格付業務が適切に行われているか否かを確認するため、次のとおり認定製造業者等に対する調査を実施した。また、調査の結果、不適正な事項が認められた登録認定機関等に対しては、文書による是正指導を行った。
なお、平成17年度は、登録認定機関が登録の有効期間の満了に伴う更新を行わないことによる年度途中での認定又は格付業務の廃止による技術上の調査の中止のほか、平成17年6月に改正されたJAS法に基づく新たなJAS規格制度への円滑な移行を図るため、農林水産省と協議の上で登録の事前申請に係る登録等調査を優先実施することとなり、年度当初の計画数のうち調査対象外となった登録認定機関等の調査に係る認定製造業者等の立会調査を中止した。

年度	13	14	15	16	17
登録認定機関	60(0)	186(50)	361(61)	354(45)	203(29)
登録格付機関	373(13)	225(16)	24(1)	14(1)	10(1)
計	433(13)	411(66)	385(62)	368(46)	213(30)

注) ()内は登録認定機関等に対して文書指導により是正指導した件数。

【その他特記事項】

平成17年度は、当初計画値350件に対し213件の実施となったが、中止し

13年度
a
14年度
a
15年度
a
16年度
a
17年度
a

			<p>た認定事業者等に対する調査に換えて、登録の事前申請に対する登録等調査を実施していることを勘案して評価している。</p> <p>達成度合：13年度 124% (433件/350件) 14年度 117% (411件/350件) 15年度 110% (385件/350件) 16年度 105% (368件/350件) 17年度 — (213件/350件)</p>																									
<p>○ 検査件数：各事業年度 700件以上</p>	<p>イ 登録認定機関の認定業務や登録格付機関の格付業務が適切に行われているか否かを確認するためのJAS製品の検査については、製造業者等の事業規模及び地域バランス等を勘案して対象製品を選定することとし、各事業年度に700件以上実施する。</p>	<p>◇JAS製品の検査については、製造業者等の事業規模及び地域バランス等を勘案して対象製品を選定した。 s：勘案して選定し、特に優れた成果が得られた a：勘案して選定した c：勘案せずに選定した d：勘案せずに選定し、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>◇JAS製品の検査を700件以上実施した。 s：計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった d：計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 登録認定機関の認定業務や登録格付機関の格付業務が適切に行われているか否かを確認するため、次のとおり地域バランス等を勘案して対象製品を選定し、各事業年度にJAS製品の検査を700件以上実施した。また、不適正な事項が認められた登録認定機関等に対しては文書により是正指導した。</p> <table border="1" data-bbox="1160 555 1995 671"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録認定機関</td> <td>237(24)</td> <td>396(2)</td> <td>880(51)</td> <td>1,154(51)</td> <td>845(32)</td> </tr> <tr> <td>登録格付機関</td> <td>480(29)</td> <td>378(5)</td> <td>10(0)</td> <td>5(0)</td> <td>6(0)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>717(53)</td> <td>774(7)</td> <td>890(51)</td> <td>1,159(51)</td> <td>851(32)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ()内はJAS製品検査の結果、文書指導により是正指導した件数。</p> <p>【その他特記事項】</p> <p>達成度合：13年度 102% (717件/700件) 14年度 111% (774件/700件) 15年度 127% (890件/700件) 16年度 166% (1,159件/700件) 17年度 121% (851件/700件)</p>	年度	13	14	15	16	17	登録認定機関	237(24)	396(2)	880(51)	1,154(51)	845(32)	登録格付機関	480(29)	378(5)	10(0)	5(0)	6(0)	計	717(53)	774(7)	890(51)	1,159(51)	851(32)	<p>13年度 a</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>
年度	13	14	15	16	17																							
登録認定機関	237(24)	396(2)	880(51)	1,154(51)	845(32)																							
登録格付機関	480(29)	378(5)	10(0)	5(0)	6(0)																							
計	717(53)	774(7)	890(51)	1,159(51)	851(32)																							
<p>(5) 食品等の販売業者、製造業者等の事業所に対して、適切な指導を行うよう、国際標準(ISO)やHACCP等の高度な品質管理技術に基づく指導方</p>	<p>(5) 食品等の販売業者、製造事業者等に対する技術指導 ア 食品等の販売業者、製造業者等に対し、ISOやHACCP等に基づく高度な品</p>	<p>◇外部の有識者を含めて指導方針の検討を行い、指導方針を策定し、職員に周知した。 a：検討を行い、指導方針を策定し、職員に周知した c：検討を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 外部の有識者を含めた総合指導委員会を開催し、認定製造業者等に対する高度な品質管理の指導方針を策定し職員に周知した。</p>	<p>13年度 a</p>																								

針を策定するとともに、製造業者等が高度な品質管理技術を導入するためのマニュアルを作成する。

(平成15年度以降の目標)

(5) 登録認定機関により認定された製造業者等の事業所に対して、適切な指導を行いうるよう、国際標準（ISO）やHACCP等の高度な品質管理技術に基づく指導方針を策定するとともに、製造業者等が高度な品質管理技術を導入するためのマニュアルを作成する。

(平成14年度までの目標)

○ 高度品質管理マニュアルの作成数：中期目標の期間中に10品目以上

質管理の指導を行うため、外部の有識者を含めて検討を行い、平成13年度中に指導方針を策定し、職員に周知する。

(平成15年度以降の計画)

(5) 高度な品質管理技術の指導

ア 認定製造業者等に対し、ISOやHACCP等に基づく高度な品質管理の指導を行うため、外部の有識者を含めて検討を行い、平成13年度中に指導方針を策定し、職員に周知する。

(平成14年度までの計画)

イ 製造業者等に対するアの指導に活用するためのマニュアルを、中期目標の期間中に10品目以上について作成する。

(平成13年度限りの評価指標)

◇食品等の販売業者、製造業者等に対する品質管理の指導の一環として、基準書等を活用し技術相談に対応した。

s：技術相談に対応し、特に優れた成果が得られた
a：技術相談に対応した
c：技術相談があったが対応しなかった
d：技術相談があったが対応せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇食品等の販売業者、製造業者等に対する品質管理の指導の一環として、企業の品質管理担当者等を対象とし、品質管理情報等について電子メールを活用した広報活動を行った。

s：広報活動を行い、特に優れた成果が得られた
a：広報活動を行った
c：広報活動を行わなかった
d：広報活動を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇指導マニュアルを2品目以上作成した。

s：2品目以上作成し、特に優れた成果が得られた
a：2品目以上作成した
c：1品目以下しか作成しなかった
d：1品目以下しか作成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【その他特記事項】

食品等の販売業者、製造業者等に対する品質管理の指導の一環として、品質管理技術基準書を活用した技術相談に次のとおり対応している。

年度	13	14	15	16	17
技術相談件数	48	74	93	131	195

食品等の販売業者、製造業者等に対する品質管理の指導の一環として、電子メール（メールマガジン）により品質管理情報等について広報を行っている。

【事業報告書の記述】

製造業者等に対する指導に活用するため、高度品質管理マニュアルを中期目標の期間中に次の10品目について作成した。

〔マニュアル作成品目〕

13年度：風味調味料、調理冷凍食品
14年度：炭酸飲料、食料缶詰
15年度：果実飲料、ジャム類
16年度：農産物漬物、乾めん類
17年度：マヨネーズ、トマトケチャップ

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度

	<p>ウ 食品等の品質の向上や安全性を確保するため、イのマニュアルを用いて、ISOやHACCP等の高度な品質管理、品質の表示等に関する講習会を開催する。</p>	<p>◇本部及び地域センターごとに品目又は技術的課題を選定し、年度計画に基づき技術講習会を開催した。 s : 計画値の達成度は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度は90%以上であった b : 計画値の達成度は50%以上90%未満であった c : 計画値の達成度は50%未満であった d : 計画値の達成度は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 食品等の品質の向上や安全性を確保するため、次のとおり食品等製造業者等を対象とした技術講習会を開催した。</p> <table border="1" data-bbox="1153 295 1993 391"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術講習会開催回数</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>" 参加人数</td> <td>364</td> <td>766</td> <td>769</td> <td>915</td> <td>864</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他特記事項】 平成14年度は、開催実績が17回であったが、門司センターでは各地域センターごとに開催するという年度計画に即して開催できなかったことを踏まえて評価している。 達成度合 : 13年度 125% (10回/8回) 14年度 — (17回/8回) 88% (7センター/8センター) 15年度 125% (10回/8回) 16年度 213% (17回/8回) 17年度 175% (14回/8回)</p>	年度	13	14	15	16	17	技術講習会開催回数	10	17	10	17	14	" 参加人数	364	766	769	915	864	<p>a 13年度 a 14年度 b 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
年度	13	14	15	16	17																	
技術講習会開催回数	10	17	10	17	14																	
" 参加人数	364	766	769	915	864																	
	<p>エ 食品表示に関する相談・問合せを一元的に受け付ける窓口を開設する。 <u>(平成15年度以降の計画)</u></p>	<p>◇食品表示に関する相談・問い合わせを一元的に受け付ける窓口を開設するとともに、定期的な見直しを行い、必要な内容の改善を図った。 s : 開設し、又は必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた a : 開設し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要はなかった c : 開設せず、又は必要な改善を行わなかった d : 開設せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった <u>(平成15年度以降の評価指標)</u></p>	<p>【事業報告書の記述】 食品事業者等からの食品表示に関する相談、問い合わせ等に対応した。また、平成15年度に食品表示に関する相談、問い合わせを一元的に受け付ける窓口を(社)日本食品衛生協会と協力して開設し、相談に対応した。</p> <table border="1" data-bbox="1153 837 1993 933"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談、問い合わせ件数</td> <td>6,833</td> <td>8,011</td> <td>9,451</td> <td>9,985</td> <td>14,725</td> </tr> <tr> <td>一元化窓口での受付件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,627</td> <td>2,914</td> <td>2,791</td> </tr> </tbody> </table> <p>相談、問い合わせ業務における苦情等の申立については、苦情処理規程類に基づき適正に処理した。 (15年度 : 3件、16年度 : 1件、17年度 : 3件)</p> <p>【その他特記事項】 平成15年度に一元化受付窓口を本部に開設するとともに、平成16年度に追加開設したことにより、受付窓口の設置箇所は次のとおりとなった。 センター : 本部、名古屋及び神戸 (3箇所) 食品衛生協会 : 東京、大阪及び福岡 (3箇所)</p>	年度	13	14	15	16	17	相談、問い合わせ件数	6,833	8,011	9,451	9,985	14,725	一元化窓口での受付件数	—	—	2,627	2,914	2,791	<p>15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
年度	13	14	15	16	17																	
相談、問い合わせ件数	6,833	8,011	9,451	9,985	14,725																	
一元化窓口での受付件数	—	—	2,627	2,914	2,791																	
<p>(6) 製造業者等から依頼された農林物資の品質、成分等に関する検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、適</p>	<p>(6) 依頼検査及び農林物資の格付 製造業者等から依頼された農林物資の検査及びセンターが自ら行う格付</p>	<p>◇依頼された農林物資の検査について、依頼者の機密保持を図るため内部規程に基づき検査結果の厳正な管理を行った。</p>	<p>【事業報告書の記述】 依頼者の機密の保持を図るため内部規程に基づき検査結果の厳正な管理を行い、製造業者等から依頼された農林物資の品質、成分等に関する検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査を次のとおり適切に行った。また、対外的な信頼性を確保するための内部監査を実施するとともに苦情処理体</p>	<p>13年度 a 14年度 a</p>																		

切に行う。

に係る検査については、
依頼者の機密の保持を図
るため検査結果の厳正な
管理を行う。

s : 管理を行い、特に優れた
成果が得られた
a : 管理を行った
c : 管理を行わなかった
d : 管理を行わず、その要因
は法人の著しく不適切な対
応にあった

◇依頼された農林物資の検査
が適切であることを検証する
ため、内部監査を1回以上実
施した。

s : 実施し、特に優れた成果
が得られた
a : 実施した
c : 実施しなかった
d : 実施せず、その要因は法
人の著しく不適切な業務運
営にあった

◇依頼された農林物資の検査
についてセンターに持ち込ま
れる苦情等を解決するため苦
情処理委員会を設置・運営し
た。

s : 設置・運営し、特に優れ
た成果が得られた
a : 設置・運営した
c : 設置しなかった
d : 設置せず、その要因は法
人の著しく不適切な業務運
営にあった

◇センターが自ら行う格付に
係る検査について、依頼者の
機密保持を図るため内部規程
に基づき検査結果の厳正な管
理を行った。

制を整備した。

なお、当該業務に対する苦情等の申し立てはなかった。

年度	13	14	15	16	17
依頼検査件数	282	550	305	297	173
格付検査件数	378	382	199	123	79
：林産物	144	44	3	—	—
：生糸	234	338	196	123	79

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

		<p>s : 管理を行い、特に優れた成果が得られた a : 管理を行った c : 管理を行わなかった d : 管理を行わず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p> <p>◇センターが自ら行う格付に係る検査が適切であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。 s : 実施し、特に優れた成果が得られた a : 実施した c : 実施しなかった d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>◇センターが自ら行う格付に係る検査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。 s : 設置・運営し、特に優れた成果が得られた a : 設置・運営した c : 設置しなかった d : 設置せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>13年度 a</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>13年度 a</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>
3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習	3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習	○農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習	<p>A</p> <p>指標の総数 : 92 評価 s の指標数 : 2 × 3 点 = 6 点 評価 a の指標数 : 90 × 2 点 = 180 点</p>

評価bの指標数：0×1点＝0点
 評価cの指標数：0×0点＝0点
 評価dの指標数：0×-1点＝0点
 合計 34点
 (186/184=101%)

(1) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、次の分野に関して重点的に行う。
 ア 生鮮食品の判別技術
 イ 加工食品の原料の判別技術
 ウ 遺伝子組換え食品の分析技術
 エ 微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術
 ○ 全調査研究課題数のうちア～エの分野に係る課題の割合：70%以上

(1) 調査及び研究の重点化

◇全調査研究課題数のうち中期計画ア～エの分野に係る重点課題の割合が70%以上であった。
 s：目標値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
 a：目標値の達成度合は100%以上であった
 b：目標値の達成度合は70%以上100%未満であった
 c：目標値の達成度合は70%未満であった
 d：目標値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】

農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、外部の有識者を含む調査研究総合評価委員会の検討結果を踏まえ、生鮮食品の判別技術、加工食品の原料の判別技術、遺伝子組換え食品の分析技術、微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術の4分野について重点的に行った。これらに係る調査研究課題数は各年度とも全調査研究課題数の70%以上であった。

年度	13	14	15	16	17
調査研究課題数	18	21	17	24	17
重点分野課題数	13	17	15	19	14
重点分野課題数の割合(%)	72	81	88	79	82

【その他特記事項】

達成度合：13年度 103% (72%/70%)
 14年度 116% (81%/70%)
 15年度 126% (88%/70%)
 16年度 113% (79%/70%)
 17年度 117% (82%/70%)

(2) (1)の調査及び研究の実施に当たっては、年次計画・年度計画の作成等により適切な進行管理を行い、中期目標の期間中に次のような取組を行う。(ウ及びエにおいて「確立」とは、技術を分析に利用することが可能な水準まで向上させることをいう。)

ア 生鮮食品の判別技術
 市販されている農産物及び魚類のうち外観から容易に判別のつかない次の品目等について、成分の違い等判別のための判断の基準となる事項を選定する。

【事業報告書の記述】

調査研究総合評価委員会において選定された研究課題を実施するとともに、各センターにおいて調査研究推進委員会を開催し、適切な進行管理に努めた。具体的な取組は以下のとおり。

13年度 a
 14年度 a
 15年度 a
 16年度 a
 17年度 a

① 同一品目の農産物で輸入品と国産品が国内市場に流通しており、輸入品が一定のシェアを有するもの	<p>◇輸入品と国産品が国内市場に流通している生鮮野菜のうち、輸入量の多い上位10品目から2品目以上選定し、産地判別の指標を検討した結果、1品目程度について生鮮野菜の産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s：特に優れた成果が得られた</p> <p>a：達成した</p> <p>b：概ね達成した</p> <p>c：達成されなかった</p> <p>d：達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>・農産物の無機元素分析による産地判別技術の開発</p> <p>産地表示の真偽を形態的に識別することが困難な農産物について、無機元素組成の比較による判別法を開発するため、次の取組を行った。</p> <p>《タマネギ》(H13、15-17)</p> <p>平成13年度から調査・検討を開始し、平成15年度に試料の分析条件を設定し、北海道、佐賀、兵庫及び外国産たまねぎの元素データを得た。その結果、北海道-外国、佐賀-外国、兵庫-外国の間で95%の的中率で判別できる判別モデルを構築した。</p> <p>《黒大豆》(H15-17)</p> <p>国産と中国産を判別するため、平成15、16年度において判別指標となる元素の絞り込みと判別モデルの構築を行い、17年度はさらに試料点数を追加し測定と検討を進めた結果、7元素とカウムとの濃度比による判別指標（判別率87%）が得られた。以上の成果をもとにマニュアル案を作成した。</p> <p>《ニンニク、ショウガ》(H14-15、17継続)</p> <p>国産と中国産を判別するため、平成14年度より判別指標となる元素の絞り込みを進め、統計解析を行った。その結果、ニンニクでは9元素、ショウガでは11元素により判別できる可能性が示された。</p> <p>《ネギ》(H15)</p> <p>国産と中国産を迅速に判別するため、スクリーニング判別手法を検討した結果、92%以上の的中率で判別できる判別モデルを構築した。この成果をもとにマニュアルを作成した。</p> <p>・DNA解析によるタマネギの産地判別方法の検討 (H15-17)</p> <p>DNA解析による国産と外国産のタマネギの産地判別方法を確立するため、15年度より判別に有用なDNAマーカーの探索、選抜とSTS化を進め、特異的マーカーを開発した。これを用いて45品種から2品種ごと（990通りの組合せ）の識別を行ったところ、一部を除いて品種の判別が可能であり、特定品種の名称表示の確認のための指標が得られた。</p> <p>・臭素燻蒸根による輸入野菜の判別 (H14)</p> <p>アスパラガス、ブロッコリーについて判別指標が得られた。</p>	13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a
② 同一魚種で解凍魚と鮮魚が国内市場に流通しているもの	<p>◇冷凍と非冷凍が国内市場に流通している魚介類のうち、流通量の多い上位10品目から2品目以上選定し、冷凍・非冷凍の判別指標を検討した結果、1品目程度について魚介類の冷凍・非冷凍の判別指標が得られ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s：特に優れた成果が得られた</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>・解凍魚と鮮魚の判別方法の検討</p> <p>解凍魚と鮮魚が国内市場に流通している魚種について、冷凍の有無を判別する手法を開発するため、次の取組を行った。</p> <p>《まぐろ類等》(H13-14)</p> <p>解凍魚と鮮魚の判別方法を検討し、判別法のフローチャートを作成した。</p> <p>《ヒラメ》(H13)</p> <p>K値及び残存赤血球数において相関関係がみられ、判別指標が得られたことから、凍結魚と生鮮魚との判別基準を作成した。</p>	13年度 a 14年度 a 15年度 — 16年度 —

<p>a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった d : 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【その他特記事項】 平成15年度～平成17年度は、当該指標に係る調査研究課題がなく、業務実績がないため評価していない。</p>	<p>17年度 —</p>
<p>◇天然魚と養殖魚が流通している魚のうち、流通量の多い10品目から2品目以上選定し、天然・養殖の判別の指標を検討した結果、1品目程度について天然魚・養殖魚の判別指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s : 特に優れた成果が得られた a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった d : 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ・天然魚と養殖魚の判別方法の検討 《ヒラメ》(H13) ヒラメの体重、体高、体長及び耳石の重量、長径・短径の主成分解析並びに日周輪の輪の間隔に差が見られた。 《マダイ》(H13-14) 筋肉中のリノール酸量、メラニン沈着状態等、判別に有効な指標が得られた。 《マダイ》(安定同位対比測定による手法)(H17-継続) 天然及び養殖のマダイ計57件、養殖用飼料10件及び飼料原料4件の安定同位体比を測定し、天然と養殖の判別可能性を検証した結果、養殖マダイと天然マダイには養殖飼料が原因と考えられる炭素同位体比に有意な差が見られた。 《スズキ、タイリクスズキ、ナイルパーチ》(H14-15) 国内で養殖されているスズキ類が主にタイリクスズキであることから、ミトコンドリアDNAを指標として3種の判別方法を検討し、天然魚、養殖魚のおおよその絞り込みができた。この成果をもとにマニュアルを作成した。</p> <p>【その他特記事項】 平成16年度は、当該指標に係る調査研究課題がなく、業務実績がないため評価していない。</p>	<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 — 17年度 a</p>
	<p>【事業報告書の記述】 ・DNA解析による水産物の名称表示の疑義判別法の検討 名称表示の真偽を形態的に識別することが困難な魚種について、DNA解析による品種判別手法を開発するため、次の取組を行った。 《マダイ、チダイ、キダイ》(H14-16) ミトコンドリアDNAを指標として3種を判別することができた。また、特異的プライマー3種類及び共通プライマーを設計し、混合することで迅速なスクリーニングが可能となった。この成果をもとにマニュアルを作成した。 《マグロ》(H16) 6魚種8タイプのマグロのミトコンドリアDNAの全塩基配列を決定し、データベース登録を行った。この情報から解析用プライマーを設計した。この成果をもとにマニュアルを作成した。 《サケ・マス》(H16) サケ・マス8魚種のミトコンドリアDNAの塩基配列を決定した。この成</p>	

			<p>果をもとにマニュアル案を作成した。</p> <p>《ウニ》(H16-17) チリウニ及び北米から輸入される2種のウニ、及び国内主要種のエゾバフンウニ、キタムラサキウニのミトコンドリアDNAの塩基配列情報から解析用プライマーを設計し、5種の判別が可能となった。この成果をもとにマニュアル案を作成した。</p> <p>《甲殻類》(H16-17) タラバガニ科4種、クモガニ科3種、クリガニ科3種のミトコンドリアDNAの塩基配列情報から解析用プライマーを設計し、タラバガニ科4種、クモガニ科3種、及びケガニ（クリガニ科）の判別が可能となった。この成果をもとにタラバガニ科4種を判別するマニュアル案を作成した。</p> <p>《シジミ》(H17) 独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所開発の4種のシジミの種判別法の実用化を検討した。市販のシジミを用いて検証したところ有効であった。この成果をもとにマニュアル案を作成した。</p> <p>・DNA解析による市場における牛肉の品種推定法の有効性の検証 (H15-17) 国立大学法人神戸大学が開発した黒毛和種、ホルスタイン種等の識別技術の実用化のため、簡便・迅速化を図った。共同試験による妥当性確認の結果、4種類のDNAマーカーがいずれも良好な結果を示し、改良した牛品種推定法の妥当性が確認された。</p>
<p>イ 加工食品の原料の判別技術については、国産品と輸入品のおおよその絞り込みを行うための判断の基準となる事項を選定する。</p>	<p>イ 加工食品の原料の判別技術 国内市場で流通している加工食品のうち現在の分析技術では、使用原料の輸入・国産の判別のつかない次の品目について、成分の違い等判別のための判断の基準となる事項を選定する。</p> <p>① 個別の品質表示基準に基づいて新たに原料原産表示が義務付けられた品目</p>	<p>◇国内市場に流通している加工食品のうち、原料原産表示が義務付けられている品目から2品目以上選定し、原料の判別指標を検討した結果、1品目程度について加工食品の原料産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 <u>(平成16年度以降の評価指標)</u></p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>・DNA解析による魚類加工食品の原料原産地判別方法の検討 原料原産地表示の真偽を形態的に識別することが困難な魚類加工食品について、DNA解析による判別手法を開発するため、次の取組を行った。</p> <p>《うなぎ加工品》(H13) DNAによる品種判別の検討を行った結果、蒲焼のように過熱された製品であっても、ジャポニカ種とアンギラ種（西洋種）の判別が可能であり、流通実態と照合することにより原料原産地の判別が概ね可能であった。</p> <p>《アジ・サバ加工品》(H13-15) 加工食品からのDNAの抽出法を検討するとともに、ニシマアジ、タイセイヨウサバのミトコンドリアDNAの塩基配列を決定する等、判別に有用なデータを取得した。この成果をもとにマアジ属魚類及びマサバ属魚類を</p> <p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a</p>

② 個別の品質表示基準に基づいて新たに原料原産地表示が義務付けられることが見込まれる品目

◇国内市場に流通している加工食品のうち、個別の品質表示基準のある品目から2品目以上選定し、原料の判別指標を検討した結果、1品目程度について加工食品の原料産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

(平成15年度までの評価指標)

- s : 特に優れた成果が得られた
- a : 達成した
- b : 概ね達成した
- c : 達成されなかった
- d : 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇国内市場に流通している加工食品のうち、新たに原料原産地表示の義務付けが見込まれる品目から選定し、原料の判別指標を検討した結果、加工食品の原料産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

(平成16年度以降の評価指標)

◇国内市場に流通している加工食品のうち、新たに個別の品質表示基準の制定が見込まれる品目から選定し、原料の判別指標を検討した結果、加工食品の原料産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

(平成14～15年度の評価指標)

判別するための各マニュアル案を作成した。

・加工食品の無機元素分析による産地判別技術の開発

原料原産地表示の真偽を形態的に識別することが困難な加工食品について、無機元素組成の比較による判別法を開発するため、次の取組を行った。

《乾しいたけ》(H14、16-17)

日本産原木栽培、中国産原木栽培及び中国産菌床栽培シイタケの29元素の測定により作成した判別関数の有効性を、ICP-AES及びICP-MSにより測定し検証した結果、5元素による原木-菌床判別モデル的中率は100%、9元素による日本産原木-中国産原木の判別モデルの判別は93%であった。

《梅干》(H15)

国産と中国産の梅干の仁に含まれる無機元素組成産地を判別できる可能性が示された。この成果をもとに暫定版マニュアルを作成した。

《湯通し塩蔵わかめ》(H16-17)

国内2産地及び中国産、韓国産について5元素を指標として判別することができた。この成果をもとに判別マニュアルを作成した。

《たけのこ水煮》(H14)

鉛を指標として国産と中国産原料を判別できる可能性が示唆された。

・DNA解析による水産物の名称表示(原料原産地)の疑義判別法の検討

名称表示の真偽を形態的に識別することが困難な魚種について、DNA解析による品種判別手法を開発するため、次の取組を行った。

《サケ・マス》(H16)

サケ・マス加工品の原料魚種8種について、ミトコンドリアDNAの塩基配列を決定した。このデータから解析用プライマーを設計した。この成果をもとにマニュアル案を作成した。

《ウニ加工品》(H16-17)

塩ウニ、ウニあえもの等のウニ加工品からPCR増幅産物が得られ、原料として含まれるウニの種を推定できる可能性が示唆された。

《甲殻類加工品》(H16-17)

甲殻類加工品の原材料であるタラバガニ科4種、クモガニ科3種、クリガニ科3種のミトコンドリアDNAの塩基配列情報から解析用プライマーを設計し、タラバガニ科4種、クモガニ科3種、及びケガニ(クリガニ科)の判別が可能となった。この成果をもとにタラバガニ科4種を判別するマニュアル案を作成した。

17年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

		<p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった</p> <p>d : 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	
			<p>【事業報告書の記述】</p> <p>・LC-MSによるしょうゆにおける丸大豆使用の判別 (H16)</p> <p>丸大豆、脱脂加工大豆をそれぞれ原料とするしょうゆからLC-MSにより指標となりうる成分を検索した結果、得られたピークから判別関数を作成したところ、良好な判別が可能であることを確認した。</p>
<p>ウ 遺伝子組換え食品の分析技術については、遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品の定性的判別技術並びに遺伝子組換え大豆及びとうもろこしの定量分析技術を確立する。</p>	<p>ウ 遺伝子組換え食品の分析技術</p> <p>① 遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品について、前処理技術及びPCR法等による定性分析技術を確立する。</p>	<p>◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品について、前処理技術の検討を行った結果、技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった</p> <p>d : 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>・表示対象加工食品からのDNA抽出方法の検討 (大豆加工品) (H13)</p> <p>豆腐、凍り豆腐、納豆、豆乳等の大豆加工品からPCRによる検出に適した各種のDNA分離用カラムを活用したDNA抽出法を検討した結果、従来の方法では検知できなかった遺伝子の検知が可能となった。</p> <p>・加工食品中の組換え体混入率の定量化技術 (H14-17)</p> <p>遺伝子組換え体の擬似混入製品 (大豆製13種類、とうもろこし製品7種類) を製造し、前処理にシリカレジンカラムを用いる方法及び陰イオンカラムを用いる方法と比較検討した結果、前者の前処理法による方が良好な結果であった。</p> <p>また、疑似混入製品と原料との組換え体定量値の優位差を統計的に解析した結果、定量PCR法が適用できる可能性が示唆された。</p> <p>・農産物からの遺伝子組換え体の定性技術<collaborative studyによる定性技術の確立> (H16-継続)</p> <p>遺伝子組換え大豆1系統の定性検知技術の妥当性確認を行うため、定量PCR及び定性PCRにより均一性を確認された遺伝子組換え大豆擬似混入試料を作成した。</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>・農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術 (その1) <新しい遺伝子組換え系統の定量化> (H17)</p> <p>新たに遺伝子組換え表示が義務づけられたアルファルファ加工品の遺伝子組換えアルファルファの検知法を確立するため、特異的内在性遺伝子の候補を選択し、有効なプライマーを設計した。</p> <p>【その他特記事項】</p>
		<p>◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品について、定性分析技術の検討を行った結果、技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p>	<p>13年度 a</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>15年度 -</p> <p>16年度 -</p> <p>17年度 a</p>

	<p>a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった d : 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>(平成15年度以降の評価指標)</p>	<p>平成15年度及び平成16年度は、当該指標に係る調査研究課題がなく、業務実績がないため評価していない。</p>	
<p>② 遺伝子組換えの大豆及びとうもろこしについて、PCR法等による定量分析技術を確立する。</p>	<p>◇遺伝子組換え大豆について、PCR法等による定量分析技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった d : 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>・農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術（その2）<collaborative studyによる定量化技術の確立>（H14-継続） 遺伝子組換え大豆1系統及び遺伝子組換えとうもろこし4系統の定量PCR法を、現在用いられている3機種種の定量装置について妥当性を確認するため共同試験を実施した。その結果、妥当性が確認された。</p> <p>・農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術（その3）<定量技術の簡素・簡便化>（H14-15） 遺伝子組換え大豆及び遺伝子組換えとうもろこしの簡便な定量法を開発するため、特異的なプライマー及び内部標準となるDNAを設計し、競合PCRの条件を検討した。</p> <p>【その他特記事項】</p> <p>平成13年度は、事業報告書への実績記載はないが、センター職員の併任先（独立行政法人食品総合研究所）における研究成果として、遺伝子組換え大豆1系統のPCR定量分析技術を開発し、当該研究成果が日本食品衛生学会奨励賞を受賞し対外的な評価を受けていることから、特に優れた成果が得られていると評価したものである。</p> <p>平成16年度及び平成17年度は、遺伝子組換え大豆の定量分析技術は既に確立されていることから、当該指標に係る調査研究課題がなく、業務実績がないため評価していない。</p>	<p>13年度 s</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 -</p> <p>17年度 -</p>
	<p>◇遺伝子組換えとうもろこしについて、PCR法等による定量分析技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった d : 達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>平成13年度は、事業報告書への実績記載はないが、センター職員の併任先（独立行政法人食品総合研究所）における研究成果として、遺伝子組換えとうもろこし5系統のPCR定量分析技術を開発し、当該研究成果が日本食品衛生学会奨励賞を受賞し対外的な評価を受けていることから、特に優れた成果が得られていると評価したものである。</p>	<p>13年度 s</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>

		<p>◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品のうち、2品目以上選定し、PCR法等による定量分析法の適用について検討を行った結果、1品目程度について定量分析技術が確立でき、若しくは定量PCR法が適用できる品目についておおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s：特に優れた成果が得られた a：達成した b：概ね達成した c：達成されなかった d：達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ・大豆加工食品への定量PCR法の適用 (H13) 豆腐、油揚げ、凍り豆腐、ゆばの4品目について定量PCR法の適用が可能なDNA抽出方法が確立できた。 ・加工食品中の組換え体混入率の定量化技術 (H14-17) 遺伝子組換え体の擬似混入製品(大豆製13種類、とうもろこし製品7種類)を製造し、前処理にシリカレジンカラムを用いる方法及び陰イオンカラムを用いる方法と比較検討した結果、前者の前処理法による方が良好な結果であった。 また、疑似混入製品と原料との組換え体定量値の優位差を統計的に解析した結果、定量PCR法が適用できる可能性が示唆された。</p>	<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
		<p>◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられていない加工食品について、品質表示基準に基づく表示を行わせる必要性を調査するため、前処理法(DNA抽出方法等)の適用について検討を行った結果、前処理法が確立でき、若しくは前処理法が適用できる品目についておおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s：特に優れた成果が得られた a：達成した b：概ね達成した c：達成されなかった d：達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ・ばれいしょ加工品からのDNA抽出方法の検討 (H13) 内在性遺伝子の検知ができなため、遺伝子組換えに係る表示が義務付けられていないばれいしょ加工食品のうち、マッシュポテト、マッシュポテトを原料にした食品、冷凍ばれいしょ、ばれいしょスナック菓子等について前処理方法を検討した結果、新たに開発されたカラムを使用することにより大部分のばれいしょ加工品からDNA抽出が可能となった。 ・農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術(その1) <新しい遺伝子組換え系統の定量化> (H17) 遺伝子組換え小麦の検知法を確立するため、小麦特異的プライマーを作成して特異的遺伝子検知の可能性を検討したところ、小麦加工品29件のうち28件から検知が可能であった。 【その他特記事項】 平成14年度、15年度及び16年度は、当該指標に係る調査研究課題がなく、業務実績がないため評価していない。</p>	<p>13年度 a 14年度 - 15年度 - 16年度 - 17年度 a</p>
<p>エ 微量物質の分析技術については、食品衛生法に基づく残留基準や農薬取</p>	<p>エ 微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術</p>			

<p>締法に基づく登録保留基準が定められ、かつ、使用量が多い農薬であって、現在、一斉分析法が確立されていないもの10種類程度（トリフルミゾール、エチルチオミトン、イソキサチオン等）について一斉分析法を確立する。</p>	<p>① 農薬、合成抗菌剤等の一斉分析法の確立のため、抽出方法、精製方法、カラム条件等についての調査研究を行う。</p>	<p>◇農産物等を対象として、一斉分析法が確立されていない農薬5種類以上について多成分同時分析法の検討を行った結果、3種類以上の農産物等において分析が可能であることを確認し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s：特に優れた成果が得られた a：達成した b：概ね達成した c：達成されなかった d：達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDA検出器付きHPLCを用いた残留農薬の多成分同時分析方法の検討（農薬22種類）（農産物8種類13品目）（H13） 一斉分析法が確立されていない農薬22種類を対象として、りんご、オレンジ、にんじん、トマト、ほうれんそう等8種類13品目について前処理方法を検討した結果、2種類の分離用カラムの組合せによる精製法の改良により、PDA検出器付き液体クロマトグラフによる同時定量が可能であることを確認した。 ・食品中の安全性に関わる微量成分分析の精度管理システムの確立及び高精度な迅速分析法の開発（H14-16） トマト、ほうれんそう等6種類の農産物を対象とした残留農薬の一斉分析法について検討し、検討した分析法の8センターによる共同妥当性確認試験及び低濃度農薬の添加回収試験を実施したところ、良好な結果が得られたことから、当該一斉分析法がスクリーニング分析法として信頼性のある精度があることを確認した。このうち一斉分析法が確立されていない33種類の農薬について、21種類が一斉分析可能であることを確認した。また、精度管理システムを確立し、分析の信頼性を維持することが可能となった。 ・穀物中の残留農薬一斉分析法の検討（H15-16） 残留農薬一斉分析法を穀物に適用するため、使用の想定される213農薬について添加回収試験を行った結果、153農薬で良好な回収率が得られた。このうち一斉分析法が確立されていない40農薬についてはHPLCを用いて同様に検討したところ、12種類について良好な回収率が得られた。 ・超臨界流体抽出法による残留農薬の分析（H16-17） 超臨界流体抽出法を残留農薬の分析に適用するため、GC/MS及びLC/MSを用いた農薬の添加回収試験を行った結果、182農薬で良好な回収率が得られた。現行の溶媒抽出法に比べ概ね良好な抽出効率であり、スクリーニング検査として適用可能性が示された。 <p>【その他特記事項】 平成17年度は、当該指標に係る調査研究課題がなく、業務実績がないため評価していない。</p>	<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 -</p>
<p>② LC-MSを利用し、ポリフェノール類等の機能性成分についての効率的な分析方法を確立する。</p>	<p>② LC-MSを利用し、ポリフェノール類等の機能性成分についての効率的な分析方法を確立する。</p>	<p>◇LC-MSを利用し、機能性成分等の効率的な分析方法を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s：特に優れた成果が得られた a：達成した b：概ね達成した c：達成されなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LC-MSによるムメフラール等の機能性成分の分析法の開発（H16） LC-MS/MSを用いてムメフラール等のHMF有機酸エステル類の高感度一斉分析法を確立した。この方法を用いてエキス類、たれ・ソース類、みそ、黒砂糖等の分析を行いHMF有機酸エステルの含有量等の調査を行った。 <p>【その他特記事項】 平成15年度及び17年度は、当該指標に係る調査研究課題がなく、業務実績がないため評価していない。</p>	<p>15年度 - 16年度 a 17年度 -</p>

d：達成されず、その要因は
法人の著しく不適切な業務
運営にあった
(平成15年度以降の評価指標)

【事業報告書の記述】

重点4分野に関する調査研究のほか、次の検討を行った

・廃棄ばれいしょ酵素等を利用したフェノール性内分泌かく乱物質の無毒化・低減化技術の開発 (H13)

各種ばれいしょの酵素活性を調査するとともに、粗酵素の濃縮方法を検討し、粗酵素カラムを通過させた場合のフェノール性内分泌かく乱物質無毒化・低減化のメカニズムを検討した。

・しょうゆの技能試験に用いる比較値の算出方法 (H13)

しょうゆ分析の技能試験において必要な比較値について、2種類の分析方法を比較検討し、分析条件を定め、分析者の技能を評価する比較値の算出方法を検討した。

・ばれいしょ塊茎中のグリコアルカロイド量の測定 (H13)

ばれいしょ塊茎中のグリコアルカロイド量の光照射による影響を調査するために、HPLCによるグリコアルカロイドの分析条件を検討後、品種別、熟度別、貯蔵期間別に測定を行った。

・食品中のアクリルアミド分析法の開発 (H14-16)

アクリルアミド生成の要因となるアミノ酸の分析法の迅速化を図るとともに、ポテトチップ中のアクリルアミド生成量に影響を与えるアスパラギン含有量と還元糖含有量を検討した。

・流通過程における野菜の硝酸塩濃度の実態調査 (H14-16)

葉菜類の硝酸塩濃度の保存試験を実施し、保存期間と硝酸イオン濃度の関係を調査した。また、冷蔵流通を想定し、センター間の輸送試験を行い、送付しその間の変化を調査した。その結果、保存試験においても輸送試験においても、明確な変動は認められなかった。

・非破壊法による生糸の高精度格付方法に関する研究－ヤング率測定方法の開発－ (H13-14)

糸長計等を改良し、ヤング率測定精度の向上を図るとともに引張速度等の最適測定条件を確立した。

・生糸の国際標準格付方法に関する研究 (H16-17)

非破壊法による検査方法及び基準を、現行方法と比較した結果、成績がほぼ一致し、現行格付基準を機械検査にも適用できる可能性が示唆された。

・生糸機械検査システムの開発に関する研究 (H16-17)

			<p>最新のOSに対応したソフト、インターフェイスを開発した。また、システム測定部を縦型方式にするよう設計した。さらに、中国の検査装置とのデータ比較を行った。</p> <p>・ <u>カットフルーツに接種した食中毒菌の消長 (H16)</u> カット果物に食中毒菌 (E. coli O157:H7, salmonella Enteritidis) を接種し4, 10, 20°C保存下における消長を検討した。その結果、pHの低いパイナップル、グレープフルーツでは増殖が抑えられたが、メロン、スイカでは保存条件により増加する傾向が認められた。</p> <p>・ <u>食中毒菌を接種した生野菜・果実における洗浄殺菌効果の検討 (H16)</u> 製造現場における適切な殺菌条件を検討するため、カットした野菜に食中毒菌 (E. coli O157:H7, salmonella Enteritidis) を接種し、水道水、次亜塩素酸ナトリウムで1, 3, 5, 10分洗浄した後、菌数を計測した。その結果、1/10~1/100程度に減少したが、完全な除去は困難であった。</p> <p>・ <u>軟X線による非加熱殺菌技術の開発 (H13-15)</u> ペットボトルのキャップの枯草菌及び黒麹カビに対する軟X線の殺菌効果について検討し、キャップ殺菌工程への応用が可能であることが示唆された。</p> <p>・ <u>照射食品の検知方法の検討 (H17-継続)</u> 照射食品の検知法の1つである熱ルミッセンス法 (TL法) の再照射線源として軟X線が使用可能か検討したところ、軟X線0.1KGyの線量で照射した場合、定義されている線量 (γ線1KGy) と同等の発光強度が得られ、代替照射線源としての有効性が示唆された。</p>	
<p>(3) 調査及び研究の成果については、積極的に公表するとともに、調査分析、検査及び技術指導等の業務に迅速かつ積極的に活用する。</p>	<p>(2) 調査研究成果の公表</p> <p>ア 調査研究の成果については、調査研究報告書に取りまとめ、公表するとともに、成果の概要についてインターネット等を活用して広く一般に広報する。</p>	<p>◇調査研究結果の報告書を作成し、公表した。 s : 作成・公表し、特に優れた成果が得られた a : 作成・公表した c : 作成しなかった d : 作成せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>◇調査研究結果の報告書の概</p>	<p>【事業報告書の記述】 各年度の調査研究の成果を調査研究報告書に取りまとめ、公表した。また、調査研究結果の概要をホームページや広報誌に掲載した。</p>	<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a 13年度</p>

○ 調査及び研究の成果の 公開発表会の開催回数： 各事業年度1回以上		<p>要をホームページに掲載した。</p> <p>s：掲載し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：掲載した</p> <p>c：掲載しなかった</p> <p>d：掲載せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		<p>a</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>
	イ 調査及び研究テーマに 関係する登録認定機関等 及び関係業界を対象とし て、調査研究の成果の公 開発表会を各事業年度に 1回開催するとともに、必 要に応じ個別業界ごとの 説明会を開催する。	<p>◇調査研究の公開発表会を開催した。</p> <p>s：開催し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：開催した</p> <p>c：開催しなかった</p> <p>d：開催せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>公開調査研究等発表会を各事業年度1回以上開催し、調査研究の成果及び食品等特性把握調査の結果について発表したほか、17年度において「湯通し塩蔵わかめの原産国判別技術の検討」の研究成果について、関係業界を対象とした説明会を開催した。</p> <p>【その他特記事項】</p> <p>平成13年度は当該説明会の開催要請がなく実績はなかったが、評価指標に基づき評価し、平成14年度～平成16年度は当該説明会の開催要請がなく、実績がないため評価していない。</p>	<p>13年度 a</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>
		<p>◇必要に応じ個別業界ごとの説明会を開催した。</p> <p>s：開催し、特に優れた成果が得られた</p> <p>a：開催した</p> <p>c：開催しなかった事例があった</p> <p>d：開催しなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>a：要請に応じ開催し、又は要請がなかった</p> <p>c：要請があったが、特段の理由なく開催しなかった</p>		<p>13年度 a</p> <p>14年度 —</p> <p>15年度 —</p> <p>16年度 —</p> <p>17年度 a</p>

(平成13年度までの評価指標)

(3) 調査研究の適切な実施

ア 調査研究の水準の向上を図るため、独立行政法人食品総合研究所等の試験研究機関、分析機関等と共同で調査研究を実施する等連携を強化する。

◇独立行政法人食品総合研究所の化学機器分析センターを活用して調査研究を実施した。

- s : 実施し、特に優れた成果が得られた
- a : 実施した
- c : 課題があったが実施しなかった
- d : 課題があったが実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】

調査研究の水準の向上を図るため、独立行政法人食品総合研究所等の試験研究機関、分析機関等と共同で調査研究を実施した。

連携機関名	実施課題数	年度
独立行政法人食品総合研究所	11課題	13-17
独立行政法人水産総合研究センター	6課題	14-17
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構野菜茶業研究所	1課題	14-16
独立行政法人農業生物資源研究所	1課題	17

また、農業試験研究推進会議等の連絡会へ参画するなど、試験研究機関との連携を図り、調査研究の水準の向上に努めた。

年度	13	14	15	16	17
連絡会参画回数	20	20	22	27	19

【その他特記事項】

平成17年度は、独立行政法人食品総合研究所との共同研究は実施したが、化学機器分析センターを活用する課題がなく、実績がないため評価していない。

◇調査研究を必要に応じて共同研究で実施した。

- s : 実施し、特に優れた成果が得られた
- a : 実施した
- c : 課題があったが実施しなかった
- d : 課題があったが実施せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

イ 調査研究の課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務の運営に反映させるため、外部の専門家を含めて各事

◇外部の専門家を含めて検討を行い、必要に応じて業務の運営を改善した。

- s : 検討し必要な改善を行い、特に優れた成果が得られた

【事業報告書の記述】

外部の専門家を含む調査研究総合評価委員会を各事業年度に1回以上開催し、各事業年度ごとに前年度の調査研究成果の評価を行った。

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
-

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

	<p>業年度において1回以上検討を行う。</p>	<p>a : 検討し必要な改善を行い、又は検討の結果、改善の必要がなかった c : 検討せず、又は必要な改善を行わなかった d : 検討せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		<p>15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>																								
<p>(4) 調査及び研究の成果を事業者、登録認定機関等に技術移転するための検査技術に関する講習を行う。</p>	<p>(4) 調査研究成果の活用 調査研究の成果を製造業者、登録認定機関等に技術移転するため、関係業界等からの要望等を踏まえ技術講習会を開催する。</p>	<p>◇関係業界等からの要望等を踏まえ技術講習会を開催した。 s : 開催し、特に優れた成果が得られた a : 開催した c : 開催しなかった事例があった d : 開催しなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 調査及び研究の成果を事業者、登録認定機関等に技術移転するため、関係業界等の要望を踏まえ、財団法人食品産業センター、独立行政法人食品総合研究所と連携し、産学官連携技術講習会を開催した。また、分析技術等に関する受入研修、講師派遣等を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1160 587 1995 699"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産学官連携技術講習会開催回数</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>受入研修等実施回数(参加人数)</td> <td>7(9)</td> <td>9(25)</td> <td>7(26)</td> <td>17(51)</td> <td>10(21)</td> </tr> <tr> <td>講師派遣回数</td> <td>260</td> <td>532</td> <td>341</td> <td>332</td> <td>283</td> </tr> </tbody> </table>	年度	13	14	15	16	17	産学官連携技術講習会開催回数	8	13	8	3	2	受入研修等実施回数(参加人数)	7(9)	9(25)	7(26)	17(51)	10(21)	講師派遣回数	260	532	341	332	283	<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
年度	13	14	15	16	17																							
産学官連携技術講習会開催回数	8	13	8	3	2																							
受入研修等実施回数(参加人数)	7(9)	9(25)	7(26)	17(51)	10(21)																							
講師派遣回数	260	532	341	332	283																							
		<p>◇関係業界からの要請に応じて受入研修を行った。 s : 研修を行い、特に優れた成果が得られた a : 研修を行った c : 研修を行わなかった事例があった d : 研修を行わなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>																								
<p>4 立入検査等に関する事項 (1) 認定製造業者等に対し農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する</p>	<p>4 立入検査等に関する事項 (1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第</p>	<p>○立入検査等に関する事項</p>																										

<p>法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)第20条の2第1項の規定による立入検査を行うに当たっては、</p>	<p>175号)の規定により、農林水産大臣から指示された検査を迅速かつ的確に行うため、検査員の人選基準の策定及び検査手順のマニュアル化を行う。 <u>(平成15年度以降の計画)</u></p> <p>農林水産大臣から指示された検査を迅速かつ的確に行うため、検査員の人選基準の策定及び検査手順のマニュアル化を行う。 <u>(平成14年度までの計画)</u></p>		<p style="text-align: right;">A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数 : 17 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 14 × 2点 = 28点 評価bの指標数 : 1 × 1点 = 1点 評価cの指標数 : 2 × 0点 = 0点 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点 合計 : 29点 (29/34=85%)</p> </div>
<p>ア 検査能力等の資質、経験等を勘案した立入検査職員の適切な人選</p>		<p>◇検査員の人選基準を策定し、基準に基づき人選をした。 s : 人選基準を策定し、又は基準に基づき人選し、特に優れた成果が得られた a : 人選基準を策定し、又は基準に基づき人選した c : 人選基準を策定せず、又は基準に基づく人選をしなかった d : 人選基準を策定せず、又は基準に基づく人選をせず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 立入検査員の検査能力等の資質、経験等を勘案し、検査員としての資格基準を定め、当該基準に基づき検査員を人選した。</p> <p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
<p>イ 農林水産大臣から指示された調査事項の的確な実施</p>		<p>◇立入検査手順のマニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改正を行った。 s : 作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた a : 作成し、又は必要な改正を行った c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった d : 作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運</p>	<p>【事業報告書の記述】 事務処理の手順について定めた立入検査マニュアルを作成し、農林水産大臣から指示された調査事項を的確に実施するとともに、実施結果を踏まえマニュアルの見直しを行った。</p> <p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>

ウ 農林水産大臣への迅速かつ正確な報告

等に留意し厳正に実施する。

なお、JAS法第19条の6第1項第7号に規定する外国認定製造業者等に対して行う検査についても上記の留意点を踏まえて実施する。

○ 立入検査結果の報告期間：立入検査実施後3日以内

(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。

（平成15年度以降の目標）

(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）の規定により、農林水産大臣から指示された立入り、質問、検査及び収去を的確に行う。

（平成15年度以降の計画）

営にあった

◇検査員の適切な人選、手順のマニュアル化の結果、立入検査結果の報告期間を検査実施後3日以内とした。

s：3日以内に報告した件数が100%であり、特に優れた成果が得られた

a：3日以内に報告した件数が90%以上であった

b：3日以内に報告した件数が50%以上90%未満であった

c：3日以内に報告した件数が50%未満であった

d：3日以内に報告した件数が50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇立入り、質問、検査及び収去のマニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改正を行った。

s：作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた

a：作成し、又は必要な改正を行った

c：作成せず、又は必要な改正を行わなかった

d：作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

（平成16年度以降の評価指標）

◇農林水産大臣が定める事項を記載した報告書を遅滞なく提出した。

s：延滞なく定められた事項を報告し、特に優れた成果

【事業報告書の記述】

立入検査結果の報告については、検査実施後3日以内に農林水産大臣へ報告できるよう、未達成案件ごとの原因究明を踏まえた検査手順の見直し等により事務処理の迅速化に努め、平成16年度以降は、すべて3日以内に報告した。

また、農林水産省又は都道府県の協力要請を受け、任意調査等を実施した。

年度	13	14	15	16	17
立入検査	件数 27(6)	36(12)	3(2)	5(5)	7(7)
	事業者数 48	88	3	5	29
任意調査	件数 34	192	160	269	320
	事業者数 49	230	283	364	425

注) () 内は立入検査実施後3日以内に農林水産大臣に報告した件数。

【その他特記事項】

達成度合：13年度 22%（6件/27件）
14年度 33%（12件/36件）
15年度 67%（2件/3件）
16年度 100%（5件/5件）
17年度 100%（7件/7件）

【事業報告書の記述】

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ担保法」という。）第32条に基づく立入り等の事務処理を円滑に行うため、平成16年度において、立入検査規程等を改正するとともに、新たに立入検査等マニュアル（遺伝子組換え生物等）を制定した。なお、期間中、農林水産大臣からカルタヘナ担保法第32条に基づく立入り等の指示はなかった。

また、同法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査等の依頼はなかった。

【その他特記事項】

立入り等の実績がなかったため、評価していない。

13年度
c

14年度
c

15年度
b

16年度
a

17年度
a

16年度
a

17年度
a

15年度
—

16年度
—

		<p>が得られた a : 遅滞なく定められた事項を報告した c : 報告事項に不備があった、又は報告が遅滞した d : 報告事項に不備があり、又は報告が遅滞し、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった (平成15年度以降の評価指標)</p>		17年度 —
5 緊急時の要請に関する事項	5 緊急時の要請に関する事項	○緊急時の要請に関する事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数 : 18 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 18 × 2点 = 36点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点 合計 36点 (36/36=100%)</p> </div>	A
<p>農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があったときは、他の業務に最優先して組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査の迅速かつ正確な実施に努めるとともに、その結果について農林水産大臣に迅速に報告する。</p>	<p>農林水産大臣から要請のあった調査等を迅速かつ的確に行うため、調査研究結果や研究論文等を体系的に整理し、必要に応じた分析方法、データを効率よく検索できる情報管理体制を構築するとともに、要請に対して常に迅速に対応できる組織体制を整備する。</p>	<p>◇センターの調査研究結果を体系的に整理し、随時更新・再整理した。 s : 整理し、又は再整理し、特に優れた成果が得られた a : 整理し、又は再整理した c : 整理せず、又は再整理しなかった d : 整理せず、又は再整理せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 農林水産大臣から要請のあった調査等を迅速かつ的確に行うため、調査等に必要データ等を効率的に検索するため、調査研究結果及び調査研究報告中の引用文献を分野別に整理するとともに外部の種々のデータベースの整理を行い、情報管理体制を構築した。また、要請に対して常に迅速に対応できるよう緊急調査分析実施規程を作成し、想定される調査分析内容別に専門的知見を有する職員を登録する等、組織体制を整備した。 平成17年度において、農林水産大臣からの要請を受け、最優先業務として「我が国に輸入される米国産飼料用トウモロコシに対する、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt10の混入の有無」についての緊急調査分析を69件実施し、調査結果を農林水産大臣へ報告した。</p> <p>【その他特記事項】 センターの調査研究成果を年度別、項目別に検索できるよう整理し、ホームページ上に掲載している。</p>	13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a
		<p>◇要請に対して常に迅速に対応できる組織体制を整備するとともに、定期的な検討を行い、必要な改善を行った。 s : 整備し、又は必要な改善を行い、特に優れた成果が</p>	<p>平成13年度に農林水産大臣の要請への対応体制等を定めた緊急調査分析実施規程を作成し、その後も必要に応じて見直しを行うことにより、要請に対して常に迅速に対応できる体制を維持している。</p>	13年度 a 14年度 a

		<p>得られた a：整備し、又は必要な改善を行い、若しくは検討の結果、改善の必要はなかった c：整備せず、又は必要な改善を行わなかった d：整備せず、又は必要な改善を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>◇研究論文等を体系的に整理し、随時更新・再整理した。 s：整理し、又は再整理し、特に優れた成果が得られた a：整理し、又は再整理した c：整理せず、又は再整理しなかった d：整理せず、又は再整理せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった <u>(平成14年度以降の評価指標)</u></p> <p>◇必要に応じた分析方法、データを効率よく検索できる情報管理体制を構築し、定期的にその内容を更新した。 s：構築し、又は更新し、特に優れた成果が得られた a：構築し、又は更新した c：構築せず、又は更新しなかった d：構築せず、又は更新せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった <u>(平成14年度以降の評価指標)</u></p>	<p>平成14年度に調査研究報告中の引用文献を分野別に整理するとともに外部の種々のデータベースを利用して研究論文等を体系的に整理し、その後も必要に応じて見直している。</p> <p>平成14年度に種々の外部データベース、ホームページ等を分野別に整理し、必要に応じて分析方法等を効率よく検索できる情報管理体制を構築し、その後も必要に応じて更新している。</p>	<p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p> <p>14年度 a</p> <p>15年度 a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>
6 国際協力	6 国際協力	○国際協力		<p>A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数 : 14 評価 s の指標数 : 0 × 3 点 = 0 点 評価 a の指標数 : 14 × 2 点 = 28 点 評価 b の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点 評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点</p> </div>

可能な範囲において、研修生の受入、海外への専門家の派遣等の国際協力を行う。

発展途上国からの技術支援の要請の増大に対応して、センターの技術力を活用した専門家の海外派遣及び海外からの研修生の受入れを積極的に推進する。また、職員の語学力の向上を図るため、国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣する。

◇専門家の海外派遣を行った。
 s : 派遣し、特に優れた成果が得られた
 a : 派遣した
 c : 派遣しなかった事例があった
 d : 派遣しなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇海外からの研修生の受入れを行った。
 s : 受入れを行い、特に優れた成果が得られた
 a : 受入れを行った
 c : 受入れを行わなかった事例があった
 d : 受入れを行わなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

◇独立行政法人国際協力機構の主催する研修等に職員を派遣した。
 s : 派遣し、特に優れた成果が得られた
 a : 派遣した
 c : 派遣しなかった
 d : 派遣せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

評価 d の指標数 : 0 × -1点 = 0点
 合計 28点
 (28/28=100%)

【事業報告書の記述】
 センターの技術力を活用した国際協力については、農林水産省、独立行政法人国際協力機構、外国政府等各関係機関からの要請を踏まえ、専門家の派遣及び海外からの研修生の受入れについて積極的に対応した。
 また、独立行政法人国際協力機構の主催する技術協力専門家養成研修（農村開発コース）等に職員を派遣した。

年度	13	14	15	16	17
専門家派遣回数	2	1	0	2	1
海外研修生受入回数	6	8	12	5	8
専門家養成研修への派遣回数	1	1	1	1	2

【その他特記事項】
 平成15年度は、専門家の海外派遣要請がなく、業務実績がなかったため評価していない。

13年度
a

14年度
a

15年度
-

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

17年度
a

13年度
a

14年度
a

15年度
a

16年度
a

				17年度 a
第4 財務内容の改善に関する事項 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。	第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 〔略〕	◎予算、収支計画及び資金計画	<p>中項目の総数 : 2 評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点 評価Aの中項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 評価Dの中項目数 : 0 × -1点 = 0点 合計 4点 (4 / 4 = 100%)</p> <p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 ① 法人の中期計画項目である「予算、収支計画及び資金計画」について、各事業年度の小項目の評価結果を評価基準に基づき集計した結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。 ② 法人運営における資金の配分状況については、年度当初から業務が円滑かつ効率的に取り組めるよう所要額を配分し、年度途中においては、業務の進捗状況を把握しつつ、業務の達成に必要な資金を効果的に配分している。</p>	A
		○経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組み	<p>指標の総数 : 5 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 5 × 2点 = 10点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点 合計 10点 (10 / 10 = 100%)</p>	A
		◇経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組みは十分であった。 s : 十分であり、特に優れた成果が得られた a : 十分であった b : やや不十分であった	<p>【事業報告書の記述】 財務諸表等を参照のこと。なお、各年度において業務経費・一般管理費の経費の削減に取り組んだ。</p> <p>【その他特記事項】 人件費を除く運営費交付金で行う事業に係る経費については、業務運営の効率化により、平成14年度以降各年度とも対前年度比で1.0%以上の経費</p>	13年度 a 14年度 a 15年度

c : 不十分であった
d : 不十分であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった
(なお、本指標の評価に当たっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。)

を削減しており、中期目標期間の業務実績及び達成度合等を勘案した結果、中期目標期間の経費節減の取組みは、十分であったと評価できる。

年度	13	14	15	16	17
対前年削減率 (%)	—	1.0	1.3	1.6	2.4

a
16年度
a
17年度
a

○法人運営における資金の配分状況

指標の総数 : 5
評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点
評価aの指標数 : 5 × 2点 = 10点
評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点
評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点
評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点
合計 : 10点
(10/10=100%)

A

◇法人運営における資金の配分状況は、十分であった。
s : 十分であり、特に優れた成果が得られた
a : 十分であった
b : やや不十分であった
c : 不十分であった
d : 不十分であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告書の記述】
財務諸表等を参照のこと。なお、各年度において業務経費・一般管理費の経費の削減に取り組んだ。

【その他特記事項】
年度当初及び年度途中において必要に応じた予算配分を行うことにより、適切かつ効果的な資金配分を行っている。

13年度
a
14年度
a
15年度
a
16年度
a
17年度
a

第4 短期借入金の限度額
7億円
(想定される理由)
運営費交付金の受入
が遅延

◎短期借入金の限度額

中項目の総数 : 1
評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点
評価Aの中項目数 : 1 × 2点 = 2点
評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点
評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点
評価Dの中項目数 : 0 × -1点 = 0点
合計 : 2点

A

	<p style="text-align: right;">(2 / 2 = 100%)</p> <p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 ① 法人の中期計画項目である「短期借入金の限度額」について、各事業年度の小項目の評価結果を評価基準に基づき集計した結果、中項目はA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。 ② 平成14年度における短期借入金については、公務災害補償費を特定独立行政法人災害補償互助会より無利子で借入し、借入年度内に返済を行っている。借入に至った理由は適切であり、また、適正に処理されている。</p>
<p>○法人の借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み</p>	<p style="text-align: right;">A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>指標の総数 : 2 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 2 × 2点 = 4点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点 合計 4点 (4 / 4 = 100%)</p> </div>
<p>◇法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込みに関しては適切であった。(借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) s : 適切であり、特に優れた成果が得られた a : 適切であった b : やや不適切であった c : 不適切であった d : 不適切であり、不利益が生じた。 <u>(平成14年度以降の評価指標)</u></p> <p>(◇法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込みに関しては適切であった。 a : 借入は行われなかった、</p>	<p>【事業報告書の記述】 運営費交付金の受入の遅滞はなく、また、予算の執行を適切に行ったことにより、平成14年度を除き短期借入金は発生しなかった。 平成14年度については、公務災害補償費として、特定独立行政法人災害補償互助会から4千2百万円の借入を行い、年度内に返済を行った。</p> <p>【その他特記事項】 平成13年度は短期借入金の借入実績はなかったが、評価指標に基づき評価し、平成15年度以降は短期借入金の借入実績がないため評価していない。</p> <p>13年度 a 14年度 a 15年度 - 16年度 - 17年度 -</p>

	<p>又は、短期借入金の借入に至った理由等については適切であった b：短期借入金の借入に至った理由等についてはやや不適切であった c：短期借入金の借入に至った理由等については不適切であった (平成13年度の評価指標)</p>		
<p>第5 剰余金の使途 剰余金が生じた場合には、消費者のニーズに対応できるような検査分析機器の購入等の経費に充当する。</p>	<p>◎剰余金の使途</p>	<p>中項目の総数 評価Sの中項目数 評価Aの中項目数 評価Bの中項目数 評価Cの中項目数 評価Dの中項目数</p> <p>剰余金の使途については、実績がなかったことから、評価の対象外。</p>	
	<p>○剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に当てた結果、当該事業年度に得られた成果</p>	<p>指標の総数 評価sの指標数 評価aの指標数 評価bの指標数 評価cの指標数 評価dの指標数</p>	
	<p>◇剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果は、十分であった。 s：特に優れた成果が得られた a：十分であった b：やや不十分であった c：不十分であった d：不十分であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった (中期計画に定めた剰余金の</p>	<p>【事業報告書の記述】 剰余金は生じなかった。</p> <p>【その他特記事項】 実績がないため、評価していない。</p>	<p>13年度 — 14年度 — 15年度 — 16年度 — 17年度</p>

		使途に充てた年度のみ評価を行う。)		—
第5 その他業務運営に関する重要事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	◎その他主務省令で定める業務運営に関する事項	<p>中項目の総数 : 2 評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点 評価Aの中項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 評価Dの中項目数 : 0 × -1点 = 0点 合計 : 4点 (4 / 4 = 100%)</p> <p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等</p> <p>① 法人の中期計画項目である「施設及び設備に関する計画」及び「職員の人事に関する計画」について、各事業年度の小項目の評価結果を評価基準に基づき集計した結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はAとする。なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。</p> <p>② 平成15年7月の食品安全行政の新たな展開に伴って中期目標が変更されたことにより、リスクコミュニケーションの推進に資するための業務、DNA分析等による食品表示の真正性の確認検査業務、国内外のリスク情報等の収集・整理に対応するための微量物質調査分析業務等の拡充に対応した人員配置が行われている。また、平成16年度以降は、業務計画において大幅な変更がなかったため、同様の人員配置が行われている。</p> <p>③ ISO/IEC17025の認定取得に向けた取り組みにおいては、しょうゆのアルコール分に係る依頼検査を対象範囲として品質システムを構築し、財団法人日本適合性認定協会により平成18年3月に分析試験所の能力に関する国際標準であるISO/IEC17025の認定を取得している。</p>	A
	1 施設及び設備に関する計画	○施設及び設備に関する計画	<p>指標の総数 : 4 評価sの指標数 : 0 × 3点 = 0点 評価aの指標数 : 4 × 2点 = 8点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 評価dの指標数 : 0 × -1点 = 0点 合計 : 8点 (8 / 8 = 100%)</p>	A

業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。

◇中期計画に定められている施設及び設備について、当該事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の成果は十分であった。
 s：特に優れた改善の成果が得られた
 a：十分であった
 b：やや不十分であった
 c：不十分であった
 d：改善の成果が得られなかった

【事業報告書の記述】

施設及び設備に関する計画に基づき、次の整備を行った。

所名	整備内容	年度
仙 台	スクラバー改修工事	14
横 浜	事務室設備改修工事	15
本 部	検査設備拡充工事	13
	事務室設備改修工事	15
名古屋	ドラフトチャンバー改修工事	13
神 戸	検査設備改修工事	13-16
	事務室設備改修工事	15
	廃水処理設備改修工事	17
門 司	検査設備改修工事	14

なお、施設及び設備に関する計画とは別に、平成15年度において緊急な整備が必要として補正予算が認められ、本部を除く各地域センターで残留農薬等検査設備改修工事を行ったほか、17年度において神戸センターの耐震診断調査を実施した。

【その他特記事項】

平成17年度の神戸センターにおける廃水処理設備改修工事については、やむを得ない事情により施設整備が年度内に竣工せず、改修による業務改善の成果は測ることが出来ないことから、評価していない。

13年度 a
 14年度 a
 15年度 a
 16年度 a
 17年度 -

2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

○職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む）

指標の総数 : 87
 評価 s の指標数 : 1 × 3 点 = 3 点
 評価 a の指標数 : 85 × 2 点 = 170 点
 評価 b の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点
 評価 c の指標数 : 1 × 0 点 = 0 点
 評価 d の指標数 : 0 × -1 点 = 0 点
 合 計 173 点
 (173/174=99%)

A

(1) 方針

ア 生系の格付業務については、退職者の不補充や有機農産物等の検査業務等JAS法改正による新規・拡充業務等への職員の計画的な配置転換を行う。

◇生系の格付業務については、退職者不補充とした。

a：不補充とした
 c：補充した
(平成14年度までの評価指標)

◇生系の格付業務の職員の配置転換計画を作成し、必要に応じ見直し、変更を行った。
 a：計画を作成し、又は必要な変更を行った

【事業報告書の記述】

生系格付業務については、生産量や格付件数等並びに他部門の業務量の推移及び今後の予測等に基づき、生系格付業務職員の配置転換計画を作成し、退職者の不補充、業務量が多い表示監視業務等への活用を行う等、職員の配置転換を計画的に実施した。

13年度 a
 14年度 a
 13年度 a
 14年度 a

	<p>c : 計画を作成せず、又は必要な変更を行わなかった <u>(平成14年度までの評価指標)</u></p> <p>◇配置転換計画に基づき職員の配置転換を行った。 a : 計画に基づき配置転換を行い、又は配置転換の必要性がなかったので行わなかった c : 計画に基づく配置転換を行わなかった <u>(平成14年度までの評価指標)</u></p>	<p>【その他特記事項】 平成13年度は、配置転換計画に平成13年度中の他部門への配置転換計画がなく、また、実績もないため評価していない。</p>	<p>13年度 — 14年度 a</p>																		
<p>イ 外国林産物の格付業務については、平成14年度の廃止に伴い人員の適正配置を図る。</p>	<p>◇平成14年度に各部門の業務量を勘案して人員の配置を行った。 a : 業務量を勘案し人員の配置を行った b : 業務量を勘案せず人員の配置を行った c : 人員の配置を行わなかった <u>(平成14年度限りの評価指標)</u></p>	<p>【事業報告書の記述】 外国林産物の格付業務については、平成15年6月に廃止したところであるが、業務量が少ないことから専任の職員は配置せず、表示監視部門等の業務量が増加している業務を勘案した人員配置の適正化を図った。</p>	<p>14年度 a</p>																		
<p>ウ 食品に含まれる微量物質の調査分析によるリスク情報の収集、遺伝子分析を活用した品質表示基準製品の検査等の分析業務について、拡充への対応を図る。 <u>(平成15年度以降の計画)</u></p>	<p>◇リスク情報の収集、遺伝子分析等の拡充すべき業務に対応した人員の配置を行った。 s : 配置し、特に優れた成果が得られた a : 配置した c : 配置しなかった d : 配置せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった <u>(平成15年度以降の評価指標)</u></p>	<p>【事業報告書の記述】 食品に含まれる微量物質の調査分析によるリスク情報の収集、遺伝子分析を活用した品質表示基準製品の検査等の分析業務について、拡充への対応を図った。</p> <p>【その他特記事項】 平成15年度に拡充業務に必要な人員67名を配置し、平成16年度以降は業務の大幅な変動がなかったため、前年度と同様の配置を行った。</p>	<p>15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>																		
<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初の109% ((1)のウに係る増員分を除外した場合にあっては、合理化減を図ることにより95%)とする。 (参考1)</p>	<p>◇常勤職員の数平成13年度当初を基準として1% (5人)程度の合理化減を図った。 s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は90%以上であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 期末の常勤職員数を期初の109% ((1)のウに係る増員分を除外した場合にあっては、合理化減を図ることにより95%)とした。また、期末の常勤職員数を、平成13年度当初の常勤職員数を基準として次のとおり削減した。</p> <table border="1" data-bbox="1153 1316 2004 1412"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削減人数[削減割合(%)]</td> <td>5[1]</td> <td>5[1]</td> <td>6[1]</td> <td>5[1]</td> <td>5[1]</td> </tr> <tr> <td>累計 [削減割合(%)]</td> <td>5[1]</td> <td>10[2]</td> <td>16[3]</td> <td>21[4]</td> <td>26[5]</td> </tr> </tbody> </table>	年度	13	14	15	16	17	削減人数[削減割合(%)]	5[1]	5[1]	6[1]	5[1]	5[1]	累計 [削減割合(%)]	5[1]	10[2]	16[3]	21[4]	26[5]	<p>13年度 a 14年度 a 15年度</p>
年度	13	14	15	16	17																
削減人数[削減割合(%)]	5[1]	5[1]	6[1]	5[1]	5[1]																
累計 [削減割合(%)]	5[1]	10[2]	16[3]	21[4]	26[5]																

	<p>1) 期初の常勤職員数 480人</p> <p>2) 期末の常勤職員数の見込み 521人 (うち(1)のウによる平成15年度の増員は、67人)</p> <p>(参考2) 中期目標の期間中の人件費総額 中期目標の期間中の人件費総額見込み 17,143 百万円</p> <p><u>(平成15年度以降の計画)</u></p> <p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を合理化減を図ることにより期初の95%とする。</p> <p>(参考1)</p> <p>1) 期初の常勤職員数 480人</p> <p>2) 期末の常勤職員数の見込み 454人</p> <p>(参考2) 中期目標の期間中の人件費総額 中期目標の期間中の人件費総額見込み 16,091百万円</p> <p><u>(平成14年度までの計画)</u></p>	<p>b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった</p> <p>c : 計画値の達成度合は50%未満であった</p> <p>d : 計画値の達成度合は50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>なお、15年度において、食品に含まれる微量物質の調査分析によるリスク情報の収集、遺伝子分析を活用した品質表示基準製品の検査等の分析業務の拡充に対応するため67人増員した。</p> <p>【その他特記事項】 達成度合：13年度 100% (5人/5人) 14年度 100% (5人/5人) 15年度 100% (6人/6人) 16年度 100% (5人/5人) 17年度 100% (5人/5人)</p>	<p>a</p> <p>16年度 a</p> <p>17年度 a</p>
<p>(1) 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに分析技術及び分析能力の維持向上を図るため、内部研修及び外部の高度な分析技術を有する分析機関や試験研究機関等への職員の派遣研修、人事交流等を行う。</p> <p>○ 分析技術の内部研修の開催回数：各事業年度10回以上</p>	<p>(3) 人材の確保・育成 ア 人材の育成 別に定める職員技術研修計画に基づき、以下の研修を計画的に実施する。</p> <p>(7) 職員の検査分析技術、分析能力及び品質管理技術等の維持向上を図るため、専門的知識を有する職員及び試験研究機関の</p>	<p>◇専門的知識を有する職員及び試験研究機関の研究者等の学識経験者を講師とした分析技術に関する研修を10回以上行った。</p>	<p>【事業報告書の記述】 職員の検査分析技術、分析能力及び品質管理技術等の維持向上を図るため、分析技術に関する内部研修を次のとおり各事業年度に10回以上開催した。 〔研修実施回数〕</p>	<p>13年度 a</p> <p>14年度 a</p>

研究者等の学識経験者を講師とした分析技術に関する研修を各事業年度に10回以上開催する。

- s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
- a : 計画値の達成度合は100%以上であった
- b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
- c : 計画値の達成度合は70%未満であった
- d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

年度	13	14	15	16	17
新規採用者導入研修	6(12)	1(11)	1(15)	1(12)	1(16)
専門技術研修	5(59)	10(38)	12(76)	19(92)	11(71)
機器操作技能研修	39(217)	17(60)	26(126)	38(87)	31(145)
技術能力向上研修	13(48)	23(222)	56(228)	65(1,187)	57(782)
計	63(336)	51(331)	95(445)	123(1,378)	100(1,014)

注) () 内は参加人数。

【その他特記事項】

専門技術研修、機器操作技能研修及び技術能力向上研修のうち、次の研修を微量物質等の分析技術の習得、維持・向上のための研修として評価した。

年度	13	14	15	16	17
研修回数	47	15	15	12	24

達成度合 : 13年度 470% (47回/10回)
 14年度 150% (15回/10回)
 15年度 150% (15回/10回)
 16年度 120% (12回/10回)
 17年度 240% (24回/10回)

○ 外部機関への派遣研修の開催回数 : 各事業年度10回以上

(イ) 外部の高度な検査分析技術の導入を図るため、先進的な分析技術を有する試験研究機関及び高度な分析技術を有する検査機関等への中長期の職員派遣研修を各事業年度に10回以上開催するとともに、業務上密接な関係を有する独立行政法人食品総合研究所等との人事交流を行う。

- ◇先進的な分析技術を有する試験研究機関及び高度な分析技術を有する検査機関等への中長期の職員派遣研修を10回以上行った。
- s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた
- a : 計画値の達成度合は100%以上であった
- b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
- c : 計画値の達成度合は70%未満であった
- d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】

外部の高度な検査分析技術の導入を図るため、職員を次の機関に2週間程度派遣し中長期の研修を各事業年度に10回以上開催した。

〔研修実施回数〕

年度	13	14	15	16	17
独立行政法人食品総合研究所	8(6)	7(6)	4(4)	3(3)	3(3)
独立行政法人水産総合研究センター	1	2(1)	1(1)	3(2)	3(2)
環境省環境調査研修所	1	2	4	3	3
北九州市環境局環境科学研究所	—	1	1	1	1
独立行政法人農業技術研究機構近畿中国四国農業研究センター	—	—	1	—	—
独立行政法人森林総合研究所	—	—	—	1	—
合計	10(6)	12(7)	11(5)	11(5)	10(5)

注) () 内は長期の派遣研修と位置づけた併任で内数。

【その他特記事項】

達成度合 : 13年度 100% (10回/10回)
 14年度 120% (12回/10回)
 15年度 110% (11回/10回)
 16年度 110% (11回/10回)
 17年度 100% (10回/10回)

◇独立行政法人食品総合研究所等との人事交流を行った。

【事業報告書の記述】

業務上密接な関係を有する独立行政法人食品総合研究所等との併任によ

(ウ) 放射線取扱主任者、ISO 9000の審査員補、労働安全衛生法に係る作業環境測定士等業務運営上必要な資格を有する職員を養成するため、研修会の開催及び外部機関が主催する研修会への派遣を行う。

s : 人事交流を行い、特に優れた成果が得られた
 a : 人事交流を行った
 c : 人事交流を行わなかった
 d : 人事交流を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

る人事交流を、次のとおり行った。

年度	13	14	15	16	17
独立行政法人食品総合研究所へ	6	6	4	3	3
独立行政法人食品総合研究所から	—	1	1	1	1
独立行政法人水産総合研究センターへ	—	1	1	2	2

◇年度計画に基づいて放射線取扱主任者を養成するため、研修会へ職員を派遣した。
 s : 派遣し、特に優れた成果が得られた
 a : 派遣した
 c : 養成する必要があったが、派遣しなかった
 d : 養成する必要があったが派遣せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

【事業報告書の記述】
 業務運営上必要な資格を有する職員を養成するため、次の研修会への職員の派遣及び内部研修を実施した。

年度	13	14	15	16	17
資格取得研修(人)	13	10	16	14	26
内部資格研修(人)	60	13	122	163	21

【その他特記事項】
 資格取得研修として、放射線取扱主任者を養成するための研修会に職員を派遣し、有資格者を養成している。

年度	13	14	15	16	17
放射線取扱主任者	1	1	—	2	—

平成15年度及び平成17年度においては、新規に放射線取扱主任者を養成する必要はなかったため評価していない。

◇年度計画に基づいてISO9000の審査員補を養成するため研修会へ職員を派遣した。
 s : 派遣し、特に優れた成果が得られた
 a : 派遣した
 c : 養成する必要があったが、派遣しなかった
 d : 養成する必要があったが派遣せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

資格取得研修として、ISO9000審査員補を養成するための研修会に職員を派遣し、有資格者を養成している。

年度	13	14	15	16	17
ISO9000審査員補	2	4	4	12	10

◇年度計画に基づいて作業環

資格取得研修として、作業環境測定士を養成するための研修会に職員を

(2) 農林水産行政との連携を図るため、行政部局との円滑な人事交流を図るとともに、センター職員の採用に当たっては、広く我が国の行政にも従事できる人材の確保に留意する。

イ 農林水産行政と連携した業務運営の推進
 農林水産行政と連携した業務運営を推進するため、センターの業務と密接な関連を有する総合食料局を中心とした行政部局との人事交流を計画的に実施するとともに、行政部局が開催する行政研修等に積極的に参加する。

境測定士を養成するため、研修会へ職員を派遣した。
 s : 派遣し、特に優れた成果が得られた
 a : 派遣した
 c : 養成する必要があったが、派遣しなかった
 d : 養成する必要があったが派遣せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった

派遣し、有資格者を養成している。

年度	13	14	15	16	17
作業環境測定士	4	4	2	—	—

平成16年度及び平成17年度においては、新規に作業環境測定士を養成する必要はなかったため評価していない。

(イ) 新規・拡充業務に適切に対応するため、生糸格付業務担当職員を対象に、消費者対応業務、JAS関係業務等に関する研修を計画的に実施する。

◇生糸格付業務担当職員を消費者対応業務、JAS関係業務等に活用するための研修計画を作成し、研修を行った。
 a : 研修計画を作成し、研修を行った
 c : 研修を行わなかった
 (平成14年度までの評価指標)

【事業報告書の記述】

新規・拡充業務に適切に対応するため、生糸格付業務担当職員を対象に、消費者対応業務、JAS関係業務等に関する研修等、必要な研修を適宜実施、又は、表示監視部門等に併任させ日常の業務を通じた指導育成(On the Job Training:OJT)を実施した上で、これらの職員を生糸格付業務以外の業務へ配置転換した。

【その他特記事項】

平成14年度は、生糸格付業務担当職員に対する研修を行わなかったが、日常の業務を通して指導育成を行うことにより、配置先での業務に必要な技術能力の向上を図るという目的は達成されている。

◇行政部局との人事交流を計画的に実施した。
 s : 実施し、特に優れた成果が得られた
 a : 実施した
 c : 実施しなかった
 d : 実施せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった

【事業報告書の記述】

農林水産行政と連携した業務運営を推進するため、農林水産省消費・安全局等と人事交流を実施した。

年度	13	14	15	16	17
転出人数	27	19	22	34	38
転入人数	24	19	85	31	25

◇行政部局が開催する行政研修等に参加した。
 s : 参加し、特に優れた成果が得られた

また、行政部局が開催する行政研修等に352名の職員を参加させた。

年度	13	14	15	16	17
行政研修参加人数	57	56	84	87	68

	<p>a : 参加した c : 参加しなかった d : 参加せず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		<p>a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>												
<p>ウ 職員の採用 職員の採用に当たっては、センターの業務を遂行する上で必要とされる分析の基礎的能力、農林水産物や食品の製造等の専門的知識等を有する化学、農学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用する。</p>	<p>◇化学、農学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用した。 s : 採用し、特に優れた成果が得られた a : 採用した c : 採用しなかった d : 採用せず、その要因は法人の著しく不適切な対応にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 広く我が国の行政にも従事できる人材の確保に留意し、化学、農学等の試験区分の国家公務員試験等の合格者の中から期間中78名を採用した。</p> <table border="1" data-bbox="1153 582 2004 646"> <tr> <td>年度</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>採用者数</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>19</td> <td>11</td> <td>19</td> </tr> </table>	年度	13	14	15	16	17	採用者数	16	13	19	11	19	<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a</p>
年度	13	14	15	16	17										
採用者数	16	13	19	11	19										
<p>エ 検査分析能力等の向上 検査分析等における検査分析能力及び検査分析精度の向上のため、検査分析の実施体制に適正試験所規範（GLP）及び検査分析機関としての国際標準であるISO/IEC17025の考え方を導入する。</p>	<p>◇ISO/IEC17025の要求事項を満たす品質マニュアル(1次文書)、手順書(2次文書)及び作業標準(3次文書)を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正した。 s : 作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかった c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった。 d : 作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法</p>	<p>【事業報告書の記述】 検査分析機関としての国際標準であるISO/IEC17025の考え方をを導入した分析試験業務管理規程等を作成し、規程に沿った検査分析を実施することにより、検査分析等における検査分析能力及び検査分析精度の向上を図った。さらに、平成18年3月3日付けで、独立行政法人としては初めて財団法人日本適合性協会によるISO/IEC17025の認定（しょうゆのJAS規格による分析）を取得した。</p> <p>【その他特記事項】 平成17年度は、これまでに作成したISO/IEC17025の要求事項を満たす品質マニュアル等の見直しと運用を重ねた結果、しょうゆのアルコール分を対象範囲としたISO/IEC17025の認定を取得したことにより、分析試験所としての技術能力及びその管理運営が国際標準に適合していることが対外的に認められたことから、特に優れた成果が得られていると評価したものである。</p>	<p>13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 s</p>												

<p>オ 検査分析業務執行マニュアルの作成 施設・機器類管理マニュアル、毒劇物管理規程及び危険物管理規程等に基づいて、分析機器及び試薬等の維持管理及び記録等に係る業務執行マニュアルを作成する。</p>	<p>人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 分析試験業務管理規程に基づき、機器・試薬等の整備・管理、記録や事故防止に係る各種マニュアル・指針を制定し、これらに沿って常時の管理・点検等業務を実施しつつ、業務の実施状況を踏まえ、これらを必要に応じ見直した。</p>	<p>13年度 a</p>
	<p>◇分析機器に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正した。 s：作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた a：作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかった c：作成せず、又は必要な改正を行わなかった d：作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>14年度 a</p>	
	<p>15年度 a</p>		
<p>◇試薬等に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正した。 s：作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が得られた a：作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかった c：作成せず、又は必要な改正を行わなかった d：作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>16年度 a</p>		
<p>17年度 a</p>			
<p>◇記録等に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正した。 s：作成し、又は必要な改正を行い、特に優れた成果が</p>	<p>13年度 a</p>		
<p>14年度 a</p>			
<p>15年度 a</p>			
<p>16年度 a</p>			
<p>17年度 a</p>			
<p>13年度 a</p>			
<p>14年度 a</p>			

		<p>得られた a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要がなかった c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった d : 作成せず、又は必要な改正を行わず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>		15年度 a 16年度 a 17年度 a																		
<p>(3) 職員の技術力の向上を図るため、検査機関としての国際標準の導入、分析業務における精度管理の実施等を行う。</p> <p>○ 実験室間精度管理の実施回数：各事業年度5回以上</p>	<p>カ 精度管理の実施 分析精度の確認のため、実験室間精度管理を各事業年度に5回以上実施し、その結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>◇実験室間精度管理を5回以上実施した。 s : 計画値の達成度合は100%以上であり、特に優れた成果が得られた a : 計画値の達成度合は100%以上であった b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度合は70%未満であった d : 計画値の達成度合は70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <p>◇実験室間精度管理の結果に基づき必要な是正措置等を講じた。 s : 必要な処置を講じ、特に優れた成果が得られた a : 必要な措置を講じた c : 必要な措置を講じなかった事例があった d : 必要な措置を講じなかった事例があり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p>	<p>【事業報告書の記述】 分析精度の維持・確認のため、外部技能試験への職員の参加及びセンター間技能試験を次のとおり実施した。なお、満足な結果が得られなかった職員に対しては、再試験等の必要な是正処置を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1160 614 1995 699"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部技能試験</td> <td>3(20)</td> <td>5(22)</td> <td>9(38)</td> <td>14(98)</td> <td>18(159)</td> </tr> <tr> <td>センター間技能試験</td> <td>5(95)</td> <td>3(51)</td> <td>1(54)</td> <td>3(82)</td> <td>3(36)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 実数は実施回数、()内は参加人数。</p> <p>【その他特記事項】 試験結果の品質保証・信頼性確保の必要性から、外部技能試験への参加が増加している。 達成度合：13年度 160% (8回/5回) 14年度 160% (8回/5回) 15年度 200% (10回/5回) 16年度 340% (17回/5回) 17年度 420% (21回/5回)</p>	年度	13	14	15	16	17	外部技能試験	3(20)	5(22)	9(38)	14(98)	18(159)	センター間技能試験	5(95)	3(51)	1(54)	3(82)	3(36)	13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a 13年度 a 14年度 a 15年度 a 16年度 a 17年度 a
年度	13	14	15	16	17																	
外部技能試験	3(20)	5(22)	9(38)	14(98)	18(159)																	
センター間技能試験	5(95)	3(51)	1(54)	3(82)	3(36)																	

[総合評価]

特記事項	評価	
<p>1 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等</p> <p>① 法人の中期計画項目について、各事業年度の中項目の評価結果を評価基準に基づき集計した結果、中期目標期間の中項目は一部にB評価であったものの、業務の実績及び達成度合等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。 なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。</p> <p>② 本部及び地域センターで分担して実施されている業務については、各業務ごと、各センターごとの具体的な業務実績と人員配置や業務に要した経費等を比較・検討した結果、適切な業務運営であったと評価できる。</p> <p>③ 食品等の不正表示に係る農林水産大臣からの指示による立入検査、輸入農産物の残留農薬問題に対応するための農産物の残留農薬調査、BSE（牛海綿状脳症）問題に対応するための精肉店等に対する表示モニタリング調査などの緊急的業務の優先実施、平成17年6月に改正されたJAS法に基づく登録の事前申請に係る登録等調査の優先実施、農林水産大臣から要請された遺伝子組換えトウモロコシBt10に関する緊急調査分析への迅速な対応など、社会情勢等に対応した柔軟かつ適切な業務運営であったと評価できる。また、これらの緊急業務を優先して行ったため、予定していた業務量を減らさざるを得なかった業務があったことはやむを得ないと考える。</p> <p>④ 食品安全行政の新たな展開に伴い、平成15年7月に大幅に中期目標が変更されているが、法人は組織体制の見直しなど拡充業務に対応した資源配分をすることにより、法人に与えられた使命に適切に対応していると認められる。</p> <p>⑤ 各事業年度の評価結果において小項目がb又はc評価となった業務については、法人はその要因分析を行った上で業務運営体制の見直し等を行ったことにより、次年度以降は当該業務の改善が図られていると認められる。</p> <p>2 s評価となった項目について</p> <p>① 「遺伝子組換え農産物に係る調査研究」について（平成13年度） 遺伝子組換え大豆やとうもろこしの定量分析技術を開発し、日本食品衛生学会奨励賞を受賞するなど、対外的な評価を受けていることから、特段の成果が得られていると評価した。</p> <p>② 「ISO/IEC17025の認定取得に向けた取り組み」について（平成17年度） 独立行政法人として初めてISO/IEC17025の認定を取得（対象範囲：しょうゆのアルコール分に係る依頼検査）しており、分析試験所としての技術能力及びその管理運営が国際標準に適合していることが対外的にも認められていることから、特段の成果が得られていると評価した。</p> <p>3 b、c評価となった項目について</p> <p>① 「品質表示基準の検査における不適合率が高い品目等の重点実施」について（平成13年度及び平成15年度） 平成13年度は、原料原産地表示に係る品質表示基準の改正が見込まれた品目の重点的な調査を次年度に繰り越したため、平成15年度は検査の進行管理等が不十分であったため、一部の品目を除き検査実績に占める割合を高めて重点的に実施できなかったが、検査計画に対する業務の進行管理が適切に行われた結果、平成16年度以降は検査業務の重点化が図られている。</p> <p>② 「生鮮食品の原産地表示等の調査」について（平成13年度） 当該業務の達成率は96%であったが、社会的に大きな問題となった原産地虚偽表示等に係る立入検査への対応、BSE問題への対応等の緊急性及び重要性の高い業務に優先的に要員及び資金を投入したため、本調査に係る業務量を減らさざるを得なかったことは、やむを得ないと考える。</p> <p>③ 「登録認定機関の登録等のための申請書類受領後30日以内での農林水産省への調査結果の報告」について（平成13年度） 当該業務の達成率は48%であり、主な要因は不適切な業務の進行管理であったため、事務処理マニュアルを作成し、適切な進行管理を行う体制を整備した結果、平成15年度以降すべて30日以内に報告している。 なお、平成14年度については、食肉等の不正表示に係る調査等の緊急性及び重要性の高い業務を優先的に実施したため、</p>	<p>中項目の総数 : 16</p> <p>評価Sの中項目数 : 0 × 3点 = 0点</p> <p>評価Aの中項目数 : 15 × 2点 = 30点</p> <p>評価Bの中項目数 : 1 × 1点 = 1点</p> <p>評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点</p> <p>評価Dの中項目数 : 0 × -1点 = 0点</p> <p>合計 : 31点</p> <p>(31/32=97%)</p>	<p>A</p>

- 達成率は98%（a評価）であった。
- ④ 「農林水産大臣からの指示による立入検査結果の報告期間を検査実施後3日以内にする事」について（平成13年度、平成14年度及び平成15年度）
 平成13年度、平成14年度及び平成15年度の達成率はそれぞれ22%、33%、67%であり、平成13年度及び14年度の要因は立入検査件数が例年に比べて著しく多く、また、規模も大きかったため、当初、立入検査要員の確保が困難であったことから、収集した資料の集計、整理に時間を要したことなどにより報告期間が3日を超えたことについては、やむを得ないと考える。
 また、平成15年度については、業務の改善・迅速化が図られたところであるが、進行管理が不十分であり、内部の事務処理の遅延により1件が報告期間を超えたものである。
 なお、立入検査要員の増員、立入検査マニュアルの見直し、検査実施センター間の連絡体制の整備等により、検査及び報告の迅速化に努めた結果、平成16年度以降に実施した立入検査の結果はすべて3日以内に報告されており、業務の改善が図られている。
- ⑤ 「外国林産物の格付業務」について（平成14年度）
 旧JAS法附則第4条第3項の規定による外国林産物の格付業務については、中期計画において平成14年度をもって廃止することとしていたが、外国製造業者の承認又は認定が平成15年6月9日までなおその効力を有するとされたことから、当該格付業務を平成14年度をもって廃止できなかったものである。
 なお、当該業務は平成15年6月9日をもって廃止している。
- ⑥ 「生糸の格付業務担当職員に対する研修」について（平成14年度）
 生糸の格付業務担当職員をJAS関係業務等へ活用するため、当該職員に対する研修計画を作成したが、研修計画に基づき画一的に基礎的研修を行うのではなく、職員個々に配属先に応じた教育訓練が必要と認められたことから、より実践的な職場内研修を優先して実施したことによるものである。このことにより配属先での業務に必要な技術の能力の向上を図るという目的は達成されたと考えられる。
- ⑦ 「Codex規格として提案されている重金属の農産物における実態調査」について（平成14年度）
 平成14年度の達成率は66%であったが、この要因は農林水産省から都道府県を通じて生産者団体等に試料の提供を要請した結果、一部試料が提供されなかったものであり、平成15年度以降は、関係機関と連携を密にし試料収集に努めている。
- ⑧ 「食品等の品質の向上や安全性を確保するための高度な品質管理、品質の表示等に関する講習会」について（平成14年度）
 当該講習会は、一地域に偏ることなく全国各地で公平に情報提供の機会を設けるため、年度計画において各地域センターで実施することとしていたが、平成14年度は1センターにおいて実績がなかった。その要因は、食品の不正表示等に係る立入検査等への対応を優先したことであり、やむを得ないと考えられる。
- ⑨ 「関係独立行政法人等を結ぶWAN（広域ネットワーク・システム）の整備」及び「WANの活用」について（平成15年度）
 法人は、平成15年7月の食品安全行政の新たな展開に伴って改正された中期目標に対応して、関係独立行政法人等を結ぶWANを整備し、農林水産省の関係部局と連携することにより食品のリスク管理情報を共有するとともに、消費者からの問い合わせ対応やわかりやすい情報提供等に活用することとしていた。しかし、WANを構築するために必要とされるサーバ等の接続に技術的な問題が生じ、その解決に時間を要したため、予定したすべての関係独立行政法人にWAN端末の設置が完了したのは平成16年6月となった。
 なお、平成16年度以降は、関係独立行政法人等との連携を密にしたWANの円滑な運営・有効活用が図られている。
- ⑩ 「教育関係者に対する食生活指針の普及啓発を中心とした講習会の開催」について（平成17年度）
 前年度までに講習会を開催していない県7県を含む10都道府県以上において当該講習会を開催するとの計画に対し、開催都道府県が9県に止まったことにより単年度評価としては未達成と評価した。
 なお、中期目標期間中に各都道府県（47都道府県）で開催するという中期目標は達成されている。
- ⑪ 「登録格付機関の監査結果の検査開始後30日以内での報告」及び「当該業務の進行管理」について（平成17年度）
 農林水産省への監査結果の報告が遅延した1案件は内部の進行管理体制の不備が原因であったことから、今後の当該業務の実施にあたっては、厳格な進行管理が必要である。